

文學博士 辻善之助 著

訂修 皇室と日本精神

大日本出版株式會社



東京帝國大學文學部教授・帝國學士院會員
大日本年表・新訂日本文化史
著・日本神代史之研究・日本神代史之研究
編輯・地訂海外文庫史話・同祖時代
大内出雲

GHQが発禁処分とし、焚書となり、辛うじて、
帝国図書館に残された、アーカイブを基に謄
写された、書物を修正してウェブ掲載しました。

神戸市須磨区緑が丘 タイナック・コーポレーション
代表者 中橋泰治 作成 <http://tainak.jp/>

PDFでは、倍率変更可能なので、拡大可です。
原本は保存状態が、悪く復元は難儀でした。

例言

一、本書は日本文化が、常にその中心に皇室を仰ぎ奉つて發達し承れる理根を述べ、その中心として立ち給へる御歴代天皇が皇徳嗣位の爲めに大なる御努力を積ませ給ひし御事蹟の一端を、若干の眞確又は御歴代に依つて説明せんことを試み、之に附けて日本精神の各時代を終ける御長の一統を概説したものである。

一、本書は元來同時期所に於ける諸書等を参照して一目としたものである。其の申には同種書の記事が重複したものもある。

一、本書はさうに昭和十一年初版を發行してより以來、時間久しくその影を没してゐたが、近頃書肆より、その再版發行を求められたに依つて、問々事實の誤謬を訂し、字句の修正を試み、又圖に資料を増補して改題發行せしむることとした。

昭和十八年十二月

辻善之助

目次

例言	一
日本文化の發展とその中心	一
聖徳	三
一 心照御書宣	三
二 萬年御道誠	四
三 精神抄	五
四 元明天皇宣記	六
五 光明院宣記	七
六 持統記	八
七 推古開天皇太子を弑め給ふ御事	九

學博士辻善之助著

訂修 皇室と日本精神



大日本出版株式會社



著者略歴

東京帝國大學名譽教授・帝國學士院會員
東京學士

(著書) 大日本年表・新訂日本文化史

論・日本佛教史之研究・日本佛教史之研究

寺廟論・地訂海外交通史話・日清時代

人物論

例言

一、本書は日本文化が、常にその中心に皇室を仰ぎ奉つて發展し來れる所以を述べ、その中心として立ち上るの御歴代文藝が皇國興隆の爲めに大なる御努力を積まされ給ひし御事蹟の一掃を、若し其の御事蹟は御事蹟に依つて説明せんことを試み、之に附けて日本精神の各時代に於ける消長の一掃を略論したものである。

一、本書は元來同時代所に於ける諸國等と對照して一掃としたものである。爲めに中には同種意の御事蹟が重複したものである。

一、本書はさきに昭和十一年初版を發行してより以來、地固久しくその影を留してゐたが、近頃書籍も、その再版發行を求められたに依つて、固々事實の誤謬を訂し、字句の修正を試み、又新に資料を増補して改訂發行せしむることとした。

昭和十八年十二月

辻善之助

目次

例言	一
日本文化の發展とその中心	一
聖徳太子	一
一心御書寫	一
二 寬平御遺訓	一
三 德宗御書	一
四 聖德太子御遺訓	一
五 光緒院宣記	一
六 神皇正統記	一
七 櫻井御書	一

本文化と融合するに欲するものとせずるのである。即ち外国文化を採りし、これを咀嚼し、これを消化するといふことが我が國文化の一つの特色である。これは我が國の歴史が優美であることを示し、包摂力の大きなることを示す所以である。福澤翁例ではあるが、アイヌと較べると、アイヌも今は石器時代には既にやうに一緒にこの土地に居た。然るにアイヌは優秀な文明と受入れることができないので劣等民族となり、大和民族はこれを適當に吸收して今日の發展を見た。これが大和民族の偉いところであると思ふ。勿論日本文化の發達には多くの歸化民族が寄つて居る。それらの寄つた方が大いに寄つて居ることであらう。然し尤もそれらの外来民族を輸入してこれを同化し、これを融合するところに、また大和民族の特色と認めなければならぬと思ふのである。

かやうにして我が國は、儒教の文明でも、印度の佛敎でも輸入し、また西洋のキリスト教でも、佛敎に、體合に攝取し、消化して、新しい生命と賦與して居るのである。その例を取つてみると、先づ文字である。日本には元來文字といふものは無かつたので、先づから漢字を輸入してこれを使つたが、暫くにして漢字を授ふことに漸く熟して來ると、直ぐに日本の文字、即ち片假名及び平假名と發用して居る。この假名の發明は、日本人が外國の文化と

咀嚼し消化する方が強いことを證明するものである。これを佛敎に就けると、佛敎には漢文があるが、漢文の發明は舊か年代が勝つて、李氏の世第二十八年、即ち我が國の室町時代の初め、後花園天皇文安三年に發用せられたものである。それに較べると、日本の假名の發明は非常に早く、凡そ七八百年も古いのである。即ち平安時代の初め頃に發明せられて居るのである。尤も佛敎には漢文より先に、史記といふものがあつて、漢文の根本は史記にあるのである。この史記は我が國天皇より神代天皇の頃に書る時代にできたものではない。これは漢字の音讀及び訓と借つて漢文の語に輸入し、日本の發行者のやうにつけるもので、日本のクマニヤに書るものである。即ち史記と漢文との關係は、日本の萬葉集と音讀假名との關係のやうなものである。然しながら佛敎に於ては史記ができてから漢文ができるまで非常に長い年月を要して居る。即ち凡そ七百年を隔てて居るのである。然るに日本ではその間が極めて短く、漢字使用後直ぐに假字ができて居る。故に假名の發達は漢文に較べて尙早いといはなければならぬ。

又音樂について見ても、或は朝鮮から或は渤海から或は文島からと輸入して、平安時代の末頃に來り、日本獨特の音階即ち和調・今調といふやうな音樂ができて居る。和調は今

でも佛敎の音階で唱へて居るが、歌々が聞くも採音異い感じがするが、できた當時には非常に新しいもので、その時の新體詩であつたのである。その和調と初め、色々な音樂を輸入したのは何かも進たかと言へば、元は印度の佛敎から來たのであつて、それから色々な音樂ができたのである。

その佛敎と和調のやうなものも、室町時代に創められたのであるが、その元は印度の佛敎と、文島の天竺の佛敎から傳つたものといふことになつて居る。かくの如く印度及び支那の色々な方面から色々な音樂を輸入して日本獨特のものにして居る。又三味線の如きも、歌から輸入したといはれて居るが、恐らくは之は琉球を經て支那から來たものと思はれる。この佛敎が室町時代の末に日本に入つて來て後、日本の音樂が非常に發達した。我が國近世の音樂の支なるものは三味線によつて發達して居るもので、これをどうも矢張り外國から來た佛敎と日本で大いに利用して佛敎の音樂と變遷せしめた例である。

また法律・制度を見ても、日本は支那から色々なものを輸入して居るが、皆これよく消化して、更に新しい色彩をつけて利用して居る。

その佛敎音樂といふやうなものは極めて或く強もなく、音印度・支那の方面から日本に

輸入せられて日本風になり、日本獨特の特色を發して居る。かやうな譯で何もかも外國から輸入しては、よく之を咀嚼し消化し日本化して、自分の血肉にしてしまつて居るのである。之が日本文明の特色とも謂ふべきものである。

それ等の外國から入つて來た文明と吸收し貯蓄して居るのみならず、尚ほ或る場合には之を本國本元の支那の方に追進出した例もある。一例をあげれば、平安時代の中期に、支那には無くなつて居た佛敎の儀禮が、却つて日本に存して居つたので、由ふから傳つて來れと頼みに來たことがある。その佛敎儀禮で支那には早く無くなつて、日本に傳つて居つたものも限分深いある。奈良の正倉院に參ると、天平時代の寶物が数千點保存せられて居る。これは佛敎式天皇の御成ひになつて居つた品物で、御成ひその關係をせられて居るので、世界に傳はる寶庫と言はれて居る。この外法隆寺などに打つて見ても、極めて貴重な寶物が澤山保存せられて居るが、その法隆寺の圓蓋とたゞねると近くヤマト百官までも關係があつて、ヤマトの藝術の影響を受けて居るものが紛からずあるのである。

更にこれと足併せについて見ると、我が國には支那から、佛敎と佛の如く多くの思想が入つて來た。それが我が國へ來ると佛敎様子が傳つて日本風になつてしまひ、日本の國體に

皇代に於ては、神代天皇并に應神太子の方に依つて、佛敎美術の神と稱へ、天智時代に
は聖武天皇を中心にして、一統佛敎の復興を期ししものあり、東大寺はいよりに及ばず、
その統制の畫像に近く存せる寺院の佛像の類は、或は正倉院御物の如き、その製作の優美、
匠の意匠、まさしく驚歎に値する。この後、刑部が佛敎に於て重要な意味を有したまひ、
また佛敎家に對して佛敎復興の事を語したまひし事蹟は、其在一々述へ置かざるべしこと
である。

御歴代の中に於て、聖しく佛敎の徒と結ばしめたまひし御方は、凡そ御二十五
代を數へ奉る。即ち平城天皇・宇多天皇・冷泉天皇・花園天皇・一條天皇・堀河天皇・鳥羽天皇・
後白河天皇・高倉天皇・後鳥羽天皇・土御門天皇・朝治天皇・後醍醐天皇・後深草天皇・後
宇多天皇・伏見天皇・花園天皇・後花園天皇・徳仁天皇・後鳥羽天皇・後水尾天皇・明正
天皇・後光明天皇・靈元天皇・應永天皇の御代にまします。其間天皇の世變に關する繪圖
は伏見宮に藏せられ、後花園天皇の御代にまします。こととはち繪圖と稱する繪物は京都御
所

皇代天皇の御代とその中心

皇代天皇の御代とその中心

西京山御文庫にあり、靈元天皇の、孔子像も亦東山御文庫に藏せられてある。

佛敎に於ては、佛敎の之に對してたまひしことは誠に御天皇の慈心しむる所、御歴代何れも
君と尊くせられざるはなしと申すべきである。中についで、醍醐天皇がその道の學者にまじ
ましたことは、今更申すまでもなく、宇多天皇の御代にして佛敎にまします。醍醐天皇の御
代とも申すべく佛敎の盛んなる、聖武天皇の御代、後宇多天皇の御代にして弘法大師の
善風に隨順したまへる。何れも人神の統と申すべきであらう。伏見天皇は和漢の佛法に通
じたまひ、皇子尊賢親王はその系統を承け、ついで更に新皇と認め、後の御家統の基を固か
れ、その善風は數百年の長きに亘つて今に傳はつて居る。次に花園天皇が圓融にして、南無
彌陀なる、後醍醐天皇が兩統にして約法なるは、何れも御氣象の現はれたるを稱することが
できる。後花園天皇が後名徳園の妙と稱したまへる、後奈良天皇の御代にして佛敎にまします
る。後鳥羽天皇の御代に併せたまへる、後水尾天皇の御代にして佛敎の風を具へたまへる。
靈元天皇が御代にして佛敎にまします。中御門天皇の御代に佛敎の風を具へたまへる。
光厳天皇の御代に併せたまへる。御歴代の善風に傳はれましたことは、實に皇代に奉へ
ざるものがある。

中には今稱せられたまひ、「佛敎秘抄」などの御著作がある。花園天皇も亦御世その頃の如
に通じたまひ、聖しく佛敎を以て樂事と爲したまひしものが今に傳へられてある。後深草天
皇も亦皇・學などに秀でたまひ、後鳥羽天皇は佛敎を尊くしたまひ、聖しく佛敎を以て記し
たまへる聖賢の寸法書が保存せられてある。光格天皇が善風を承けたまひしことは、御子な
れさせたまひし御子が數多く京都御所東山御文庫に藏せられてあるによつても知られる。そ
の頃、後深草山が京都在位の時、ある夜月明に照じて、佛敎復興と實徳再建とを宣ひ、御是
の東門より入りて南門の裏に出た。時に當座佛敎人の耳を驚び、その言は石に佛所の覺御殿
邊より流れるもの如くであつた。花園天皇の御代に於ては、佛敎に次句を附けんことを求
めた。その句は、上皇御佛敎、社會、承前内外并稱しといふのであつた。花園が次の句を奉
ずる時に、更にまた道の言が附きた。花園が佛敎を尊んで、佛敎の之に附けるまでもなく、佛
を續けた。曰く、何人今世廣佛敎、一由寛容佛敎、佛敎、佛敎の南門の謂、佛の光輝ゆる
中に、善風が佛の香をばつて居る。今世佛敎に於ては、何人が一由寛容佛敎の由を奉りて、
佛上に御安と認めまつて居るのであらうかといふやうな意味と呈はれる。この一語の佛敎
のほき、また後鳥羽天皇の御代に於ける佛敎の盛んにましますことと反映する一語語
であらうと思ふ。

宗教界について見ると、佛敎の隆衰以後凡そ千餘年に及び、その間九十六代の御代に互
つて、何れも多少佛敎に御關係の無い御方はない。宗教は固より帝王の外護に依つて弘まる
ものではあるが、我が國の如く、皇室と佛敎との關係の密接なるは他にその例と見ざるもの
である。御歴代の中には、法皇として御降臨の上、佛門に御氣せられて、親正政を圖たまひ
し例も少なくない。また法名と御稱へになつた方は、應永天皇の御代と初め奉り、靈元天皇の
御代に至るまで、凡そ御三十代と數へ奉る。その間に佛敎の厚薄もあるが、何れも健全な
る御信仰を尊し給ひ、寺院の建立、道場・寫經・佛經の譯述、法會・齋戒等に依つて國法を
善導し佛敎の復興を圖り、人説の幸福と運命、國家の安寧と祈り、又御自身にも佛敎の實に
資せられたことが多い。

さて佛敎傳來の當初より、その善風時代に於て之を傳達しその發育を圖られたのは、全く
皇室の方に依つたのである。神代御代、物部皇氏の奉養佛敎の事に當り、常に佛敎と保護し
て、物部氏の御世に興隆したまひしは佛敎の御子即ち後の用明天皇及び聖德太子御代に於て、古
天皇にましますものである。その後聖德太子の御代に於ては、佛敎の隆衰に一段と對し、之

てわが國體の中心固化して、一皇室主義の中心國民黨と改稱した。その新帝即位時代に於ては、朝廷の地方は神威を極め、中央集権の實大に達す。國家統一の事業は着々進捗し、國力充實して皇威は宣揚せられた。既にして平安時代に入り、藤原氏の攝關政治起るに異んで、政權は藤原氏に収められ、門閥の弊甚だしく、皇室中心主義は漸く崩壊されるに至つた。この間、桓武氏の反抗雖も企てられたが、平安時代の末に至つて、政治の腐敗が極端に達し、遂に政權は公卿から武家に移つた。これが第二の段階である。

かくて土地經濟の権柄に軍事警察の權は、菅原源の手に歸し、朝廷の權力漸く衰ふるに至つた。後鳥羽上皇乃ちその憤慨を企て、討幕の舉を起し給ひ、遂に殺して承久の體となつたが、時未だ到らずして、御志の如くならなかつた。かやうにして政治の形式は變つたけれども、根本主義たる國體の精神は何如變る所なく、皇室中心主義は常に國民の心に植根し、やがて百年の長、建武中興となつて現はれた。然るに中興の政治も、土地經濟の腐敗その實しさを得ず、其めに失敗に歸し、再び武家政治の體となり、室町幕府が出現した。これより凡そ二百年の間、親戚相殺す、社寮の組織殆んど崩壊した。然しながら皇室中心主義は依然として動ずること無く、皇室は常に國民欽慕の中心、救済の的にましましたのである。やがて

徳田恒長を誦して豊臣秀吉に對つて、統一の業を成就した。秀吉の政治は攝關政治の形式を採つたのであるが、やがて徳川家康が將軍となるに及びて、再び武家政治の體となつた。家は攝關朝廷を敬崇したが、雖には之を仰へて土地兵馬の實權はすべて幕府に收めた。これは御代天皇を初め奉り、公卿の朝臣は之に對する臣節の念なく憂人になり、謀叛の思想は夙くより熾つて居た。然れども未だ表面に對するにあらなかつたが、やがて文藝復興の氣運大いに起り、國史國文の研究盛んになると共に、皇室中心の思想は盛んに燃え上り、勤王論は尤も勃興した。幕末に至つて幕府の財政窮乏と外交困難の刺激と相俟つて、幕府は傾倒し、王政復古の大業は成就し、明治維新の宣議は成立せられたのである。明治の初め、五箇條の御誓文によつて國體政治の基礎を定められ、次いで立憲政治を始め、議會は開かれることになつた。これが第三段階である。立憲政治は固く西洋思想を採入れたものであり、西洋思想の影響を受けたものであるけれども、國體の根本精神は依然として不變である。かやうに國體觀念の發達に種々の變遷はあつたけれども、その主義に於ては少しも變りはない。前も

長があつて、時には古い経緯を留めて居る。例を擧げて言へば、近畿一帯の如きはその一例であり、また平安時代になつては藤原源賴が攝關天皇に對し奉つた態度の如きもその一例である。次いで平将門の亂の如きもやはりその例に入れるべきものである。是等は國家の上に極めて恐るべき事件であつた。然るに亦たも國體を傷けることなく、結局消滅つて地獄であるといふ如くに、一身國體觀念に對しかけた結果となつた。かやうな事件が屢と起つたにも拘らず、國體は損を付けなかつたといふことは、他面から言ふと、國體觀念が國民の間に深く植根して居つたといふ證據になる譯である。

五箇條の事件、平将門の事件の如きは一面から見ると、支那の影響を受けられたものかも知れない。文徳の府の末から五代にかけては亂風が熾き、其の末に於ては皇室が威上皇帝を奉じて自分勝手に皇位を立てたことも幾つもある。それ等が藤原氏に藤原上皇の御座と見せられたかと思ふ。また平将門の如きも、當時文徳に於ては革命事件が起つて居り、それ等の風俗を踏いて、あの亂を起したのではないかと思はれる。将門の用いた時代は、支那に於ては、唐が亡びて五代の代となり、梁・唐を逐つて唐となつて、それが丁度将門の時代に當つて居る。将門の亂の事を書いた『延門記』によつて見ると、将門は自ら將皇と稱して居つた。その弟將平が

之を誦めて、昔から志に皇帝と稱して居た例はない。天皇ばかりは別であるからやめたからからう」といつて止めた所が、将門はこれを斥けて、「何をいふか、今は方の世の中である。打撃さへすればそれが首になり得るのである。近く支那に於ても英丹の國は藩籬を打にして、遂に自分の國內に入れてしまつたことがある。故に方ある者がいつても皇位になれり」といつたといふ事が書いてある。これによれば、支那の革命の思想が將門に多少でも影響したことを示して居るものと思はれる。

さて、その後、藤原氏の内政が漸れて、武人が勢力を得るやうになり、朝綱が武家政治を始めたが、この朝綱が武家政治を始めたといふことに就いて、昔から多くの人が非難して居る。それらの論は、攝關幕府の後に足利幕府がでり、徳川幕府ができて、武家政治が六百年続いた。而してその始めは朝綱であるから、朝綱に非難があるといふのである。然しながら是はこの朝綱に對する批評は頗る過激であると思へるのである。

朝綱が始めた武家政治といふものは固くも國體政治である。然しながら朝綱はその國體の上に於て厚く皇室を尊崇し、固くまでも國體を崇敬した。若し大事件があれば皆朝綱に備つて之を定めて居る。當時は院政時代で、上皇が政權を有つて居られる。故に大事件は皇室に

つて決すられて居る。相輔は武家政治を始めても、何れでも院政を仰いで、決して自ら
にやつたといふことはない。のみならず、平家時代の末に國家が紊れ、院政の組織が崩壊
に近づいて、人民の苦しんで居るところに相輔が出て、國家の解體を防ぎ、皇室を安全にし
つたといふことは非常な功績であつたのである。そこで北條義房の如き、「神皇正統記」に
て「相輔と稱へて居る」。

氏を保元、平治よりこのかたのみだりがはしきに、相輔といふ人もなく、奉時といふ者も
なからずしかば、日本國の人民如何なとままし、このいはれをよく知らぬ人は故もなく皇
威の衰へ武備の廢ちにつけると思へるはあやまきなり。

相輔が皇室に対して非常に厚い尊敬の念を持つて居たことは次に示す通りである。治
承四年に平重衡が奈良の大寺を焼いてしまつた。これは奈良の僧侶たちが東大寺に焼つて
居るといふので、之を燒却したのであるが、之によつて、聖武天皇の御時建てた三國一
の大伽藍が丸焼けになつてしまつたのである。その世に重衡が再建の念を起し、全國に

日本文化の復興とその中心

日本文化の復興とその中心

二四

進んで寺造を求め頼つて、永年かかつて造らせた。その時に院政が崩壊して院政の
平治と今の院政に、君の御時建てなければこの再建はできない、といふ語があつたのに対し
て、相輔の返答に、

聖訓消息之、君御時力ならずばと候は、相輔事にて候。然る、君宇其恭候事也、自今已
後も更に不可有候事也。

院政が崩壊からよこしたその手紙に、君とあるのは院政のことをいふのか、否しとせらる。
の字は恐れ多いことであるから、今後は一途進んこととはならぬ、といつてやつた。相輔が
皇室に対する忠義の態度は、この一語によつても分るであらうと思ふ。

また元暦二年のことであるが、西國に平家任代として行つて居た相輔に送つた消息には、
平家方には安徳天皇が居られるゆゑ、天皇の御身の上は誰かが起さぬやうに、十分氣をづ
つるやうにといつてやつた。その手紙の一節に、

大方は帝王の御事、今に始めぬことなれども、本會はやまの宮島野の因宮計奉らせて其
つきて先なき、平家又三條宮富計奉て、か様になせんとする事也……風々大やけの
御事、ことなうやうに少成せざるは、……

天子さまのことは今正でないけれども、本會御神が、今まの宮御も御恩は院政と島野の因宮
を御奉つたため、その御が言つて御神は滅びた。平家もまた院三條院政と共に其を奉げら
れた三條宮富計仁王を御奉つたため、いま現に目の前に見る如く、滅び滅びんとして居
る。さういふ御であるから、返す返す分け御奉り天子様のことは、十分に注意して御奉事にあ
らせられるやう願をせなければならぬ、といふことを申し述べたのである。斯くの如く
相輔の事によつて、相輔は忠實に院政を御奉り取つて居たのである。これを特門とか、或は
藤原氏の東國時代に足は合せれば、足平に御奉るものがあらう。

また「平家物語」の法住守兼光の傳に、横田法皇が齊に召して御奉事なほらうといふ時、
武士が齊に矢を射かけた。その時に送つて居た者が「これは院にわたらせ給ふぞ、恐
むるな」と申したところが、武士たちは馬から降りて、提まつたといふことが書いてある。

また同じく、「平家物語」の中に、後鳥羽天皇が、お給に召して海に駕を懸けて居られる。戰
争最中であるから主上とは知らず、武士たちが矢を射た時に、ついで居た部下が「これは主
上にてわたらせ給ふぞ、恐むるな」と申したところが、武士たちが馬から降りて提まつた
といふ。主上と聞かば、御奉り武士の意くれものも平伏してかしくまつたといふことは、國體

日本文化の復興とその中心

日本文化の復興とその中心

二五

觀念が鋭く打ち控つて居たことを見るに堪るべきものである。

その院政時代における承久の變の如き苦しい事件であつたが、而もその主要人物
である北條義房の如きで、その頃の中には國體觀念が著しく染み込んで居たといふこと
と見るべき事實がある。承久の變の時奉時が軍を率へて西上したが、途中から引返して來
て、又義房の間に參つた。義房が「何の爲めに歸つて來たか」と尋ねた所が、奉時の申すに

は、「若し院政で、君の御政を輔しては院政御事しました時は如何致しませうか」と、義房が
答へていふには、「その時には、君を殺いでただ命に従ふより外はない」と申したといふ。こ
れは「院政」に出て居る事であつて、かなり固かな材料である。これを見ると、北條義房は一
方には、三上皇に御奉り奉るといふやうなことをしたけれども、尙ほその心の中ではか
やうな事を持つて居た事が知られるのである。奉時の初めの方では、「君をあやめ奉るに
非ず、上に左様なことを勧め奉つた全御等を承らすのである」といふことを申し居つたと
いふ。これ等を以て見ても、國體觀念は當時大に盛んで居たことが分る。

さて、鎌倉時代には皇室は女院寺院と持統院統とに分れて、その結果古野時代凡そ六十年
の院政が續いた。これは是はしいことではあるけれども、これも國體觀念が漸く主上は一つ

の試練となることができた。例えればこれによつて國體觀念を固めるために、良い手本が
種された。殊に北島野原の如きは一身を以て朝廷の存亡となり、吉野に於て東村雄方・伊勢・
九條・河原などとも加勢をつけて皇室と對抗し、一方に於ては「神皇正統記」を著して、吉野
朝の正統である所以を力説して居る。この時代に於て國體觀念の固まつたしるしとして、何
事でも天皇と事しなければ事が尤も無いといふことが國民の頭に染み込んで居る。故に足利
義氏の如きも持朝院統と事して謀を擧げた。尊氏もその初めはただ一機の要領員と敵對す
る考でやつたのである。が、それが騎虎の勢は朝廷に背反しなければならなくなつてしまつ
た。後に尊氏はこれについて深く悔恨の念を起し、全く自分が事かつたといふことを後悔し
て、その難を謝し奉るといふ精神で、京都に天龍寺を建てるとか、また一經經を寫すとか、
その種種々なことをやつて居る。

室町時代は教養の引續きで、戰國時代に及び、皇室の御經濟は困難を極めて、式微の極に
達せられた。然しながら、皇室は依然として國民文化の中樞に立ち廻り、その核心であらせ
られた。戰國亂離の際諸國英傑金無雲の如く起り、互に攻伐と事とし隣境を侵略してその勢
力を争うた、その究極の目的は、多くは、皇と皇統に構へ、天皇を奉じて諸國に號令する事

觀念が廣く行つたので居つたことを見るに足るべきものである。

その後鎌倉時代に於ける承久の變の如き誠に苦しい事件であつたが、固もその主要人物
である北條時宗の如きでさへ、その頭の中には國體觀念が著しく染み込んで居つたといふこ
とを見るべき事實がある。承久の變の時時宗が軍を率へて西上したが、途中から引返して來
て、父義時の國に參つた。時宗が「何の爲めに歸つて來たか」と尋ねた所が、時宗の申すに
は、「若し承久で、貴の御敵と闘つては成程死なされた時は如何致しませうか」と。時宗が

「へていくには、この時には、死を覚いでた命に違ふとも外はない」と申したといふ。こ
れは「時宗」に出で居る事であつて、かなり雄かな材料である。これを見ると、北條時宗は一
方には、三上皇に御事を進め奉るといふやうなことをしたけれども、尚ほその心の中ではか
やうな考を持つて居つた事が知られるのである。「義時の御心の心では、」と云ふことを申して居つたこ
とを、上に引續きすることを勧め奉つた金無雲を懲らすのである」といふことを申して居つたこ
といふ。これ等を以て見ても、國體觀念は當時大に盛んで居つたことが分る。

さて、鎌倉時代には皇室は大連寺統と持朝院統とに分れて、その結果吉野時代を六十年
の紛争が起つた。これは益はしいことではあるけれども、これも國體觀念を廣く上に一

の試練となることができた。例えればこれによつて國體觀念を固めるために、良い手本が
種された。殊に北島野原の如きは一身を以て朝廷の存亡となり、吉野に於て東村雄方・伊勢・
九條・河原などとも加勢をつけて皇室と對抗し、一方に於ては「神皇正統記」を著して、吉野
朝の正統である所以を力説して居る。この時代に於て國體觀念の固まつたしるしとして、何
事でも天皇と事しなければ事が尤も無いといふことが國民の頭に染み込んで居る。故に足利
義氏の如きも持朝院統と事して謀を擧げた。尊氏もその初めはただ一機の要領員と敵對す
る考でやつたのである。が、それが騎虎の勢は朝廷に背反しなければならなくなつてしまつ
た。後に尊氏はこれについて深く悔恨の念を起し、全く自分が事かつたといふことを後悔し
て、その難を謝し奉るといふ精神で、京都に天龍寺を建てるとか、また一經經を寫すとか、
その種種々なことをやつて居る。

室町時代は教養の引續きで、戰國時代に及び、皇室の御經濟は困難を極めて、式微の極に
達せられた。然しながら、皇室は依然として國民文化の中樞に立ち廻り、その核心であらせ
られた。戰國亂離の際諸國英傑金無雲の如く起り、互に攻伐と事とし隣境を侵略してその勢
力を争うた、その究極の目的は、多くは、皇と皇統に構へ、天皇を奉じて諸國に號令する事

を以て理想としたのである。然れども互に牽制し縛りより御へ彼より論ら、在りて成りてより
妨げなので、各地方で戦争が起り、その志を遂げぬものが多かつたのである。天皇と事じな
ければ何事もできない、故に天皇と事しようといふのが彼等の理想であつた。かくの如く政
治經濟たる中に在つても、我が皇室は依然として國民信仰の中心に立たせられ、國家統一の
樞軸であらせられたのである。

その後織田信長が出て、天下統一の旗を掲げ、豊臣秀吉に至つてその統一の業が成就した
のである。秀吉は殊に國體觀念の著しく進んだ人である。年長トト知つて誰に依入臣を極め
たが、信長の遺業を繼ぎ、天正十年には山崎の合戦、十一年には謙ヶ嶽、十二年には小牧山
に戦ひ、更に十三年には長宗我部と討つて、隴平所は關東と九州であるが、その頃はもう天
下平定の見込みがついてゐた。そこで十三年に關白になり、十四年には太政大臣に任じ、豊
臣の統を握つた。その時に、秀吉は自分が権威より知つて、かくの如き使役になることが
できた君の御座の有難さを深く感じて、皇室の爲めに何かやあれかしと考へて、結果を増進
し、又西平野々のお慰みと種々考へるといふやうに、實に皇室の御爲めを圖つて居た。

天正十四年に吉野皇室の事と對峙して、十八年にできあがつた。そこで皇室の御座と稱し

我が皇軍の歴史に關することは、從來世間によく知られて居るやうであり、此中御歴代の聖徳については、その信仰すべき數々の御事蹟が説かれてあるが、多くはただ表象的に之を述べるばかりであつて、具體的事實に至つては、本宮には世間によく分つて居ないことが多いやうに思ふ。専門家の間には相當によく知られて居る事柄でも、世間にはあまりひろく知られて居らぬことが、少からずある。況んやわれわれが史料編纂に従事して居る間に、新しい材料から発見した聖徳に關する事實の如くに至つては、まだまだ世間には知らぬ人が多いことと思ふ。

ここには御歴代の聖徳に關する御事蹟の中、その材料の豊富、御情にかかるとの若干を列挙して讀者の參考に供しようと思ふ。

聖徳錄

三三

心經御書寫

嵯峨天皇二十五年の弘仁九年に、疫病の大流行があつた。天皇愛しく宣稱と爲めて「般若心經」と御書寫あらせられ、空海をして之を供養せしめ、以て祈禱をこめさせられた。「般若心經」は経の神と稱へ、文は的にして、義は豊かに、訓讀し、言解し、といはれる所のもので、これと念ずることによつて、災疫を離ふことができるといふ信仰より出たことである。大覺寺には嵯峨天皇御筆と傳ふる心經があり、心經堂に安置せられてある。御經は長さ八寸三分、幅一尺五寸五分あり、本文は十七字十八行ある。この本は「日本書紀」の缺けである所であるので、之について記録の上に物語と稱することはできない。然しながら、少くともこの傳説は、後の代の先例となつて、幾代かの天皇によつて、流行せられ、傳説は傳説ながら、生々としてその力を有してゐたのである。

後醍醐天皇(尊嚴)の正應三年三月一日、その頃、飢饉疫病流行し、世間静かならざるによつて、御前を行はれ、讀經として「仁王經」を御讀せしめられた。同日二十六日、正

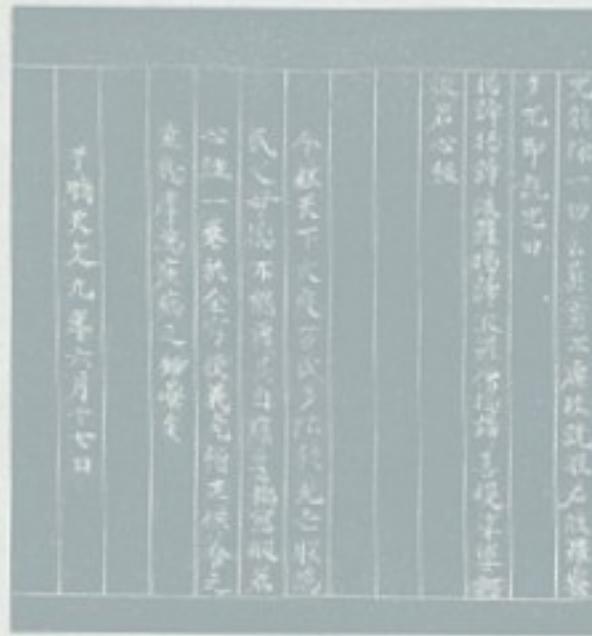
應と改元せられた。四月五日には、また讀經として「法華王經」を御讀して、飢饉疫病を祈願し、二十七日には、二十二日に臨時奉養位を發遣せられた。後醍醐天皇(尊嚴)は、同年五月二十二日、病に述べた大覺寺安置の「般若心經」を院中に迎へさせられ、之を御書寫せられた。讀經は願の爲め、之を敬き、後に病んで返納せられた。この「般若心經」は、敬愛あらたかにして、之を讀する人は、病を受けず、病死の者も即ち蘇生すといふ、とある。二十七日には、東寺一長者御前正局を請じて、御書寫の「心經」供養を行はせられた。

伏見天皇(尊嚴)の正應二年、疫病流行するによつて、四月二十八日より七條日、南都の七条寺及び延慶寺に於て、僧十口をして「大般若經」を轉讀せしめられ、六月九日には、二十二日に奉養位を發遣せられ、また同日二十七日より始めて七條日、仁和寺阿闍梨入道二品性仁親王をして、乳香無後と宮中に檢せしめられた。その頃、天皇は親しく寫經と爲めて「般若心經」を御書寫し給ひ、十間院前大僧正親王をして供養せしめ、之を祇園社に奉納せられた。これは弘仁正統の例によるといふのであるから、やはり大覺寺の「般若心經」御書寫の例による。

聖徳錄

三六

後光嚴院康安元年には、去年より以來、大疫流行し、先代本國の事なり、五穀七葉、帝御御野、病死絶絶せず、一町の内、同日天亡の輩、或は四五人或は數人」といひ、「一部一粟計ふるに勝よべからざる程、讀經また此の如し」といふ有様であつた。後光嚴院はいたく哀憐をなやませられ、弘仁九年の嵯峨天皇、五元元年の後醍醐天皇、正應二年の伏見天皇の高例に任せ、この年五月二十八日、大覺寺の「般若心經」を讀へ、取經を尋らし、一字三讀と爲て之を御書寫し給ひ、六月六日、東寺長者光濟をして之を供養せしめ、祇園社に奉納し、以て讀經と稱せられた。讀經の讀經は、讀經會読で、讀の音あり、表紙には念經と爲り、讀經三尊と書き、讀は金字にて記され、紙も亦寫經と爲めさせられた。「字々念々生面あり、字々念々の書に應せざらんや」とは、當時之を拜見した公家衆の日記に記する所である。今大覺寺心經堂に納められてある「後光嚴院寫經心經」は、恐らくこの時のものであらう。御經長さ八寸八分、幅一尺六寸六分、讀經會読で、本文は十七字十九行あり、表紙に佛如三尊佛像と書き、讀經と書いてあるのは、右の記録に記した例と符合してゐる。後光嚴院は、貞治五年五月十五日にも、大覺寺の「般若心經」を讀へて、一字三讀を以て書寫運ばされた。讀の康安の時の例によつて、武家をして之を拜讀せしめられることとなつた。讀大



天長九年六月十七日 心經圖 (京都府立総合資料館蔵)

天長九年六月十七日
 心經圖
 京都府立総合資料館蔵

天長九年六月十七日

へ給ひ、六月十七日より始めて五日目、不動小法を宮中に修して、疾を治せと祈り給ひ、また願しく冥福を授めて、附録に金剛と云て「心經」とを言ひ給ひ、山城國攝津三寶院遊庵と召して、冥福を授け給はしめられた。この寫本「心經」は、今に京都三寶院に藏せられ、國寶に指定せられてある。その御書は左の通りである。

今法天下大世、萬民多病、於此亡、故言法、父母、慈不、愛、其、自、痛、其、痛、寫、般若心經一卷、於金堂、使、讀、衆、僧、其、供、養、之、庶、無、障、其、疾、病、之、妙、藥、矣。

于時天文九年六月十七日

民の父母としての御自覺のもとに、慈悲よこと備はず、其れ自ら痛むと、御自覺の御言葉は實に慈悲に堪へぬ大慈である。世は疫病と開なり飢饉の時であり、御書圖より納まるべきものも絶絶とて、朝廷の儀式は事すに及ばず、その日その日の快調にさへ御書文へたまふところもあつたと傳へられる。世が佳ならば、救助の水を遣はせられたであらう、藥も草もそれようが、そのすべもない。依るべき世は、ただ神と佛にすがらるのみ。天皇が御書圖の誠

一の御書圖

四一

された。その寫本の御書圖が、今に京都府立総合資料館に保存せられてある。その御書圖には、心經を遣はさるべき國々の名と、その御書の名と記されてある。御書圖の通りである。

心經圖の御書圖

河内 伊勢 尾張	伊勢 尾張	尾張 二條
参河 右衛門	近江 長門	駿河 文部
陸奥 伊豆	越前 守部	加賀 白山
但馬 右衛門	備前 伊豆	出雲 二條
其 伊豆	豐前 伊豆	肥後 大野
肥後 大野	日向 伊豆	
近江 大野	已上十八ヶ國	伊豆 正心
越前 大野	かひの國	伊豆 正心
上野 大野	下野 大野	安房 國 水本 正心

二十四國御書圖の御書圖

これによれば、天文九年より十四年頃までにかけて、以上の國々に遣はされたのである。これらの寫本「心經」の内、その存在するものは、参河・伊豆・安房・備前・四国・肥後の七國であつて、それぞれその御書圖の里に、その國の名と記されてある。参河のは西尾宮御書圖、伊豆のは伊豆山御書圖、安房のは京都府立総合資料館に、備前のは上野御書圖、四国のは四国國分寺に、肥後のは西尾宮御書圖に、それぞれ保存せられてある。向は御書圖の分が御書圖に保存せられてあると、互に傳聞したが、未だその御書圖を見ないで、御書圖の分が御書圖に保存せられてあるのは、御書圖の御書圖の分を遣はさるに由なく、そのまゝ御書圖の分であらう。

正徳天皇御書圖の御書圖も、亦同先代の例に倣はせられ、本徳四年九月「心經」を御書圖に御書圖はされ、諸國を遣はすにつて、萬民の憂に堪へて、その災を遣はす御書圖へんことを願はせられた。その寫本「心經」も、亦同先代に倣はせられてある。御書圖は八寸七分、幅一尺六寸六分あり、本文は十七字十八行、御書圖は六行である。「心經」に對する信仰、それは世の移り、時の變つた今日の思想とは、頗る隔つたものであ

一の御書圖

四一

は誰も御相談に與らなかつた。又東宮を立てられて後、東宮二年を距すして、宇多天皇は讓位を御思召されたので、漸かにこの事を遺傳に傳せられた。その時、道真の申すには、是の如きの大事は、自ら天の時があるものである、怨せにはできないが、又早まつてもならぬ。待つて或は意見の對事と上り、或は直言を上つて、御諫め申して、流ぐに仰せれば願はなかつた。これ又正論といふべきものである。今年になつて、天皇は必ず御讓位の志を奉すべし、と道真に仰せられた。今度は道真は何事も申さず、萬事奉行して、七月のいよいよ御讓位を行はせられようといふ時になつて、東宮の議論があつて、殆んどその事を強引しようか、といふことになつた時に、道真は、大事は再び強引ぐべからず、事變まらば發生せん、と申して御決断を促かし、遂に、親軍として無回にし、石の轉ずるが如く強引すべからざらしめられた。廻じていけば、道真は宇多天皇に對する忠臣といはんよりは、親帝の功臣と申すべきであらう。人の功は原るべからず、親帝之に傾かたまへ、と仰せられた。

次の一條は桓武天皇の聖德に關すること、平安京遷都の時、藤原門を造られ、築幸して御覽せられた。楮十高いかといふ御感で、五寸ばかり低くせよ、と仰せられ、俄また行幸ありせられて、御覽になり、工人を召して、高さを測じたか、と仰せられた。工人は命の士々に同じましたと御答へ申した處が、天皇は、情しいことは實は五寸高かつた、と御覽されたので、工人は驚いて、地に伏して退息してしまつた。天皇は不審に思召したが、楮十高かつて、工人は發生して申していふ、實は高さを同じませぬでしたが、仕事が出来ないので、申し申したのでございませよと入れ入つた。天皇は別に御覽ももなく、その罪を宥された、といふ御話を記されたのである。

最後の一條は、普通の本にはないもので、「明文抄」に「皇朝御記」の中世引附したもので、御遺傳の逸文である。但しその中、「御遺傳文」の一句は、「明文抄」は「就傳、又」とあるが、は「奉聞天皇の「御太子遺傳」(皇朝御記)」によつて訂正した。文意は、天子は歴史百家を博く觀めたまふこととはなくとも、何の遺傳とすることはない。ただ「罪深の美」を早く誦習せられるが宜しい。難語に就つて、先づ文を究しむること勿れ、との御せである。「御遺傳文」は、廣の太皇太后親元年中、親軍等が朝を奉じて進したもので、五十卷あり、「周易」「内史」「詩」「左傳」「禮記」以下の經書を始め、多くの史・子の中より、治政の要に關する條を抄して編輯したものである。

三 祭 禮 抄

順德天皇は博學にわたらせられ、歌道についても有名な「八雲御抄」の御撰があり、古來に傳はるもの最も精練とする所である。

「祭禮抄」も本天皇の親しく御撰あらせられたもので、有職の道に於て特に有名なるものである。本書は禁中の故實作法を記したまは、實所・實御神威・御深殿・御深殿・御身御日の行事・臨時の大事・神事・禊事・諸佛事・近習・遊人・遊上人・女房・御侍作・諸書・諸書等の文書・新撰・上御等、御新撰・御各社・御御等々の事に至るまで、故實情例を詳かに記され、宇多・醍醐・村上の「三代御記」「萬年御記」「皇極記」「中右記」以下平安時代の日記等多くの書録を引證して、之を古今に攷し、詳かに得失を論ぜられてある。その當日は、實所以下九十二項に及つて居る。この御抄の事は、「光明院實記」「藤原實記」等の記録を初め、その他諸書にも見と、古來制度故實の圭規として、最も重んじられたもので、後水尾天皇の「會中奉行事」にも、この御抄と後醍醐天皇の「建武年中奉行事」とを並べ舉げて、末の世の勲業まると記されてある。

御撰の年代に就いては諸説あるが、和田英松博士の「皇室御撰之研究」には、それ等の説を採擷して、建保六年以後三箇年を経て完成せられたものといふ説が従ふべきに似たり、とある。但し順德天皇實記二十二歳より二十五歳にかけての御撰である。御本は右に記す如く故實典據に關する事が多いのであるが、今は充分その中の御撰に於ける事項數條を掲げ奉る。

一 實所

凡於中作祭、先神事、皇祖事、且嘉敬神之宜、無懈怠、白地、以神宮并内侍所方、不食御膳、万物隨而奉、必先敬、奉所、願、召、女官、被奉、成加、内侍、奉、之、下、下、

一 御事次第

天子者、奉以玉、袂、其、務、是、則、弗、敢、異、隆、也、但、例、傳、奉、讀、寺、願、城、可、有、爲、抄、其、上、自、御、行、可、在、敬、心、堀、川、院、御、方、事、若、具、言、二、則、御、儀、奉、傳、々、

皇、自開院御時、於中、被行千日講、上古續和天皇、殊、心、頓、著、有、御、行、其、外、代々、皇、主、進、行、事、淺、深、皆、有、御、行、也、(三)

一、御持信事

第一御持信事、不、學、頑、不、明、古、道、而、漢、政、致、太、平、者、未、有、之、也、(四) 成、聖、文、也、寬、平、道、誠、雖、不、窮、經、也、可、謂、聖、學、善、治、要、云、々、(五)

一、御持信事

於、御、持、信、事、又、謂、御、信、古、不、滿、三、人、次、部、加、増、及、六、七、人、代、代、先、各、後、曾、行、之、間、美、國、若、僧、事、行、既、而、美、皇、願、許、々、主、皇、朝、家、德、由、只、成、行、相、處、凡、非、僧、也、若、第、一、姓、(六) 御、持、信、廿、万、人、並、事、在、仍、間、及、聖、學、但、口、入、教、除、除、日、尤、不、可、捨、事、致、大、皇、不、叶、定、願、立、自、足、召、住、者、延、續、多、元、願、皇、藏、人、事、官、位、本、代、願、此、儀、多、欣、可、有、用、意、御、持、信、人、數、及、承、元、願、貴、人、八、八、人、尤、不、可、捨、(七)

この御持信の事は、全篇の五十が、一ばかりである。この外、各段の事項に及つて、極めて詳

細に委曲と説かれてあり、天皇の博識にましましたことは、實に驚くばかりである。

右の大意を申せば、初めに賢所のことについて、凡そ聖中の作法は第一に神事を先とし、次に神事に及ぶ、朝夕敬神の事念もなく、聖慮にかけさせらるべきである。白鳥、御ちかるといふにも、神宮井に内侍殿の方と御持信にせられてはならぬ。すべての物ができるに備つて、必ずまつる聖慮の細に置き、女官を召して之を賢所に供へる、即ち内侍などが奉つて供へまつるのである。

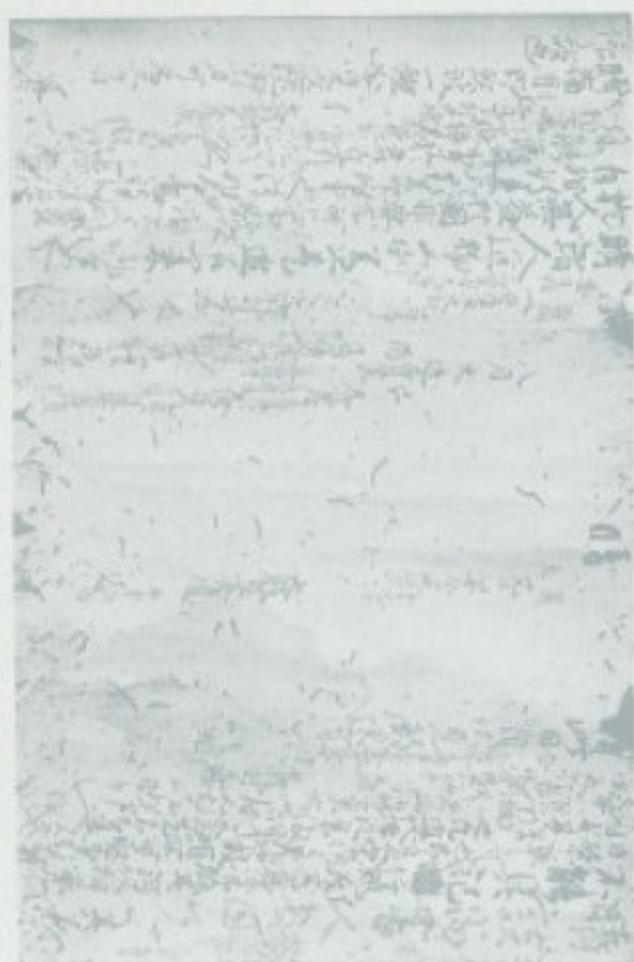
次に御事については、天子は専ら正法を修するを以て務とせらるべきである。是れ期も修す御事する所以である。聖例の御事を修すること及び講寺の道場せぬやう殊に注意せらるべきである。その上、御自身の行は敬虔次第である。延和天皇は其言を御持信に述べられ、河天皇は聖中に千日講を行はせられた。古くは清和天皇は御持信を行はせられ、その外御代々御持信を修し給うた。

次に講義儀については、先づ第一に御持信と始めらるべきである。「早はずば、是れ古道にかならず、而してよく故太平を致すものは未だこれありざるなり」と「貞觀政変」に明文ある。宇多天皇の「寛平道誠」にも、天子は歴史官を求めずとも何の懼じ所ありんや、

聖「群古の聖」と通對すべし云々」と評せられてある。

次に御持信の事は、世例の中にして無雙のものを稱せざるべきである。古は三人に過ぎずなかつたが、次第に御持信がゆるくなり、次第に増加して六七人になつた。近代はその御持信の身分の低下を先にして、御持信の御持信にせらるるやうになり、或るに美談の若僧がその美談と專にし、其類とつけて成儀を奉へて居るが、これは御持信の成儀にはつらぬことである。ただ凡身の出身の若僧成行よく守るものが、若僧の爲めには第一たるべきものであらう。御持信は高人が重んずるに依つて、爾と佛法以外の事を妄上事とせらるる事があるが、御持信の事に于て御持信は然るべからざる事である。その御持信は佛とせらるるときには、定めて御持信であらう。御持信より召はる者は、定めて佛として説人とせらるる御持信とせらるるものが多いが、注意すべき事である。御持信の人数が承元願より八八人にもなつたが、然るべからざる事である。

この数條の中、賢所の儀、講義の儀の跡は、根本天皇が聖光明天皇へ上げさせられた御持信の事、凡そ引證せられてあるので、殊に御持信のありがたさを覺ゆるものである。



聖持信の御持信の事

聖持信の御持信の事

天皇は、かくて真に大徳國師と法を受けようと思召されたのである。この使御日記に依れば、元亨三年五月の頃より、大徳國師は眞一學内して、法服を申上げ、「碧巖」を號し、また碧岩なども申上げて、それにより、遂に附法せられたのである。この中大徳寺を建立して、後に之を和願寺に定められた。延元二年、大徳國師の真蹟を聞召して、勅社を建はして之を和願せしめられた。國師は己の後継者として弟子の關山惠玄を推戴して、關もなく寂した。法皇乃ち惠玄と美濃より召出し、之によりて大徳國師の宗風を助成せんことを囑し給ひ、左衛門の御所を賜うて、之を管領せしめられた。之が妙心寺の祖師である。また花園の玉風院を建てて塔頭とし、當にここに住はせられた。また惠玄に寺領を拜はつて、妙心寺の法費を給がしめられ、貞和三年七月、宸前を拜はつて、御願詞あらせられた。御願詞に於て、

關山國師天皇實記

七八

往年在、先師大徳國師所、於此一段事得、休歇、修持、山林之役、報恩謝徳之恩、其後佛法之志、漸衰無忘、而心奉伏、于今未忘、其願、願年前、到願寺、且夕、願、亦堪、海、願、者、永結之、似、何事如之、仍一、祝、再、具、法、妙、心、寺、法、費、以下、事、幸、蒙、法、師、之、子、願、在、之、延、萬、一、願、必、可、滿、平、生、之、志、也、

貞和三年七月二十二日

(御花押)

關山上人御書

これは其後、法皇より關山國師惠玄に與へられた宸翰で、その御書の内容は、法皇が大徳國師について情を傾かれ、その真跡を傳へさせられ、誠懇謝徳の爲めに、俸社と與せんと御志厚く、御願にも承れたまふことなかつたが、衆徒その御願を達せられず、御病氣に罹らせられた。このせき、御願になつては未だ、願の世である。そこで大徳國師の一段を其の書め、妙心寺法費のことを、御願詞も先師院へ御申置きたつた。たゞへこのまま、願せらるるとも、後代必ず御志を達せよ、而して國師の門法の中に於て、この事に當るべきものは、關山惠玄の外にはないから、よくよく考へて其願の願を果すやうにせよ、上の御書文である。之を以て見るに、天皇の大徳國師に於ける御願の如何に深かつたかが知られるのである。この宸翰は、天皇の御書風の體事となるべきものであつて、これによつて、彼の「史體墨寶」に收められて有名な皇體御書と大徳國師の問答が、實は平徳天皇と大徳國師との問答であることが直か

められる。その問答といふのは、

皇朝相対、國風異不、雖日相對、而風異不、對、此、人々有之、如何是
等、衆之理、伏願一言、
昨夜三更、夢拜、向、真、道了、

二十年、奉、平、吾、人、遊、幸、不、快、吾、風、越、吾、其、衆、氣、願、去、大、徳、何、曾、有、一
願、

弟子、行、北、津、海、師、以、何、願、校、
老、僧、証、衆、衆、願、費、

この問答の中、「昨夜三更云々の」の答と、「二十年奉云々の」の問が宸翰である。この宸翰が、後徳國天皇の宸翰に似てゐないといふ事は、少くも古文書の内容に入つた者の直ぐに信る處であつた。然しながら、皇して則天皇の宸翰であるといふことは明かでないが、これも明治十一年九月、予が妙心寺に出張して調査の際、「往年之宸翰」と呼して、彼の問答も其間天皇の宸翰である事を確かめられたのである。彼の宸翰は、延元二年七月二十二日、關山國師に書きたる

關山國師天皇實記

八二

も、これに由つて見ても、亦天皇の大徳國師に御願の深かつた事が、いよいよ明かである。

若國天皇の御書に曰く、

今、衆、ふ、くる、ま、ど、の、し、も、し、び、つ、く、つ、く、と、
か、げ、も、し、つ、け、し、む、れ、も、し、つ、け、し、

心、よ、て、四、方、に、う、つ、る、も、何、を、こ、れ、
た、だ、こ、の、む、か、よ、と、も、し、び、の、か、げ、

と、も、し、び、れ、わ、れ、も、ひ、か、は、ず、と、も、し、び、も、
わ、れ、に、む、か、は、ず、か、の、が、ま、に、ま、に、

これは「御書墨寶」に收むる所の「先師院御書」實は「其願詞書」にある其のものであるが、その外に「風雅御歌集」にも御願が收められてあり、天皇の御見直を拜すべきものが多い。それ等の歌を拜して見ても、これは唯々文字の上の技巧ではできないことである。心の奥に一點燃の光と輝くものあるにあらずんばでない事である。天皇の御見直の深さも、之に依つて察し得られるのである。

若國天皇の御書の内容を深くして、且つ餘まであらせられた事は、御日記の内縁處に御見し得る

も、君王を以て御して自ら之を尊せんや。故に寛平親王遷讓に、天子親てに入つて日を請すべからずと云々。近世以來、熱誠の庸才、學ぶ所は明も法に仁義の名を守つて、未だ權欲の本を知らず、勞して清静し、馬史の所謂博學して要道なきものなり。又明年一許の學徒あり、舊かに唐人の一言を用いて、自ら胸腹の說を馳せ、雄老の詞を借り、腹に中府の腹を取り、法然圓寂の理を以て、儒の本と爲し、曾て仁義忠孝の道と知らず、法度に慕はず、禮儀を辨せず。無波清淨は則ち取るべきに固たりと雖も、唯る此其の道也。曾孔孟の教たらんや。是れ兼に儒教の本を知らざる也。之を取らべからず。腹へ學に入ると雖も、曾此の如きの失多し。深く自ら之を憚み、宜しく法を以て切戒せしむべし。學する所は漢有らば、則ち漢に遠し。況んや唐事をや。深く誠めて必ず之を防てべし。而して吾輩學する所は、則ち少人の習ふ因にして、聖俗事のみ、性相違つて賢は明も遠し。腹へ生知の徳を備ふと雖も、腹は胸腹する所あるを告る。何ぞ況んや上智に及ばざるや。腹を立て學を成すの道、曾て由る所無し。嗚呼悲しい手。先皇の遺業、此の時皇も辱まんと思ふ。余性明に習はしと雖も、朝上進路を學び、徳義を成し、王道を親さんと欲するは、只宗廟祀を絶たざらんが爲めのみ。宗廟祀を絶たざるは、宜しく太子の徳に在るべし。而して今腹を廢して姑めずんば、朝も學ぶ所の道をして、一旦腹腹に取めて亦用ふべからざるし。若し胸腹を廢して腹成し、天に呼んで大身する所なり。互則の第三十、而して腹不孝より大なるは是し。不孝の甚だしきは、腹を絶つに如かず。腹まざるべけんや。恐れざるべけんや。若し祭時立ち、禮儀取らば、曾に曾事と曾事に感入にするのみならず、亦即ち美名を垂反に絶し、上は大事を腹腹に致し、下は厚徳を百姓に施へん。然らば則ち高うして而して危からず、腹も而して腹れず。登樂しからずや。一日腹を受くるも、百年榮と保たば、腹腹まぶべし。腹んや腹んを心に愛はしむれば、則ち腹腹の腹腹無く、腹中腹人に腹へば、只腹腹の時安あり。一腹を以てずして、而して千里を腹、寸腹を腹らずして、萬古を腹、腹の尤も腹だしき、此に腹くる種し。腹を愛しむと、腹腹の腹る、日を腹じうして腹して腹るべからず。腹自ら腹ばざらんや、宜しく舊かに腹ふべき種已。

右の一篇の腹意はついで申さば、余聞く、天は腹腹を生じて、これが若く立てて腹めしめると。それは人腹を利するが爲めである。下民の腹腹なるは、之を導くに仁義を以てし、凡俗の腹腹なるは、之を御するに腹腹を以てする。而もその才なくば、その性に腹ることほでき

ない。人腹の一つの官腹でも、之をよく守ることができなければ、大事を腹るといひ、天腹腹を腹れることはできない。況んや君子の大腹たる官腹をや、腹まざるべからず、腹れなければならぬ。さて、太子は、宮中に於て女官の手に従じて居られるから、未だ人腹の急を御不知ない。官に美しい御物を腹て、その御物が如何にしてきたか、腹つたり知いどした御腹を思はれることもない。いづも御腹老に腹いて居て、未だ腹腹の御物の御腹を御不知ない。國の腹めに腹て少しのみもなく、人民に計しても腹かの腹もない。ただ御先皇御腹腹の御腹によつて、所産萬衆の天位に上られようとするのである。腹なくして腹つて王腹の上居り、腹なくして人民の腹に居つといふのでは、自ら腹しくはございませんか。また御腹腹の民腹を御するの道、この國の中は於て、何が御できになりませんか。諸ふ太子自ら腹みて御腹なさい。若し腹腹腹腹の腹をよく性に腹し、腹腹腹腹の腹を腹に腹して腹られるならば宜しい。腹もそれでも腹腹不足である。況んや未だそれらの腹腹を身にをなへずして、どうして天腹に上られませうか。是は万衆その腹むる所が、見當に外れて腹る。たふへば腹腹すてて腹のかかるを腹も、腹さずして腹の腹するを腹するやうなものである。之を腹ることほむつかしいではないか。たふへつとめて之を腹たとしても、自分のものとして腹つことほできない。故に腹の腹腹者へるは腹は腹は腹くとも、腹に并され、腹の腹腹者腹腹であつても、腹に腹腹された。然るに、腹に腹ふ所の腹人のいふのには、吾が腹は腹腹一統であつて、腹の外國が腹を以て腹を腹し、方に腹つて腹を腹ふのとは腹が腹ふ。故に腹は腹くなくとも、腹腹が腹て腹ふといふやうな腹腹もなく、腹は腹腹でも、腹腹に腹はれるといふやうな腹腹もない。是は、御先皇の御々の腹に於て、他の國に於て腹る所以である。腹此どうにかかうにか、先代の腹腹文を受けついで、腹にたいして腹いことさへなければ、それは守文の腹王である。それで腹出である。別に腹が腹腹腹腹に及ばずとか、腹が腹腹へま腹に於て三皇の腹に腹光王で、腹腹に於て先代の中の一人心に腹くなくないといつて、腹むにも及ばぬことであるといふ。士女の腹腹なるものは、この腹を腹いて如何にも尤もであるといふが、自分は之を以て腹く腹つて腹ると思ふ。何とされば、腹といふものは、腹を腹へて腹るものであるけれども、その腹の腹と腹かないで、腹を腹しないとは腹がいへようぞ。また腹は腹を腹むものであるけれども、物の腹がその腹に腹まさないで、腹を腹らさないとはいへない。かくの如く、腹の腹は腹るは、その腹は腹る腹より腹るべし。腹腹の腹するものである。故に太子は、腹の腹王を、腹の腹王が腹するは腹なく、一匹夫とかなしてしまつた。腹も太子は腹王の

腹の腹王を、腹の腹王が腹するは腹なく、一匹夫とかなしてしまつた。腹も太子は腹王の

顯也。此の三者並具有りて雖も、皆是れ博學と好むの美事。今取らざる所也。二者天中の道を用かばし、天性の美を盡さんと欲せば、博學を好まず。風月を宗とせず、只衆人の道と己の學と爲す。是れ則ち本づく所、王侯の才有り、學ぶ時は明徳の道也。既に好むの學に耽く、君子の風有り、學の能く因此を以て本と爲す。この二者並具有りて、何と云れば、則ち萬物の理天性に在るを見る。故に其の志是れ大なり。未だ一々の事、理を具すると思す。故に其の言足らず。群衆に於て之を言はば、則ち事理不融、生機已隔、是れ別道の説する所なり。物教を經て定傳すべし。

儒教に於て之を論ずれば、則ち唐凡已に性を見にす。この二者並具有りて、明徳の道に於て用ふるに足らず。山林に隠れ、禽獸と爲とし、性徳と正すに足る者歟。是れ隱士の道、儒教に於て取らざる所也。若し強ひて俗人に交らば、則ち彼輩の流弊を見るべからざる乎。儒道ざるべからず。學に志すの要、深く此の理を省み、遠く此の道と爲せば、是れは儒教と爲れん而已。未だ多と爲するに足らざる也。

又宗門に於て之を論ずれば、則ち蓮師の提提を益ひ、一分の本性を見、清淨本性の理に於て感ふ所無し。然りと雖も、問答授得に於て、或は顯成あり。是れ亦見性の不明なる者也。

孝明天皇の御時は、朝廷幕府の關係が最も緊張して、危機の迫つて居た時であつた。天皇御在位中に、文保の御和談と稱して、大覚寺・持明院兩統の獨立に就いて、幕府の要請に依つて、兩統の間の約束を結ばれたこともあり、また持明院城内幕にも軋曲があつて、非常に険悪して居た時である。この時に當つて、若し天皇の御天資が圓滿を缺かせられるやうなことがあつたならば、天下の亂は、元弘の時を俟たずして、早く勃發したのであらうと思はれる。その局面の緊張も、多少とも緩和することを待たぬのは、孝明天皇の御天資に依る所が多かつたことと思ふ。而してその御事の進展は、皇統の側からも大いに之を望まれたことと思ふけれども、佛法の御信仰に當つて得られたことが、殊に多いであらうと思ふ。

五 光明院宸記

光明院の宸記は、京都御所東山御文庫に、原本が二巻あつて、一巻は享和五年、即ち次元せられて康永元年に當り、今一巻は康永四年、改元せられて貞和元年に成つた。此の二巻年の分である。享和五年には、光明院御年二十二歳にあらせられ、康永四年には、御年二十五歳であらせられるのである。先づ本文を掲げ奉つて、次にその文句に就いて、多少説明を加へて見たいと思ふ。

康永元年十月廿二日辰申、今様式部大進源朝臣良朝、山内親政、御前御座。近去云々、自去月和病癒、和者只風氣之體也。是増、此會命日金事不運、仍氣力益衰、遂至亡没、嗚呼悲哉、當世之備宗、而雖有才名、知之盡夜之悲、又以粗等、兼世學之兩業、當朝家之要、臣中敢自始少之、貴教受親皇之訓、至皇祖之初、即居權御之重



光明院宸記
 康永元年十月廿二日辰申、今様式部大進源朝臣良朝、山内親政、御前御座。近去云々、自去月和病癒、和者只風氣之體也。是増、此會命日金事不運、仍氣力益衰、遂至亡没、嗚呼悲哉、當世之備宗、而雖有才名、知之盡夜之悲、又以粗等、兼世學之兩業、當朝家之要、臣中敢自始少之、貴教受親皇之訓、至皇祖之初、即居權御之重

東、國土懸絶之時者、近年之爲林、一天未平、四海困窮、民有飢色、野有餓殍、當其時、食積貧富、各盡謀分之財、或經營此事、以何可用、是以富強、如聞者、左其難言、飾以禁制此等、故不受於人、云々、但或人云、聖子左右之臣、習業女中等、表其志、不及禁制、故其未聞、宣使著也。

(續前)

前條大納言源、御座不暇、重寶、子息小兒、煩病及候、云々、其故、二日、癸未、晴、三々、日、中重寶等對光滿。

これは、この條に七月下旬に長御がずつと横いて、直御の事長が非常に困つた。それでその雨を止められるやうに、御座りをせられたのである。その御座りをせられた丹生神と貴右衛門の縁起と讀み可きか、今日はからりと晴れて、日が照つて居る。さてその次に、今日上下通表相互に財寶を贈ること彼の如し。この頃、鎌倉時代から室町時代にかけて、八月一日に、今の中元と同じやうに、産物と方々へ贈ることが流行した。是は天皇の宣託の中に

五光朝報記

一一三

第一編 第二

一一三

もこの事がある。丁度花開天皇と光朝院が、御二方面じやうなことを書かせられてある。上下御事共に色々奉品物を贈る。是は近頃の風俗であらう。この事は天下太平で國土豊饒の時ばかり無し。けれども、近年の體たらくは、―――百野時代の御め建武から應永・康永・貞和とをるのであつて、赤宮にまだ御がしい時である。―――御座り困窮して、民が赤宮に苦しんで居る時である。野には餓死せる人が横たはつて居る。この時に當つて、赤御書宣、各々身分相應の財産を盡して、この事を色々苦しんでやつて居る。例を以て用足し民苦しむ可むや。聞くが如くれば、左長御御座り御は是利直義は、この事を禁制して、人から受けないうで、産物は皆過げると聞く。但し或る人のいふには、親しく左右に附いて居る者からは、赤宮のものを贈つて、それだけは受けるといふ話を聞いて居る。是してさうであるか、まだ本宮の事を聞いて居らぬ。前の條大納言源氏は、赤宮へ重寶を獻じなかつた。八間の産物を致さなかつた。それは子供が病氣で亡くなつたからであるといふが、その故であらうか。二日癸未は晴、この三日日中重寶等對光滿す。赤宮に深由の獻上物があつたものと見まる。右の如く光朝院が御座り居して、人民の御座りを致はせられんとの御座りは、是に感服の至りた堪へざるものがあるのである。

その次は貞和元年八月十五日の記事。

貞和元年八月十五日、御中古以來、南都北嶽赤紫之懸、近代結壇、御政欽仰、正理、古跡靈鳴、忽可及豫誠、欽仰律法之類、豐又豐、靈亡、御座り、嗚呼、聖人之道、察而不行、于世、因何事、御座り之邪、遂乎、是哉、これはこの前年に於て、赤宮の御座り、長御と直御とを讀み奉る爲めに天龍寺を造つて、之を初願寺に遷せられたのである。所が、この天龍寺は初め、その名を新羅寺御座り上稱した。御座り御座り、御座りとして建てられて、長御天皇の御座りを祈る爲めに資する意である。之に對して、長御から御座りが出た。それは赤宮と寺の名に附けるのは、其形等の御座りである。御座りのやうな新しい御座りが御座りを建てるのは、長しからぬといふので、天皇・土皇が御座りせられて、御座りの供養の式を行はれようといふのに反對したのである。それで長御、大納言があつたのであるが、その事についての記事が、この宣託の中に多く出て居る。その一節である。

五光朝報記

一一三

第一編 第二

一一三

御座り、中古以來、南都北嶽の赤紫の懸、御座り多くなり、御政正理に御座りせむと欲する御座りに、古跡の靈鳴、忽ち豫誠に及び、舊法の類、御座り人々と欲するに、理政忽ち亡んで御座りが御座り得た。是に宣由の御座りが御座りられて、御座りの式を以て供養を行はれる事を止められた。天皇・土皇の御座りも、赤宮で行はれるといふことになつた。この事を察かれて、「嗚呼、聖人之道、察而不行、于世、因何事、御座り之邪、遂乎、是哉」と仰せられた。光朝院の宣託は、この二箇年の分でも、可成り大きな産物であつて、色々宣託事がある。此處に抄出したのは、只その中著しき部分だけを二三箇所掲げたに止るのであるが、この宣託全體を拜して見ると、光朝院のすぐれて御座りであらせられたことが察せられるのである。

うゝん、こしんわうなど、ことさらに御つたありつる事なれば、いかにもあそばさるべきなり。當時は關ちう文ごん奉長御座なれば、ほはひく人なし、たゞいまはせいじんの子もなければ、始終みちをつたへん事不定なり、われらもかたのごとくはつたへ侍れども、としかいたれば、でももてはきつたへんこともあつたし、いまのやうは因のせのみち始終斷絶すべき事、御家のためも心うき事なり、妙智院御國・孝道御位いらひの本御座下の御抄とも、頂侍し侍るもいたづらにうちほつべき、うちおしき事なり、いかにもこのみちのこのころ、やうに、時宜化かけらるべき御ことなり、そのもうなごんは代々ちよく御なれども、さみの御御範にまじりたるれいなし、孝長のあそんは當座のものなるうへ、だいでい御しはんにまいれば、もつともめさるべきもの良、又なによきも御がくもんと御さたあるべき事なり、いでうのゐん、ごしめじやくゐん、ご二でうの院など、ことさら大い御名譽まし、して、賢王孫代とも御つたへはんべる也、されば人君は不可不學と、本もんにいへも、しかれば文學知識の才藝は、いかにも御たしなみあるべき御事なり、御せいでいあらむときも、洪才博覧にまじ、てこそ、せいだうとも、よくをこなはれんすれ、御評などの大書、關白大臣以下のしんかのかのしかるべき人に、ちよくもんある事なり、法家の精研などめされて、だうりたまかせて、御さたあれば、さみの御あやまきはなうなり、慈願御向のかきをかかれたる物にも、よろづの事は道理といふ二のものんじにたさまるよし足とはなれば、汗にも行要に侍るなり、又わかのみちは、ひかしより代々學まことにもてあそびまし、して、萬葉集以來八代風、ちかき代までも、ちよくせんありつるに、この一とやう代中廻しはんべる、みちの雲霧むねなる事なり、むろ町殿かだうの御すき成ておれば、當代いかにもせんしよ再興のさたはありぬべし、和歌に傳ひし、有歌をもてしとすといへり、しかれば、萬葉百今いらひ、だいでいしう、先帝の抄げんじ伊勢物語などやうの物とも、せんだちのくでんのせう物とも、御らんせられ、聞きかみしにつけたる風情、御事御心にかけられて、御たしなみ有べき御事也、かやうのことごかしき事ともははんべる、さだめて忠言御に道ぬとこそあれあり、かつうは、みんの御子にならせまし、して、いまは、われらにば、他人にまばしめされ、人もさやうに幸べければ、御言もは、かもある事にこそ侍れ、命に運て其に利ある、これを思ひいへも、又とどきためしにもあらず、榮光院・後光院は御一ふくの御さやうだいてましまさるも、御くらゐのありさひ歩へに、御申あしくなりて、御しんさで不和になり侍れば、御事の難いかでかつ、しまさるべき、いまは

御あらむとあるべきみしもあるまじ、わか宮をば始終さみの御やうしになしたてまつるべければ、あひかまへて、木と光とのごとくにおぼしめして、御はぐくみあるべきなり、御事大かた、みんの御やうしにてわたらせ給とも、まことの父母の申さむこと、ないがしろにまぼしめすべからず、されば萬葉は父の御なる御親をうやまひ、まことの御れる親をあいせしも、御事をさもるこゝろづしよかきによりて、賢王孫代のためたうためしには申なり、賢王はかうをもて天下をおさむともいへり、おそれながら、父母の恩をばおぼしめしむするべからず、識人の事なすにまじりて、父子けい弟の中もあしくなる事なれば、なにと人は申とも、わがしそんをば御れんみむまし、して、御座にかけらるべきなり、萬葉歌・産歌風波之、王者欲御人親、之と臣族にいへり、いまは老體になむ侍ぬれば、行末の事までおそればかりながら申かくなり、(合巻) 大かた御成人まじすとも、かやうのくはしき向奉をばしろしめすまじ、御座にいろ、人もあるべからず、そのうへ院の御子にならせましませば、こなたさまの事は、あながち御心をなくともと、人は思ひ申べけれど、まじりては佛光院の御しそんのうへは、しろしめさずは、いかであるべき、いまははや御せいじんわたらせ給へば、まじり上になさせらるる事はなくとも、おほよそのだうりまじ、な此事を御こゝろまわらしめんために申を侍るとなん、そも、御座の御風しづかにて、くも井の月をてらし、大御のかげまをさかへて、めぐみの露しげし、萬のたみ政事をあふとく、因の御御もた、御飲なれば、なにはづれをこもる水の事も、幸べにおひ、よしみひの御に時しらぬ御水のやなごも、せゆをひらくかりふじなれども、人のこゝろのおかすさは、なをものこるおもひを逃はんべるほどに、めいみえ其にき、よその御事まで、かきつて侍はんべる、こゝろのいづみはわかへれども、昔にもたてがたく、よでのうみはくめどもつかせぬば、かきすつるもくずのながれても、とまらん事、はまかあるのみならず、竹園のつゆのことは、芝湖の風にかちりて、みそなはれん事、御わらひげさともなりぬべし、ゆめた一人にみせらるべからず、かつうは又よのふる物語のこゝちして、かかしく侍れども、おもふこと、しのゝをすゝきのばにいでがたければ、ことばのはやし若もさかず、まごにひる鳥のあとさだかならぬほど、あいのつるの子をこもふてを流井にきこえあげて、行末のちよのかたみにも御らんせられよとばかりなり、當代の御事、御げんぶくまでのこととせしむ侍りぬ、御ゆくすまはるかなれば、のこもかほくともめ侍りぬ、おほよそ御光院のたまなるあに皇統再興あれば、ごさのゐんの御れいとも申ぬべし、八

第四條は、敬神を第一にして、善せむをさらぬやうにせらるべし。『御神抄』にもその事
がしるされてある。佛法も本御信仰あるがよろしい。總じて上を敬ひ下を憐む者に、佛神を
信ぜぬものはない。信心なる者は、心の事なることはない。

第五條は、御祭祭の事は、『御神抄』にもあることではあるが、和歌を第一に御禮古なさ
べきことでもありません。是は日本の風俗でもあり、近代も殊に盛んに行はるる道である。
御手習もなさらなければならぬ。佛學の才は、如何様どあつても備はらぬ事でもありません。
琴・笛などは、御心にあふものを御禮古なさるがよろしい。華道は、天皇の御信仰として先
例のないことである。この外は御禮の事はなされても子細はない。但し非・將棋などは、無
量の事で、華道の幼げになることであるから、注意して御禮を深く強し誠めなければなら
ぬ。

第六條は、天地人の三才は、その本は一致である。天地人は私なく、人には私あり。世道
正しからざる時は、その影響天に及びて、妖怪出現する。天變相異は人の私よきなるもので
あるから、慎まねばならぬ。

第七條は、若き御言行を慎まらるべきことを仰せられたもので、御教に於ても御教に於て

八 徳本尾文書御神抄御禮

二三三

徳本尾文書御神抄御禮

二三三

も人の性は善である。或は又惡である、いろいろの道があつて、随分古くよき言ひよるし
て居るけれども、謙しも若い時の心は、高に難く染ちるものである。それ故に神靈佛の三教
は何れの教でも御禮徳の一すぢに定まつて居る。されば御若年の間の御禮が最も肝要であ
る。凡そ三十歳まで身を持後はぬやうに慎めば、一代の内に大なる過ちは無いものである。

終に今の世は、武家が我儘をやる時であるから、禁中に於ても、舊例を違つて、何事でも沙
汰ができるといふ譯にはゆかぬ。昔からいふ事は、通行く人の口は神のやうなものであると
いふが今はそれ以上であつて、横目御も捜索方が、京都には深山道入つて来て居つて、何事
でも、路を歩いて居る人、東京の口の端に上らぬ前に、その儀直ぐ江戸の方に取沙法が傳は
る。さういふ譯であるから、何か天皇の爲めに宜しくいふやうな沙汰が、武家の評定に上
つて来ると、それは御身一分の事で、は積み文をせんで、御禮を存じませる者は、愚劣——

徳本尾文書——と相め、數多の者が迷惑をしなければならぬ。されば、多くの人の憂世苦難が

御心一つにある事であるから、御分限あらざるべきことではありますまいか。近頃は諸家

一家集——の奥存が宜しくなくて、家のそれをねねへたが、その能を正直にや

と居る者が無いとの取沙法である。皇下の首の放逐になつて、その能を正しく守らないの

は、御ち上の御教であるから、正當の道に引返さまはしむ事である。その本が正しくなく
て、御が治まるといふことはいないから、本を正しくする事が第一の事である。

この真傳は、どなたへ宛てて御禮もなされたものか、明かに記してないので、確かなこと
はいへないが、私はその御禮意より料して、後光明天皇へ御上げなされたものであらうと思
ふ。後光明天皇は、風化幕府の事柄を信らせられ、御禮儀復の御志を懐かせ給ひ、御奉も御
若く、自然その御禮氣が外にあらはれたので、御文徳水尾院はそれを御心配あらせられて、
かやうな御禮書をお贈りなされたのではなからうかと思ふ。その意味を以て、この真傳を
料議すると、殊に思ひ當る處が多いのである。

『檢記』(白雲寺で正徳天皇の御禮を記したもので、後光明天皇の御時、所懐の何某といふのが
居て、才美い人で、若い公家貴族たちのなよもものになつて居た。或る夜の前夜に、御所にて
やかに人々の大笑の聲が聞えるのを、天皇御召して、ヤス丸といふ御見を召されて、御奉か
思てまわれと仰せられたので、走つて行つて見て歸り、所懐の何某のものが御禮意をまへとす
ずめて御はして居るのでございませと申し上げた。然らば其方今一度走つて行つて、我も御禮意
書を敬えたといつて、立返つて御へと仰せられた。ヤス丸は御を存じませねばと申し上げたけ
れども、いかやうにでも御へと仰せられたので、やがて行つて舞つたれば、人々興さめて、
ひそひそと静かになつた。ヤス丸歸つて、その通りを申し上げたれば、人々の名を問はせられ
たので、そのまことに置かれた。——すべてがこの風で、御禮意書を中に、『檢記イソノ
オナシ』とある。

八 徳本尾文書御神抄御禮

二三三

徳本尾文書御神抄御禮

二三三

また同じ『檢記』に、ある時、徳本尾院、御の御禮を申しまして、日々の御家儀を宣明に述し
たところ、同院御心元なく思召して、夜倉岡御守重宗を召されて、近江院御所へ行幸あらせ
らるべき御を仰せられた。重宗答へて、御執行の事は、その儀大形のことならず、先づ御
宣明申進はし、その儀式も正されずしては運かに御よまじき由を申上げたところ、然らばそ
の事は止めよう、ついでには御中の疑いの儀の儀儀より、院御所の茂高の御まで、御を以て高
御下を急ぎ申付けよ。御禮の内を行幸なるは官の事である。御よも御へ存じむるに、運か
行幸と申すものがあらうか、早々に立立つべし、と仰せられたといふ。如何にも御氣配の疑
疑にまじりましたことが拜せられる。されば、御客も官とかはらせ給ひ、御禮意を申す中
に、運御合符の御風儀、申すもなかなかあるかあるか御相に陳らせ給ひ、御前へまかす出で儀
願て拜する儀、御禮意ぬものはなかつたといふ。(徳本尾文書御禮)

徳本尾文書御神抄御禮

かやうなわけで、いろいろの噂が傳へられて居る。その一は、天皇御大志を惜かされ、

御断を遂げられた。時に南司代官同防守重宗が、この事關東へ歸まては甚だ宜しからず、
若し御止めなくば、固守切腹仕るべし、と傳言まで申入れたので、その通り申上げた處、
御断してあらせられた。再三申上げたれば、終に武士の切腹するのどきだ風ない、南殿の御
此期を聞いてそこで切腹せよと云へ、と申せられた。それで重宗もやうやう御断申上げ、
關東に於ても殊に畏懼したといふ。この話は、三宅實隆の話を録した「尚書先生遺集」に
見える。どこまでが實話か、多少の不審もあるが、とにかく天皇御断の御断性と疑ひあるべ
き話として傳へられたものであらう。

また後光明天皇の宮内侍せられる様は、言が國御断の哀愍は、和歌を第一の事の様に傳ひ、
また「御氏物語」「伊勢物語」等をおむに由る。中古以上の天子又は大臣の内にも、天下を治
め御断に志ありしもの、或か歌と好んであるか、況んや「御氏」「伊勢」は乱の書であると仰
せられ、歌は一向に遊ばされず、「御氏」「伊勢」の類は御目通りへも聞かれなかつた。或る
時御断が關東より御京の御、「源氏物語」の頃と尋ねられた手紙を上つた處、大いに御氣
色を損せられ、世が憂ひ所の「御氏」の繪を拜いたのは御断に思召されぬ由仰せられたの
で、御断は大いに恐れ入つて、一生忘れられなかつたといふ。この御断の事と又それと御断を
ある時、後水尾院へ御断行やあらせられ、御酒宴の上で、院が御断の風俗をも御失ひなき
やう御心得なされ、和歌をも御歌びなされるべきよし、仰せられたところ、天皇は例の通り、
中古以上の天皇大臣等、天下國家に志ある方々の歌を詠したものは務である、と御答あり、
院上も再三御せられて、御座置さめて御断申あらせられた。さて夜御断へ入らせられた時分
に御断を召させられ、百首の歌の題を上れ、と仰せられ、その夜御断遂げられずして、翌朝
まで此百首讀らず御断じなされ、衆人を以て御断へ上げられた。院御断遂げし、断絶にある
べしとは思召されず、とて御氣色癒しくされましたといふ。(御断の事)

この話を「御断」には、後水尾院より、和歌は我が國の道なり、遊ばせかしと思召すな
とて、十首の歌を御持参にて遊ばせられたのを御断あらせられ、伏御など申せらるる間に十首
の歌の御断と燒らず遊ばして、御断に供へられたので、後水尾院にも御断御断淺からず、こ
れならば歌と遊ばさずとも、と仰せられたとある。後光明天皇に歌かせられても、必ずしも
御断を御断せられたのではなくして、和歌は我が國の道なれば、その風の正しさを賞ぶべし、
衆人の道を知つて身の行正しからは、和歌の風も正しくして、人衆の助けとなるべし、故に

必ず衆人の道と本とすべし、と仰せられたといふ。(御断の事)

必ず衆人の道と本とすべし、と仰せられたといふ。(御断の事)

かやうなわけで、後光明天皇の御断に、和歌は比較的少く、「御断全集」に収むる所六十
二首に止まる。御断は九十八篇あり、御断代の中に於て、御断の詩の多きことは、後水尾院
と變換にまします。寫原も續じて少いが、中には御断に和歌を詠されたものは多かたのである。
これ等の事情を御断考ふれば、この後水尾院の御断御断は、後光明天皇へ御断上げなされた
ものとして大過なからうと思ふ。

後光明天皇へ御断上げなされたものとするれば、天皇は承應三年に二十二歳で御断しました
のであるから、この御断は遅くも承應の前夜であらうか。文中「凡三十歳に及び候まで、身
をもてそこを御断に候へば云々」と遊ばしてあるから、天皇二十歳位の御断のもの
と懸せられる。さすれば、後水尾天皇は五十六七歳の御断となる。

後光明天皇御断あらせられて、御断後水尾天皇には御断御断甚だしく、御断に御断御断さまで
あらせられたが、その根本は御断御断より起る由御断も申し、御断分にも御断に思召される
ので、御断御断の爲めに、向水の風俗と御断なされ、御断を御断られなく思召し、特に御断
を御断、この事を大老御断御断に説かれた。之について御断せられるやうは、この御断の事

を、公武武家へ御断されたらば、南司代官御断御断が多、の人数を引つれ、御断御断を致し、
之を御断の爲めに、市民が御断より御断でも御断する。かやうな事は、決して御断御断でない。
御断も御断しく御断の行儀を以て、御断に御断のやうな事は、人の思ひやりも御断である
に、一時、御断御断で、御断に御断の御断、または御断の御断へ、ふとあらせられたい。
その御断は御断より御断御断なされ、その時々には、御断にも知らせず、御断等も知らぬ分には
されたならば、御断に思召すと御断御断を御断された。これにつづけて、御断は御断に御断
者などが御断、御断を御断するやうな事はないかとの御断御断もあらうが、人の十人ともつれた
るものが、御断御断に出あふことは、御断に於ては御断御断を御断ないことであり、長種の公家には、
御断は御断なものである。また武家の御断も御断といふが、それも御断御断の御断には、特に
御断すれば御断御断といふ、御断に御断せられ、御断御断「太平記」のやうなる、御断御断に御断する御断と
いふやうな事もあらうかとの御断御断もあるかも知れぬが、これは思ひもよらぬ事、かやうな
事に心を御断せられるさへ、あかし事には御断御断とて、御断に御断御断を立てさせられ、この
御断の外、一事として御断はあらせられぬに、重ねて御断御断を御断御断を御断御断を御断

られた。その御断御断の御断は、實に御断御断多いばかりである。その御断御断は、今に御断御断に

保存せられてある。本では御印の口上登書の形式になつて居るが、全文後水尾院の宸筆にか
かき、御印に御封印を押しして、「政仁朝印」と記されてある。左にその全文を掲げ奉る。

御印

復光朝院御事の後、由社の事は御心にそま候事もなく候物から、尤ましむに、今や御覽し
とこけられ度厚其の、御さう御預境も候故、御養生に御ゆたへ候座なく候、御持統さま
との事候へ共、本、御うつさのししやうこと候由、御者共申、御自分にも其とどうに
御召候、計奏候にては、此御養生なかりかたう候ま、内々御出され候こと、山水の風景
尤と御預境候故、御氣を察せられ度登召候、御事の本、武家へ御合られ候へは、御けい
こと申付られ、御預守あまたの人御引其し、供事いたし候へは、京都にてはさ程の事めつ
るしく候故、よひ候ともいはず、何れまで見物のもの御集候、今程かやうの事、別して御
本意なう登召候、後光明院御事は、御しめくあつての御謀もあらはれ候事にて候へは、
何を御面見せとせられ候ま、由共は外様の人には御判理もあるましく登召候、御事な
とも、貴院の御行さうにて、御心もしふけに御前山水のやうなる御事は、人の心もひ
今もいかに登召候ま、御うつさのよく御謀あそはし候折ふしは、たれと人のしと

八 後水尾天皇御印宸筆

御印

一四四

八 後水尾天皇御印宸筆

御印

政仁朝印

一四六

候はぬやうに、あそはされ候て、御茶居其のあたり、誰々の御命などへ、突、風をらせられ
度登召候、さためて、後日やかて抄法候はんま、その折よし／＼將軍家御耳へもたてら
れ候はて、家老の余も御付られ候はぬ分にもてなされ候は、何よりも／＼御前そくは愛
召候へ候、御家御事、すこしもあしなまなる御事に候は、御出され候事も候ましく
候へ共、さら／＼さ程の御事にては御座なく候、御代々仙國にうつらせかほしませ候て候
は、誰々の御事其外かそへつゝされ候はぬ事候へとも、つゝに武家へ御合られ候事も、御
けいことを申付られ候事も見と申候はす候、後土御門院、後かひは原の院、後奈良院、此三
代は風化にて、御中も御まにたり、仙國の御しつらひもとのひかお候故、御疑なく候、
其後、正徳町院太閤御事御ちそう申され候て、院に及らせられ候へとも、御年七十五にぞよ
はせられ候故、萬事御座候にて、御事などの沙汰もなく候、後鳥羽院は東照宮と御不相の
事候の事候、萬事御つゝしみの事候、其上御教候の後、程もなく候つる候、其御沙汰もな
く候つる事候、此度大政院殿、よろつ御入魂候はんとの御事にて御合られ候て、御いけん
にまかせられ候ての御事候、舊き記録などのそき申候は、御事の御制止のよく候事は、
いか／＼したる事と、却てあやしみ申候事候ま、御事はいかやうに候ても、武家の御根

候にはならざる御事候、ばか者な候てはとの、御さつかひのよし候つれとも、人の十人
とも召し候者の、はかものに御あひ候なとの事は、京都にては、むかしより今にため
しなき事候、其上御事か御には、てうかたきもなき事候へは、さ程のかたの御用心は、か
つて入申候はす候、又夫事などの御さつかひも候やうに候つれとも、御情主の御所などは、
別してさ程のよう心もいたし候へは、是又別義なく候、此外に何かとせられ候て、太平
記のやうなる事など出来てはとの御さつかひも候やと、思召合られ候事も候へとも、是は
三千聖外の御事にて、御心を付られ候も、ことかかしき御事ながら、さやうの事など登召
もよ候は、天照大神正八幡宮以下の冥成にそむかせみはしまし候へ候、御も御みし
ん候候はぬやうにとの御事候、さやうに候へは、將軍家御心にかゝり候事、ゆめ／＼なう
御事にて候ま、右のとどと首尾よしやうに、御才覺候て進上候やうに、ひとへに難思召
候、此外御身のちへの御愛、一事としても御事候はす候へは、かまぬてさ内々の守を御印
られ候事も候ましく候ま、御合御まいと候やうに、よろしく申候へとの御事に候、

今日よりして之を見れば、決意が、ただの難宮への御事と、かほとまで御懸望なさらなけ
ればならぬかと、殆んど想像の外である。天皇・上皇の御前候は御し奉るに似たり、幕末
前後親王家の憤慨したのもここにあつたのである。
酒井忠勝が、右の宸翰を讀いたその結果が如何になつたか、明かに之を説すべきものは見
えないけれども、この翌年、明治元年より後水尾院が幕末御事院へ御事の事があるのを以て
見れば、幕府に於てはこの御懸望を奉じたものらしい。

後水尾天皇は、寛永六年に幕府の威政を御憤りなされて、御讓位あらせられたが、その時
には二十四歳であらせられた。今この酒井忠勝への宸翰御代前の後光明天皇への御讓位書を
拜して、之を御讓位書後の御様子と合せ考ふれば、後水尾院が幕府に對したまふ御懸望が如
何に緩和にならざれたかが強せられるであらう。この御懸望の緩和は何にまよて然るか
といへば、一化はもとより御年の御懸望を候ませられたにもよるであらうが、その中心は佛世
佛に源による御懸望の弱基によることと拜する。
後水尾天皇は御讓位の後、多く御僧と近づけられた。先づ第一に召されたのは、一神和尙
である。一神和尙は名を文守といひ、善長具樂の第三子で、慶長十三年に生れた。元和七年

延寶三年三月十九日

一姓の持統に神代巻の歌を贈られた。その實蹟は現在法常寺に存して居る。以上は一姓存命の事であるが、その没後の事實を見ては、上皇の御實を遺慕せらるる事の如何に深く、之を信重せらるることの如何に厚しかを知るに足るであらう。

寛文五年十月、後水尾上皇は、一姓の御實を慕はれ御幸あらせられ、終日その遺風を追慕し給ひ（「御實」）、同六年八月には、靈源寺及び法常寺に靈筆の額を賜ひ（「御實」）、同十二年には、靈筆の額を破損したるに由りて、佛殿再興の御申儀を賜はれた（「御實」）。この時、上皇は、この再興の旨を以て、京都府司代表井伊貫守南廣に尋ねしめられたるに、既に佛堂もあり、たいした事でもなければ、御実のたまに御付られ給へば、存じませうといふ返事であつたので、類る御禮にて、早速御申儀を作つて、靈筆に供するやうにと、息代御申儀（「御實」）を以て、局の官通に當る當時の寺主祖岸へ傳へしめられた。その時の實蹟御消息が、今に靈源寺に保存せられる。左に掲ぐるものが、即ちそれである。御返し書に、
「予もかなひ候はぬ共、うれしく候て、やう／＼申儀」と仰せられた。御消息の御様子が見せられる。

八 後水尾上皇の御實御消息書

一五一

一五二

しく

御消息たる今參候て、靈源寺の事、永井伊賀守に御申儀へは、大なる御事にては候はず候、たゞ今もあんな室も御さ候、仰の御事に候まゝ、くるしかるまじく存候、仰付られ候やうにと申儀よし、まん／＼申儀、今日日もよく候まゝ、いそぎ／＼申儀、さしつなと、いそぎいたし候て、みせ候へく候、さう／＼申儀候はんとよし、御申儀へ候へく候、めて度かしく、

新中納言とのへ（御書付）

やがて工事も落成したので、靈源寺を改めて、靈源寺と稱し、更に靈筆の額を賜はつた。同十月二十日、祖岸は御禮を申上げた（「御實」）。

同十三年には、南翼の宸翰と稱する御書と賜はつて、靈源・法常の二寺、南翼の如く、永く踏出一姓の御實を傳へ、その御實を承へずべき由を告された。

延寶三年には、御消息の宸翰をも賜はつた。

朕昔高橋之題、類書流流一姓和尙入對、其定能息慮、共慈聖御實、朕於此知、法思甚大、實不愧古德活道人者、堪故法皇曰定慧明光佛、

この御消息のことは、御東へも御披露なく、終々に傳はつたのであつたが、延寶五年になつて、本年は三十三回忌にも對し、かたがた今披露してあつたといふ事になつて、寺僧から之を近衛義興に依頼し、其後から之を言上した處、（當時關東執政長井・轉・御實、唯然一姓和尙之事、眞御信仰之御實、賜しよし仰せられた。〔「御實」〕）

同六年には、靈源寺と法常寺とは、勧修寺と定められた。兩本寺勧修の事は、初例に於ける事であつたが、御實依他に當るによつて、かくの如くせられたのであつた。この時、佛堂若山院定誠の書狀が、靈源寺の舊記に見える。その文に、

法皇御實、一編御實其の御實依他つり、靈筆之額を靈源・法常二箇願寺、南翼のことしと宸翰を賜はれ候、今度一姓御實にあたり、佛頂國師の號を御許候、此方もひき御東へも御消息候て、用給旨と南寺へ出され候、たゞへ勧修兩本寺御例たりとも、法皇御實のことしと宸翰を賜はれ候へば、靈源・法常兩本寺たるべきよし、御消息候間、永代兩寺見論一有願候、此處可被心得候也、以上。

八 後水尾上皇の御實御消息書

一五三

一五四

三月二十七日 刊

法常寺御消息書（「御實」）

没後の御消息かくの如しとすれば、その先後に於ける御消息もまた推して知られる。

次に、一姓の御實御消息も亦召されて、上皇の宮に候し、文政を試みたことが、一其方らである。寛文四年に一度召されたけれども、御實も申上げ、同六年法に違ひ、九年に召されて江戸に歸り、十一年京に歸つてから、まもなく召によつて宮に入り、法話を申上げ、十五年には召されて「一人論」を講じ、若くは御實に契ひ、種々の御消息を下され、御消息を賜はつた事は有名な話である。一編和尙は、御の「一人論」を讀んで、御消息を授けた。

靈源寺の風林承孝も厚い御消息を賜はつた。承孝には「福安記」といへる日記があり、又「風林和尙御消息之記」といふ本がある。それ等によつて見ると、元和四年の頃より寛文五年の頃にかけて、凡そ五十年近く屢々参内し、文中に於て御實・和漢道知御消息の御消息の時にはもとより、佛・茶・御實、種々の御消息・茶見・御消息等にも賜はつて居る。

後水尾上皇の「御消息」に、

同十三年二月三日、靈照寺の巫山を遣はして訪問を下し給ひ、聖元の高貴に稱ひ、御職の親書の遺を賜はつた。後年林丘寺阿闍梨光内親王の請に由り、聖元奉答の一句「萬別千差一掃空」の七字を宸翰に染めて、之を善樂山に賜はつた。今に萬福寺に保存せられてある。同年四月三日に、聖元が歿した。その御日に大光普賢國師の號を賜はり、また詩書を賜はつて、御著問之寶也、御伏書可讀御願、身代々之とまで尊せられたのを見れば、その御諱のただならぬを感し奉るべきである。

以上は、御書問答に關んで、後水尾院の御信仰に就いて、その一端を申したに過ぎぬ。御歴代の内に於て、佛教に御歸依なされた方々も少からぬことではあるが、その御信仰の深くして實も誠實であらせられた方としては、まづ後宇多・孝圓・後水尾の御三代をあげ奉らねばならぬ。而してこの御三代が、何れもその御信仰によつて、特に種々の御書に安せられ、その書がまた當時の政局の上にも類々甚に深く御信を有して居たことは、政教相輔の歴史を考へる上に特に注意を要することである。

後水尾天皇はまた佛學に於て深き造詣を有し給ひ、夙く希聖希賢・金剛院佛尊等社會じて經書を讀せしめ、また真山の長老として「東坡集」「古文集賢」等を譯せしめられた。また赤松云華を召して永く延侍せしめられた。雲華は名は正賢といひ、藤原の神主赤松正成の男で出でて赤松氏を立てた。寛永四年、十四歳の時、赤松人に召され、六年御讓位の時より御臨に候した。慶安四年御落飾の日、御相伴付けられ、名を正胤と改め、雲華と號し、袂衣を着けて御伏し、延寶八年法皇崩御の儀致仕し、元祿五年八十歳を以て奉じた。後水尾院に在仕すること五十四年に及んだ。その學問としては、寛永十二年伏見聖徳(作佛書院)の門に入つて經書を學び、下冷屋宮院について詩を學んだ。明暦四年法皇に召されて、「孟子」を讀誦し、御威を蒙り、「大學」の一句「至善」の三字を染めて之を賜はつた。その哀悼は今はその子孫の家に傳はるといふ。

「皇宋事實類編」十五卷の建康の如きは、實に本邦御朝史の上に特筆せらるべき一大美事である。この書は後水尾天皇の勅により、元和七年に御詔字を以て宋國より覆討したものであるが、後に文庫に於ては、その原本亡佚したので、この點面によつて、幾かに其に傳ふることを料たものである。かくの如く、漢學の御新讀または御覽讀が、いかばかり聖徳の御書に賞し奉つたか、その影響する所は蓋し鮮少ならざるものがあつたであらう。

國史・國文・制度については特に非凡の才識と具へ給ひ、御撰も三十餘種を著へる。歌道に

於ては實に後鳥羽天皇以來の歌學と御がれたまふ。歌一返位を奉めて「伊勢物語」「源氏物語」「古今集」「百人一首」「洋歌大軌」等を讀し給ひ、その御清淨潤澤の御が今若干條はつて居る。また五匠の學問博識の爲め、例月試筆の儀を定め給ひ「日本紀」「國語抄」「因書」「文選」「毛詩」など、和漢の書について、是に試問せられ、若年の公卿衆たちは、かなも損なはれたらしい。「御書問答」御書問答(御書問答)。

天皇の御撰にかゝる「詠歌大軌御抄」(御書問答)の御書問答の中に、先奉天皇の「君がため奉の野にいでて若菜摘むわが女子に雲は降りつゝ」の御書問答を解釋して、次の如くに記されてある。

此御歌は有心體也。心といは隱したる體也。調足らずして、心あまれりといはたるとはかはるべし。

是は餘宴の時節、雪を凌ぎて若菜を摘む心也。若菜つむといふに予勞の心こもれり。雪は降りつゝといふ所に心を隠したる歌也。調上ほどの人の、如此かちならて若菜つみたまふは何故ぞなれば、君がためなり。君が情とは上一人より下萬民にいたるの心也。君も長久に候もゆたかにと祝し給ふ體也。以下に若菜たまふとて、如此の予勞の體、王直の肝裏、庶民の體に叶ふことなり。雪は隠體の方にとるなり。

一首の歌も、かやうに解釋して、その深意を究めさせ給ふ所に、天皇の御生庶民の厚き御思召を窺ふべきである。

後水尾天皇には、また有名なる「宮中年中行事」の御撰がある。この御本は、年中行事の公事及び御中に於ける種々の御世儀の事を記されたもので二卷あり、假名文を以て書かれたので、「假名年中行事」ともいふ。この御本は、後光朝天皇御在位の時、天皇に御せられる御めは御せられたもので、正保・慶安朝の御著作であるが、その後、永享二年六月二十二日、皇親貴上に、後光明天皇への御贈禮の御書本を御失し、御書本の種類つて居たのが、萬治四年正月十五日、徳正法皇及び女院御別の上には、その其を賜られたのを、再び書改めて、先奉天皇に御せられたものである。その初めに、御序とも見奉るべき一節がある。その文によれば、聖仁の亂このかた、宮中日々零落して、祭文・建武の音に阻るべくもあらず。信長の天下を蒙に致めしより、漸く其の經營を始め、東海四國を平けて絶えたるを頼り置かれたるを無し、當めに金剛再び光を輝かし、ついで善事より家光將軍に奉り、百載の古き新體を改めて玉と刻きなせるは是れ日に替す。然れども萬の事は君は夏氏の比にも及ばず。御撰・大

後水尾天皇御撰御書問答

會その種の諸公事も、次第に絶えて、今は跡もなきが如くにまじ、再興するにたよらざりし。事を見るが中にかはもゆく末の世なれば、せめて義徳の徳のためすまひをたに失はでこそたまはしき哉、まことに又もばつかなくもてゆかむ事の歌かはしければ、思ひ出るに隨て書付け給へるが、御ちこの御本である。これによつても、後水尾院が御中公事の御再興、がては皇室復興を願したまふ皇室の興を惟し奉るべきである。

後水尾天皇は、書置に於ても亦皇代の遺者にましました。山科道安の「機記」の中代、ある日皇室が蒙難に傾倒した時に、後水尾院は八十五歳でかくれました。御歴代の中にかほど御治世は臨にやと申した處、蒙難のいよには、さればとよ、當に御せられたことに、古今天皇の寶算八十を越したるは、光孝天皇の御世の御治世、蒙難の御代、御治世とあるべきである。身となり、手も少しは清く、歌も相應には讀ひ、大星傳の者なり、何れもあやかられよかじとあつたといふ。

九 桃圓天皇

桃圓天皇(聖武天皇)は、延喜四年、七歳を以て藤原天皇の御譲りを受けさせられ、寶曆十二年、二十二歳を以て御初あらせられた。後光明天皇と同じ御幼であらせられたが、その養明にまします事も、亦よく似通うてせられる。その趣は、竹内式部一件の際に於ける天皇の御譲り、并に藤原白等に對して仰せられた御治世などによつても窺はれるのである。よつここに竹内式部一件の經過を實録として、桃圓天皇の御事に及ばざらんとす。

竹内式部は、新海の町御者の家に生れ、立郡に出て、儒學神道などを習つて居た。神道は玉本在尊・松尾神具等に受け、この松尾神具が山崎國春の奥御代に神道を受けて居たので、その思想が竹内式部に傳つて居たのである。そこで式部はその學問ができてから、實習的分になつて義を習ふ生はと取つたのである。その時公家集が山崎の地に入つた。その御治世の書物は、御書即ち「日本紀」などの外に、「保元大記」御代書等であつた。「保元大記」は山崎國春の書はすので、保元より建久に至る三十年餘りの時勢の轉移を對して、成徳

が武家公卿の事情を論じ、之を後醍醐天皇の皇子八條宮内仁親王に上つたものである。その論旨は、夫れ御代は天皇なり、倭人化なるのも我へるのも隨べて時があるものであるから、苟も王朝の内に御代さんと號するならば、必ずその本を修めなければならぬ。往に甲兵の末に用をとして、唯かにその功を收めようとしてもできるものではない。それは恰も徳を積つて水の流れを固き、舟を積んで水を知りやうなもので、少しも徳が無いのみならず、却つて損のあるものである。承久なり建武なりの失敗は、その爲めである。復興を願ふには、その本を修めなければならぬ。故人人言たる者は、身を修んで、天下の人心の歸するやうにしなければならぬ。さうすれば比方から稱せずして人が自ら慕ひ、天命が之に歸する。天命の歸する所、如何なる者が聞ても、之を稱し事ができぬといふ難意である。

「増補遺言」は、後醍醐天皇の書はす所ので、彼はやせんずるで、即ち自分で自分の心にやせんずる、歌は王に獻ずるといふ意味である。すべて忠義の志は同じ一つであるけれども、その時勢にも依り、或はその人の境遇にも依り、いろいろ忠義の仕方が違ふ。飛自分の心に安んずる方が於て忠志を獻ずるといふので、則ち忠といふのである。遺言は即ちその御治世に關して讀した言である。この書は、古人の君に盡した立派な事蹟を有つて居る者、凡そ八人を述べ、それ等の人が、その文を明かにし、君に忠を盡さんか爲めに、自らの身を致した者の末緒の言も御書に、八條宮内親王の御代である。その八人は、

一、成徳の遺言

成徳は聖の御代に仕へて、初めは用ひられたけれども、後遺言を遺して死なされた。そこで成徳の遺言を作つて、王の御書に傳つた。その遺言のすの遺言の時になつて、又以てとれて、終に御代に於て死んだ。

二、遺言等四遺言

遺言等四遺言は、成徳の遺言に仕へて、その遺言を助け、そのすの遺言を助けて、後を討ちに行く時に、上つた遺言、即ちこれである。

三、成徳の遺言

これは「成徳」の遺言の遺言の遺言を讀んだ時に記したもので、有名な御代書の中である。成徳は遺言を以て有名な御代書である。

四、成徳の遺言

成徳の遺言は、成徳の遺言が遺言した時に、遺言を以て成徳の遺言といふ。成徳の遺言は、成徳の遺言が遺言した時に、遺言を以て成徳の遺言といふ。成徳の遺言は、成徳の遺言が遺言した時に、遺言を以て成徳の遺言といふ。

五、文天祥の忠告

文天祥は有名な抗敵を伴つた人であるが、正氣歌は即ちこの忠告中費の中にあるのである。宋末にて、元の高宗に降して終に捕へられて、南囚の中に衣帯中費を作つた。衣帯中費といふのは、裁られた後に残した所だ、衣帯の中に縫んであつたから、かく藏するのである。

六、謝枋の抗敵論

謝枋は先づり文天祥と同じく宋の忠臣であるが、宋の末路に出て、元の兵と戦ひ、妻子とも皆捕へられ、拷問一人九十三歳の老母を奪うて山の中に逃れた。その後、宋が亡んで元の帝が捕いたけれども、謝枋は降せず、捕へられて食せしめて死んだ。この謝枋は捕へられて元の將軍に行く時に作つて、自ら忠告を寄つたものである。謝枋は有名な文章家であつて、「文章集」を編纂した人である。

七、宋士謝枋の忠告

謝枋は矢張り元の朝にお出た人であるが、自分の生れた土地は、宋時代の高宗に降された事のない事であらうといふので、どうしても宋に降はなかつた。先組は宋清らかな民であるといふので、自ら中國皇帝と稱した。宋に仕へて居る光ののではないが、唯高宗の元を仕へたくないので、皇帝として教授して居つて、この高宗行を作し、正氣を唱へたのである。

八、明方東樹の忠告

これは明の第二の義文帝に仕へて居つた人である。魯の魯文公王が世を去つた時、方東樹は之に效して、魯に降へられて魯王の所に引取られた。文章を著く事から、その時の習習を著くことをあてられたが、聞かない。或は利を以て請ひ、或は辱しただ聞かないので、魯にその一八四四十七人も、僕臣かおけて著くことを許し、遂に本人を七日間かかつて筆を投じしめた。その時、方東樹は宛書紙を、七日の間魯王を罵つて死に至るまで上まなかつた。その朝へられて行く時は、絶筆して、自ら絶命を記して、決心を示したのである。

これ等の節義士が方東樹に至るまでの者は、皆國の不幸な時に、正氣を唱へて身を投じたのである。そのほかに何人も述べられども、各々自分の地位相違に、自ら心に安んずる所に応じて、王に諷心を述べた。ただ方東樹は忠告を述べなければならぬといふ強固の精神をするよりも、かくの如き事をして以て説明した方が、最も親切に人心を感動せしめるに都合が宜いといふので、謝枋はこれを編して、それぞれに説明を加へたのである。

竹内式部はかやうな書物と教科書として、公家衆に教へて居つたのであるから、その特殊の思想は、感人に燃えるやうになつて来た。その精神は、強く名分を論じて、幕府が政權を執つたのは宜しくない。たとへ幕府が政權を行ふにしても、天皇を奉じて朝

廷に轉つてやるべきものであると論じて、懐く腹を語る事などもあつたといふ。その説は、日本に於ては天子ほど尊い御身柄はない。然るに今の人々は將軍の尊いことを知つても、天子の尊いことを知らぬのは如何なる譯であるか。是は畢竟するに、天子も御徳と稱されず御學問が不足である。陛下は如何であるかといふも、爾日以下の者も、何れも不遇才の者である。それであるから尊貴の方を尊んで、天子の尊い事を知らぬのである。故に天子より陛下を尊んで、自然に將軍が天下の政權を握上するやうになるのは必定である。それは實に家を返す如くであつて、公家の天下になる事は朝かであるといつて居つた。是は、その朝、式部がどういふ情義をやつて居るかを測べられた時に、その種子を當時の武家権威廣げが、幕府の中に寄つて居るのによつて知られるのである。この思想は、言其こと變つて居るが、「保體大記」の近く所と殆んど同じである。

公家衆は、式部の説を聞いて、之に感服すること夥の形に顯は顯はするが如く、實に子の尊ひ足の踏む所を知らぬやうな者で、ひどく感服したのである。そこで、その誤解を認めて居る者の中で、世を在氣の若共は、氣が湧つて、決意奮発の志御へ發し、軍學を講ずるものなども出て来た。何でも幕府を倒さねばならぬから、今から軍學を修め、兵法を習つて、鐵籠も學んで置かねばならぬと、俄かに武藝を講ひ、弓馬を試みる者があるやうな譯であつた。そこで、幕府で、世の小事に當つた公家衆は、御徳の極く薄く文化に出ては御徳の立寄などをやるやうになつた。さういふ事が漸く彌白の耳に入つた。彌白一筆遣書は、若い公家衆達が、感人に其説を告げ、劍術などを精方して居ることを聞いて、この事若しも國吏の方に聞かると、血々しい大事になる、大いに心配して、増長せぬ中に道かに停止すべしと命じた。そこで竹内式部が、どういふ情義をやつて居るか、その懇切に注意した。そして弟子の一人であつた鳥元光忠を喚んで、どういふ學説であるかといふ事を質問した。鳥元光忠は、いろいろ陳明して、右の朝が事實でないといつたけれども、なかなか聞かれない。彌白は武家権威廣げ、御徳光顯と述べて、所司代は平幕高にその事を通知した。所司代は更に京朝の町奉行として、竹内式部を訪問させた。ところが、式部は別に大して悪い事はないので、加罰を請ふることができないで、その後釋放された。時に寶曆五年、徳川天皇は寶曆十五であらせられた。従軍もいろいろ學問の御徳古は述べして居らせられたが、もうとろろと其御徳、度御帝王の學問をなさらなければならぬとい

ふ時になつたので、徳大寺公純——この人がこの無事に取つては文藝者であつた——并に入
我道通が相談として、其徳福貴には、竹内式部の學政を並置するが宜しいといふので、傳
書の伏見買賣が、式部の學政によつて、「大學草創」「孟子集注」などの御講義を申上げた。
その時の様子は、世徳光明天皇が漢唐の古註を讀して、新に朱子學を御採用になつた御様子
に因つて居ると、有志の輩上たちは感奮奮望したといふ。徳大寺公成は、病小治公文・西園院
時名・正親町三條公積と謀り、尙ほ又日本の御書と御書にならなければいかぬとして、小治の
時に、「日本紀」の重訂を始め、然るに、同志仲興の意欲のもの等は、極端派を出して、
地かに幕府を倒さなければならぬ、といふので、烈幕急進論を主張する者があつて、社黨を
編んで居るといふ風潮があつた。そしてその存命に於て、酒宴を催し、その間には慷慨悲憤
の聲が湧るといふ噂が傳へた。

時に寶曆七年、その頃、一條直吉は關白を誣いて、近衛内親が關白であつた。一條直吉は
は、事實の容易ならざるを察し、近衛關白にこの事を報告した。近衛關白は、一條直吉、
右大臣九條實實・内大臣藤原賴平等と計つて、青崎門院、即ち先帝後町天皇の女御であらせ
られた、徳明天皇には、御實母ではないけれども、嫡母に當らせられる方に申上げて、公家衆
たちの御書講義を停止すべきことの上を仰いだ。青崎門院は、御自分が二條東の御出身で
あらせられるが、弟御に右大臣二條實照といふ方があり、またその嗣子に宗基といふ方があ
る。この二人とも、山崎闇齋の衆加便を學んだ事があるが、門戸の鬼が強く氣象が烈しくて
傳通するに困るので、かねがね心配して居られた故に、主上にも強加の説を聞かすのは、必
ず御爲めに宜しくあるまいと思召された。よつてその強議を止めることを御賛成になつたの
で、近衛關白は意を決して御陳め申した。この事は青崎門院の言に出で居ることでごまか
すと申上げた。天皇は、青崎門院の言に依るならば赦し方がないとして、終に採用せられ
べくからざることを思召した。それは寶曆七年八月の事で、天皇寶曆十七の御時である。

然るに天皇の御書では、神書「日本紀」は日本の由つて起る所の根源を説いた書である。
然るに日本の主でありながら、日本の書を見るのは宜しくなくて、唐土の書のみを見るは宜
しいものであるか、如何なるものであるか、といふ事で、私かに青崎門院に、もう一度講義を
始めたいといふ事を御相談になつた。青崎門院は、つい先達で、八月十六日に御土めになつ
たばかりであるのに、十月になつて、また始められるのは如何であらうか、といふ事で御と

めになつた。この間に、徳大寺公成などは、私かに神志の類と同つて、内々で以て、天皇に
「神代卷の抄」——抄は講義をしたものといふ——などを寫して獻上した。或は又文學などに
事寄せては、私かに伺はして、朝輔の回復せられなければならぬ所以を言上した。その翌年
になつて、寶曆八年、寶曆十八歳の御時、正月に天皇は改めて近衛關白と御召しになつた。
仰せられる事に、今の社は誠に泰平のやうであるが、然しながら是は誠の泰平ではない。朝
日の事は頼られない。「日本紀」といふものは、日本の由つて起る所を記してあり、是は第一
の義であるから、この講義を始めなければならぬ、と仰せられた。關白は恐れ入つてしまつ
た。さて申上げるやうは、この事は先達で、青崎門院も御心配になりました事で、昨年も與々
内前に御せ事があつたのでありますから、唯今内前一人で直ぐに御新けを致しませる事は大
切の義のごとごりまするので、恐れ多く存じます。尙ほ一應國家を固らされて、更に女
院様に御相談を願ひたいといふ事を申上げた。その間にいふいふ御問答を二三度続けた。

然に天皇は、一體内親、その方は女院に從つて居る者か、何れに從つて居る者かと御せられ
た。内親は入つて、それは申すまでもなく、前に從ひ奉る義にごとごります。御代々御恩を
蒙り、一列御様の事ながら、おいて内前は、中御門・櫻町所院の御恩を蒙り、藤原代々重い
關白職に拜せられたのは、例に當今の御座と晝夜朝夕相尋れず、心のだけは忠義を盡し相勤
めまする義務でごとごります。その爲めに、心に存するだけの事は、仰せなく申上げる程でご
とごります。と言上した。それから暫く日を置いて、天皇は、曾國の根源の事であるから、檢
査し難く、どうしてもまた「日本紀」の講義を始めたいといふ御沙汰を下された。そこで、
内前は、先日も申上げました通り、大切の義でごとごりますから、内親一身で御せを承取計
つて、若しも、よと女院の御耳に入りませれば、如何程に御苦勞に思召すやも計られませぬか
ら、女院の御身に入れての上での事にござらぬと申し上げた。然るに、天皇に言かせられて
は、女院に申上げる事は仰せ多くあらせられる。何故かといへば、昨年も、この事について
女院は非常に御心配になつて、夜も眠れず御座あらせられなかつた。餘り御心配を併けては所
まから、今度は女院に申上げるとお伺しになる、申上げないで、内前關白の許らひでやれ
とかういふ御沙汰であつた。内前女官に聞つて、理道青崎門院に申上げた。それで、青崎門
院は、そんなに御熱心であらせられるならば親ら御との申しても、御土めになるまいから、
それでは強く御々で、世間にも聞かれないやうにして、御召されたならは宜しうございませうと
いふことであつた。それで、是までは一概に若い公家衆道が拜聴して居つたが、今度はそれ

九條實實

ではいかぬからして、關白が後に附いて居つて、監督の意味で、政治を事がいへまやうにして、西園院時名を召されて、御義を御召されたのである。

徳大寺公成は、この事を聞いて、實に喜んだ。久しく絶えて居つた奥の御義が、又始まつたといふので、大層喜んで、その由を詳しく日記の中に書いて居る。何故徳大寺公成がそんなに喜んだかといふと、それには深い理由がある。それは、昨年御止めになつてから、徳大寺の一派の同志は、この御義が止めにまつては困る、折角自分等の學識を、天皇に勧め奉り、皇威を發揮する基を造らうといふ事であるのに、その御止めになつては、自分等の考が水漬に歸するからといふので、唯かに天皇に申上げた。それでその御義が再興することになつたので非常に喜んだのである。この事について、藤原正親町三條公成と徳大寺その徳同志二三の人が御義をしたのである。徳大寺はその日記に記して、去冬以來、吾々の苦心は誰も知つて居らぬ、それを御阻したのには、實に喜ばしい事であると書いて居る。

『嗚呼去冬以來、公成卿之御義、同志數輩之外知る者なし、而して今日の恢復にいたる。千歳の忠なるは、然し主上騰く此御義を阻む、實て大典侍・徳小島前大納言（丹生）等もその御義を阻む、等へも御阻けらるる事なく、實を定て、關白に御阻さるゝの第

一心にあらずんば、公成卿の忠志も通しかたからん、嗚呼主上御聰明之御考、相續て此御義を御阻むは、其日の御義はまじりなくおはしまして、千歳御義之道、此時に回復して、我國のかしこさ、此若の御事に非んと、臣等同志等、頭をのへて有侍云々」と記して居る。

この時に當り、同志の御義の者は、承久或は元弘のやうな事件を起さうといふ計畫を立てた。公成衆ばかりでなく、いろいろの浪人も這入つて来た。肥前の入道助義、それから藤井右衛門など入つて来て、變に計畫を立てた。それについて、種々の作案計畫が案ぜられた。金澤の前田・富山の前田・久曾衆の有馬・細川の立花・大洲の加藤・熊本の細川・佐賀の島島・小樽の織田・喜望峯の足利等、かういふやうな御義の諸將に命を下し、一面は大阪を控へ、二條城を控へて、森友が既傾したから、京都に火を放ち、大阪・伏見・大津などを奪つて、幕府の御義を絶つてしまふといふ。その時に取つては、夢のやうな計畫を立てて居つたのである。けれども竹内式部は餘りさういふ御義の諸將にはおはらなかつた。然しながら、同志の徒は、式部を以て御義の徳大寺と仰がうと考へて居つたのである。

前掲白一様御義は、かういふ風流を聞いて心配に成つた。どうしても神考の御義をして居ると、それを本として若い公成衆が案を起すやうになる。是はどうしても御止の中さなければ

ばならぬといふので、右大臣九條朝實・内大臣藤原頼朝と共々、關白近衛内前を許し、御義の御義の中を申上げ、諸事長所に及んだが、天皇はどうしても御義を人に任せられない。朕は或る夜夢に日輪のやうな、又人の身體のやうなものを見て、例となく心が安くない。且つ先帝で、神考の御義を聞く時に、内侍所に拜して、必ず申上せ給はず、といふことを誓つて置いた。中絶すると、神に對して恐れ多いから止めない、と仰せられた。近衛内前は、これは明神御考の折に、幕上の言を、神に御断り仰せられたならば、支度ございませぬ、と申上げたが、どうしても御断りにならない。此後一兩月だけ御義を御許し成つたのである。かやうにして、神考の御義は、十二回を以て中絶することになつた。

内侍等はこの御義では御断りないから、更に青崎内侍の御許しを得て、正親町三條・徳大寺等の人が、右側に居るから、よくない、之を御断りなければならぬといふので、御断りを逃げることを回つた。さうして閣下伏し、徳大寺・正親町三條などを退けることを許した。その理由は、御断りなし、事竣を唱へて、往來を結んで居る、一體人々が宜しくないから、役を退けるといふことを申上げた所が、天皇なかなか御断りしない。けれども、いろいろと申上げて、終にそれを許された。それが寶曆八年の六月十日のことである。それで徳大寺など

は御断りに出ることができなくなつてしまつて、案に引込んで居つた。ところがその引込んで居る中にも、唯かに島丸光景からして、今度自分達が御義を御断りしたのは、天皇の御断りに出た事ではなくて、關白が無断に許した事である。天皇に於ては、不測に思召して居らせられるといふ事を聞いたので、實に有難い、千歳の本領がここに渡つて居る、彼らには御義の基に頼り、御義を安んじ奉らすを授かる事である。彼に持の来るを待つて、大いに御かうといふ事を日記に記して居る。

徳大寺・正親町三條などの御義を命ぜられて後、三日を經て、天皇は更に關白内前を召されて、御義の御許付を命じた。この御義を以て御義を命ぜられた。

此間御義一列より、御義のこと、すいか使にては、實に成まらぬ、さるによつて、例とそやむる様に、たつて關白申され候故、再心せされとも、相やめる由云、其後とくよん人候所、再心せずしてやむること、先如何、其上懸存疑にかなはぬ御義、又一列被申候事、道にかたうにしても、再心せざるを、やむること如何、道の事故、このまゝすてをさかたき後、被後にかあしきゆへ、實にならぬと申し申さるゝを、心底いよかしう思ふ、さためて御断りのわけ有へし、くはしく御断りもよ、名々に所存御許付、御断り被上なり、大御

道は、わか大徳及阿の大徳と、高世の道に心をあはせ、天地自然の道をかえかへて、たてをかせられたるわか國の大道にして、教は勿論、政をとる人、必まなふべき能みなるも也、此間も、神家道より則は何も明存まじし申さるも、なるはと右樂より則は、さしつかひもなき事故、さやうにしたり者なり、まなかせ、右樂に歸へき人證相かよひによつて、これまては流れてたしやうに思ふ、去ながら、一列より被申通り、證相にかなひ、神道にまよふかまふも、明白に知らば、必一列より被申しとを用ひ、山崎流傳文しき道、さて又樂存神真義理にかまふもなれば、これまての道にて則何事なり、只今は一列両存と雖存と相違なり、二つのうち、いつれが道にかなうと、伏不、成、分明、也、

この真傳御書付の大意は、この田圃家一列のものから、『日本書紀』の道徳を問うのに、證相流によつては其の道ならぬ、何とそまめるやうに、明白がたつて申した故に、御心はまなかつたけれども、止めると申した。然るに、その後部と道家として見るに、御心はまなかつたといふ事は如何であらうか、その上に雖存と相違天の道が、道徳にかなふならば勿論のことであり、また道家たものいふことが道徳に叶ふとしても、御心はまなものを保ひて止めるといふ事は甚だ難かしい。道の事であるから、このまま捨て置き難い。かの道徳流といふものは、何が道なので、或めにならぬといふのか、心疑いぶかしう思ふ。定めて格別のお村があるのであらう。詳しく聞きたく思ふ。若しに考をかきつけて、其書を出しすべし。大これ神道はわか大徳天照大神が、爾の大徳天照大神と、高世の道に心をあはせ、天地自然の道を見て立てあかせられた我が國の大道にして、教は勿論、政をとる人、必ず學ぶべきよし道である。この神も内府等の申すには、神家の道から證相を聞くならば同存はないといふ。なるほど、右の道から聞けば差支もないことだから、左様にしつたいものであるが、去りながら、右樂の中に證相を聞くに足るべき人證が見えないではないか、故に證相流の方が果つてしきやうに思ふ。まじながら、道家一列の申すことが、證相にかなひ神道にかなふといふ道が、明白に知れたならば、必ず道家一列の申す道を用ひて、今夜は道家流は聞くまい。さて又樂存(天皇の道徳)が、神家にも證相にもかなふといふことであるならば、これ道の道に證相流を期かう。今の分では、道家一列の考と樂存(天皇の道徳)とが相違して居る。二つの内何れが道にかなふか、分明でないからである。

五箇内前はこの仰せを承つて、大いに恐れ入つて、一徳前御白・九條有太正・藤内内大臣等と通して、存管申す事に、一證相の流は、山崎流傳右樂門の流、傳ら流傳流から出せられたもので、山崎流傳右樂門は民間の信者——公家衆からいふと、格式を重んずる者であるから、民間といふと賑しい事になる——でありますから、朝廷に入るべきものではない。その上に皇道を重んずる、野卑の流傳である。その山崎流傳が、世間村貞に傳はり、更に式部は、その傳から傳へたものの上に、なほ自分の私見を加へて居る。證相の流が既に賑しい野卑な流傳である上に、竹内式部は尚ほ新しい。その流は甚だ難かでない。又竹内式部は世間村貞からも御門をされたやうな人證である。故に民間の道へ應いても宜しくないものであるのに、況して主上の御召されるは、甚だ以て有るまじき事でありますと申上げた。内前は、宜しい方いろと證相申して、終に吉田流の神道を證相傳はされるやうに、御勸め申した。それならばそれを聞かう、とは仰せられたが、宜は事官に於ては、吉田流の者を御召しにならぬいで、尤の通り、西園院時名を傳はうとなされる。明白はそれではいかぬといふので、更に意を決して、六月二十八日、是等の同志の者を其側より退けることにした。徳大寺と西園院三條とは、御に退けたけれども、宜は鳥丸先准・坊城快徳・高野隆吉・西園院時名・中院通和この五人の者に所屬と稱して證相を命じた。それで先づ御前を張ぎけたから、一心と申うて歸つたが、なかなか同志の熱心な者は、そんを事では届しない。鳥丸・徳大寺・西園院などといふ人々は、亦かに天皇に御辭して、明白の申上げて居る事に對して、いろいろと申上げた。明白は、また天皇に伏奉して、式部が神書御書流傳の傳に、自分の道とひどく申立て、疑う御書を討る、見張の上でさへ、かやうであるから、證相の傳などは勿論の事である。かやうなわけで、内前等が證相流を重んずる、或は次第の中に證相を入れたら、十手を入れたらして、證相をする事がある。其めにいろいろの風説が生じて、朝廷が今に證相を生ずるに相違ない。道を傳へて證相をする(道を傳へ)といふ風説がある。証相といふ事は、東いこと、なかなか二十人や三十人の人が道を傳へて居る事ではない。又一人や二人の者が計畫を立てても、できることではない。これは草草と云ふ者が、主上へなれ道ひ、朝廷の御と自分の方へ取らうといふ證相から来たのであると、いろいろ申上げたが、天皇は何とも御せがなく、唯、成程といふみ解せられるばかりであつた。

天皇は徳大寺・西園院三條・西園院など証相流して居るのを、御心配になつて、どうかして助けてやりたいといふ思召で、いろいろ御考になつた。それで、或る時には、亦かに西園院時名を召されたことがあつた。時名は證相しようと思つたが、明白が止めて證相する事を許さない。かやうな風に、證相を命じて、なかなか天皇との御と證することのできぬ。

ので、山崎流傳右樂門は民間の信者——公家衆からいふと、格式を重んずる者であるから、民間といふと賑しい事になる——でありますから、朝廷に入るべきものではない。その上に皇道を重んずる、野卑の流傳である。その山崎流傳が、世間村貞に傳はり、更に式部は、その傳から傳へたものの上に、なほ自分の私見を加へて居る。證相の流が既に賑しい野卑な流傳である上に、竹内式部は尚ほ新しい。その流は甚だ難かでない。又竹内式部は世間村貞からも御門をされたやうな人證である。故に民間の道へ應いても宜しくないものであるのに、況して主上の御召されるは、甚だ以て有るまじき事でありますと申上げた。内前は、宜しい方いろと證相申して、終に吉田流の神道を證相傳はされるやうに、御勸め申した。それならばそれを聞かう、とは仰せられたが、宜は事官に於ては、吉田流の者を御召しにならぬいで、尤の通り、西園院時名を傳はうとなされる。明白はそれではいかぬといふので、更に意を決して、六月二十八日、是等の同志の者を其側より退けることにした。徳大寺と西園院三條とは、御に退けたけれども、宜は鳥丸先准・坊城快徳・高野隆吉・西園院時名・中院通和この五人の者に所屬と稱して證相を命じた。それで先づ御前を張ぎけたから、一心と申うて歸つたが、なかなか同志の熱心な者は、そんを事では届しない。鳥丸・徳大寺・西園院などといふ人々は、亦かに天皇に御辭して、明白の申上げて居る事に對して、いろいろと申上げた。明白は、また天皇に伏奉して、式部が神書御書流傳の傳に、自分の道とひどく申立て、疑う御書を討る、見張の上でさへ、かやうであるから、證相の傳などは勿論の事である。かやうなわけで、内前等が證相流を重んずる、或は次第の中に證相を入れたら、十手を入れたらして、證相をする事がある。其めにいろいろの風説が生じて、朝廷が今に證相を生ずるに相違ない。道を傳へて證相をする(道を傳へ)といふ風説がある。証相といふ事は、東いこと、なかなか二十人や三十人の人が道を傳へて居る事ではない。又一人や二人の者が計畫を立てても、できることではない。これは草草と云ふ者が、主上へなれ道ひ、朝廷の御と自分の方へ取らうといふ證相から来たのであると、いろいろ申上げたが、天皇は何とも御せがなく、唯、成程といふみ解せられるばかりであつた。

天皇は徳大寺・西園院三條・西園院など証相流して居るのを、御心配になつて、どうかして助けてやりたいといふ思召で、いろいろ御考になつた。それで、或る時には、亦かに西園院時名を召されたことがあつた。時名は證相しようと思つたが、明白が止めて證相する事を許さない。かやうな風に、證相を命じて、なかなか天皇との御と證することのできぬ。

どうしても、是ではいかぬ。世居を官の職分をするより外仕方がないといふことになつたのである。そこで關白は意を決して、有栖川院に願つて、令旨を請ひ、更に關下に伏して、願書を讀した。天皇は「せう事がない、どうなりとも宜しく」と申付けやうにといふ御せである。この時のこの御言葉は、内膳の日記に書いてある。それで關白は、玉置町三條・徳大寺・坊部・西御院・中院の官職を止めて、去勢院を命じ、勸解由小島君の官職を止めて皇族に、高倉大寺・西大膳・共・町屋留の位と賜めて、近衛の付け、今田川公言・町屋留八・殿弁氏福・若松光任と近衛に、別倉留具その子若倉留具・松村宗信・正重町三條實朝・鳥光光親に自分位を命じた。その御杖は、式部の特選御杖が此に背き、いろいろの事が流行して、朝廷騒擾し、朝服共が軍を結び、其杖を圓るといふ風流が起る。是は學問主上に頼み過ぎて關白なりその他の重い役人を輕んずるが爲めであるといふのである。又之に離座して、女官の中にも大分罰せられた者がある。天皇の御乳母土御門姫子が豫て計畫に與つて、内膳とし太いといふので、宮中の奉仕を免ぜられた。是れ實に寶曆八年七月二十四日の事である。かやうにして、同志の人々は役を止められ、禁居を命ぜられて、もう天皇にお近寄りすることができなくなつた。

公家衆の方は、關白が、幕府に相談する必要もなく職分をしてしまつた。然しながら、御世竹内式部を越分しなければ本が治まらぬ。そこで關白は京都所代に通知をして、式部とどうかして互相から御杖の別に願して貰ひたいと頼んだのである。所代は平賀宗直は京極の町奉行に命じて調べしめた。町奉行は式部を頼んで、いろいろ審問をしたのである。けれども、式部の御杖が既に幕府御杖であつて、少しも御として扱へ所がない。何處を御杖にして御杖に處するか、如何にも御に高しやうがないので願つて居つた。そこで關白の方からは、式部が公家衆に對して御杖を請つた。或は自分の職をやかましく申立てて、今に關白の御杖が御杖の方に願するやうになる、かやうに式部が御杖といふ事、或は同志の英の中に、式部の學問が本になつて、式部を對へる者があるといふ事なども、所代に通知をした。そこで、式部に願するも、全くよい御杖が無いので願つた。のみならず、幕府に願する内、却つて京都町奉行をして、願せしむるやうな事柄が多いので、測る方でも願つたのである。

或る時かういふ事因に及んだ事がある。式部が御杖をしたものの中に、禮儀任儀儀儀より出づれば、萬一十世にして失はざること希なり、禮儀なり任儀が諸儀から出る、即ち天下の

政儀を諸儀が有つて居つたならば、それは十世で遊へると申したといふが、如何であるかといふ事問である。式部曰く、それは如何にも申しました。町奉行曰く、それは今の將軍の世が既に十代に反んで居るが、それにも拘らずさういふことを申すのは、不慮ではないか。式部答へて曰く、是は「論語」にある事だ。「論語」の言葉を教しませし時に申したので、別に關白に對して申した譯ではない。奉行の付く、それは然しながら「神代卷」の訓義の手筈への中にあるといつて、訓義の筆記を示し、「神代卷」の訓義の中にあるのは、如何であるか、誠に不審ではないかといふ。式部曰く、それは青く人の心得で、いろいろに書くので、私の訓義が、「神代卷」と「論語」の訓義を一日費りに讀みました。それを聞いた者が、續けて書いたのであつて、それは青く者が自分の心學を書くのであるから、願つて「論語」の訓義を、「日本紀」の訓義の下にかいたこともあるであらう。私は「神代卷」の訓義に於てはさういふ事を説いた事はない、と答へた。是は辯明が著いた。

さうすると、今度は奉行の申すには、一體、式部、その方は今の天下は危い天下になつて居るやうに考へるといつたさうであるが、果してさうであるか。是に於て、式部私に考へる事に、是は難ら難明しても、是も難目である。何か事を深して、自分を難に附れようとするのであらうから、どうしても御杖ぐらゐにはなるに相違ない。どうしても御杖に取られるなら、自分のいひたいだけの事は、いつてしまはうと思つた。さて申して曰く、或程、實に今の世の中は危い天下であると思ひます。この事は、自分が訓義をする時には申さなかつた。訓義の時には決して申さなかつたけれども、今日現今、この決断所に於て、私の心學を御尋ねあるに當つて、御を申したとあつては、秘入るから申します。實に今の世は危い天下であると思ひますといつた。幕府の役人の目の前に於て、今の天下は危い天下であると、少しも隠せず、率直に述べたのであるから、奉行等は非常な驚きで、そこらに就んで居つた連中は、色を失つた親子であつた。式部は、實は願つて申すやう、何故危いかと申しますれば、衆人の言葉に、「天下有直則禮樂征伐自天子出、天下無直則禮樂征伐自諸侯出、自諸侯出則十世會不、失矣。」(諸君も御杖とございませぬ。唯今は政治が關白より出て居るのでありまして、即ちそれは孔子の仰せらるる禮樂征伐が諸侯より出て居るのであります。然れば、孔子の言葉に従へば十世にして失はざること希なりで、今の天下は實に危い天下であると思ひます。私は儒者の道を學んで居る者で、衆人の仰せられた事ならば、それに従ふのでありますと申した。町奉行の曰く、然しながら、昔から天下に隄らず、何處の國でも知

何なる所でも、治めるといふ段になると、その上に立つて居る一人のみでは、政府はできな
い。その下に家老であるとか用人とか、いろいろの者が居るではないか、さうすれば日本に
は天子が居られても、國事が下に立つて、政治をするに仔細はないではないか、その仔細のな
い事が、何故ないかといふ。式部等へて曰く、それは如何にも御尤もであります、然しながら
、關東の政治は、一機々々毎に京師の方に御相談をばされて、さうして事を立て、それ
が執行はされれば、それは關東が政府を越ばすのではございませぬが、今の政治は左様に居る
事はできません。勿論強く他國を事は、一々京師の方に御伺ひにされるには及ばすまいが、
大事になれば、朝廷に御白なるとその外大臣があるのであるから、それ等に御相談があつて、
勅命を受けて行はれるのが宜しいと思ふのであります。さうすれば關東が天子より出づ
ると申すものであります。今日のは關東が朝廷より出て居るのであります。これを、乳
子婦人の言に従へば、危き天下と申すより外ありませんと申したので、奉行がまひつてしま
つた。式部の議論は盛々たるもので、町奉行もこの議論に就いては、一筋の非難のしやうが
まかつた。そこで私かに式部に向つて、どうもその方もこの度は誠にさういふ異議に成つた、
こちら好んで時申して居る譯ではないが、權どらなや時申して居るのであるといつた。

是は御白の方から、どうしても式部を京都に置く、朝廷の方を懸がすから、式部を京都か
ら説き伏さへすれば宜しいと、所司代に遣つたのであるから、右のやうにいつたのである。
そこで、何とかして式部の事を察さなければならぬと思つて居ると、一つの舉状を見付け
た。それは八年の五月頃、京都に所司代が長く居て、鴨岡に大水が潤で、三條と五條との橋が
落ちた。その時同志の衆で青年血氣の勇に赴つて居る者が、三本木の料理屋へ行つて阪水の
裏を渡つた。そこで大水の衝を試みようといつて、五六人の者が馬を用の中に乗り入れて渡
つた。公家衆がさういふ事を平つたから、京都の町の人衆が驚いて、大變な聲が立つた。そ
れは強く若い公家衆が平つた事で、徳大寺・正理町などといふ人は、さういふ亂暴な事をや
つてはならぬといつて叱つたといふ位であつたのである。この事が、町奉行の耳に入つた。
之を主文即にして、式部を追究に據したのである。その報状として、全體公家衆に御書を請
ずるといひながら、御書ばかりでなく、「取敢遺言」なども請じた。また三本木の酒宴に列
した。馬は乗り入れなかつたが、公家衆と一緒に酒を飲んで居つたといふのは、不禮賢であ
るといつて、追放に處した。十何箇箇が御捕ひになつて、その國々には交入してはならぬとい
ふ事になつて、式部は京都から追出されて、事は済んだ。時に寶曆九年五月であつた。

以上述ぶる所によつて、純國天皇が御聰明にあらせられたことは、大體御察し得ようと思
ふ。純國内前に向つて、日本の事として、日本の言を見ず、支那の言のみを見るは如何と思
ふとの御せ、また貨物と賜はつて、神慮は天孫大神と天兒孫命が萬世の爲めに立てさせられ
た所の道であると仰せられたるが如き、或はまた天皇の東御流を以て正しと信するにより之
を續けよう、との御主張と、内前等の主張と何れが正しきか、その正しきに従はう、と仰せ
られたるが如き、佐石の近衛内前をして、恐懼無く能はざらしたものがあつたであらう。
徳大寺公城等を始め、當時同志の御料が深き期待をかけ奉り、相繼恢復とこの君の代に仰が
んと喜ん其のものも事であつた、この事は國より時勢の尚ほ不可なるあり、之を當時に相
するは難しい事であつたが、然しながら、この事件が後世に及ぼした影響の大なるものあ
つた事は、世にも著しいことである。

仰と寶曆事件に於ける竹内式部并に公家衆の活動については、之を説くものは多くあるけ
れども、その事件の中心として當時同志の人々の仰せ奉つた純國天皇の御事については、之
を説くものが尠くである。公家衆等の活動も、天皇の英明にましましたればこそ、その勢
を得たのであつて、竹内式部の如きも恐らくは、是のかた、公家衆等より、天皇の御事を傳
へ承つて、御後にその説を叙因に述するを以て、まことにそのかひありと考へ、その光榮を
思つて、真心感歎した事であらう。

さて、純國天皇の御製に、

神代より仕々にかはらちて君と臣の

みちすなはなる國はむが真

と申すがある。この御製は、右の寶曆一件の起つた寶曆八年の十二月五日に遊ばされたも
のであつて、その御意は申すまでもなく、國體以來君臣の分定まり、萬古不變の我が國體
をよませられたものではあるが、この御製を、右の竹内式部一件を背景として尋へて見れば、
更に深い思ひのあつたことが窺はれ、御言のありがたさが詳せられるのである。王政復古、
國體維持の原動力は、實にこの御製の中に含まれてゐること、詳し考へることが出来る。

(天武天皇八年御製、聖德太子十年十月御製、聖德太子八年御製)

一〇 光格天皇より後櫻町上皇へ贈らせ給へる宸翰御消息

純明天皇は、寶曆十二年、二十二歳にして崩御あらせられ、儲君英仁親王（後醍醐天皇）は、尚ほ五歳の幼少に過ぎず。後櫻町天皇は、聖德太子内親王が佐十郎がせられた。即ち後櫻町天皇にあらす。後櫻町天皇は、聖德太子にすぐれて侍らせられた。これは從來あまた世間に知られて居ない事である。宮内省日記數十巻が、京都御所東山御文庫に蔵せられてあるが、之を拜すれば、之をさと記し給へる日當の御記事の中に、自ら御世の關係にして且つ御世にまじりました事が知られる。和歌國學に通じたまひ、嘗て近衛内前より古今氣の傳授を受けさせられ、また漢學にも造詣深くせしめた。儲君英仁親王の御爲めに、誠しく「大學中道」などと姓名は書にせられたる宣稱の御本が、現に東山御文庫に保存せられてある。その御教育に意を用ひさせ給ふことの厚き事がせられる。位に在すこと八年、明和七年、英仁親王に讓らせられた。即ち後醍醐天皇にまします。後醍醐天皇は御在位八むからずして、安永八年、二十二歳にして崩御あらせられたが、御世細が在りなかつた。後櫻町上皇は近衛内前と讓らせたまひ、伏見宮貞親親王を御立てにあらうと思召されたけれども、關白九條尚實の議に因り、遂に閑院宮英仁親王の御子兼仁親王を御身へなされた。即ち光格天皇にまします。時に後櫻町上皇は寶曆四十歳にまします。光格天皇は御九歳にましました。光格天皇と後櫻町上皇との御關係はまことに國運に、眞の御母子にもまはつて、親しくましました。これ御雙方ともに天性寛和にましましたにもよるが、また御學問による御修養の深らしめたことと拜敬せられる。

京都御所東山御文庫に、光格天皇から後櫻町上皇へ贈らせられた御消息がある。それは何事か、後櫻町上皇から光格天皇へ御消息らしき御消息を上げられたに對して、光格天皇より御返しとして、細かに書いて贈られたもので、後櫻町上皇の御包紙に「御書有がたき御こま」と、ひつじの七月廿八日」とあり。即ち寛政十一年七月二十八日、光格天皇寶曆二十九歳、後櫻町上皇寶曆六十歳の御時のものである。その御本文は左の通りである。

返す／＼まだ／＼書き付け度事候へども、あま／＼長文にも政使まい先々かくのごとく候、何分／＼御世の事願ひ入り／＼、私い／＼氣丈／＼、けふは當座にて候、用心

まし／＼御安心候かし、

日まきびしき様之處、ます／＼御禮げんよく、御々々々々め度／＼（恐き／＼）御事、對また眞々御用心／＼の御事、第一に願上り／＼、さては誅筆御定候ま、いつにてもいつにても、御々々々々御事ささまに宜しくぬがの入り／＼、誠に昨夕は、法華法華草をく返し給ひ、長々入り／＼、共よし、御書申御々々々々御事有がたき御心その御ども、實々々々々々御事有がたき／＼存り／＼、光格之通、人君は仁を本といたし候事、方今御世之御物にも、數々有之候、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ様、仁徳ノ事第一存じ／＼候、ことに御ども望も候へば對更に存候事、とかく自身計にては、ついで心もだるみ候事、か様は御有之候へば、其徳ごとくは心もす／＼、實々々々御事有がたき／＼事、とかく人は身御事に成安き物、こゝは後部ト申字ノ因にて、御之字は御代申、我みつめて人のいたるをしれト申すにて、則此御仁ノ字にも縁じ、又誠ト申義にも相成候事、何分仁ト誠トに相縁り候事、御之通、身の欲なく、天下眞民とのみ、慈悲仁恵に存候事、人君なる物ノ第一ノかし、論語はじめ、あらゆる書物に、皆々共道徳の御事、則御ト申しも／＼はひなき事、且ト候、

存じ／＼、誠更心中に、右之事どもしばしも忘れかたならず、仁惠を道じ候はゞ、御事其知にもかなひ、いよ／＼天下御事、御々々々々入り／＼、右之趣色々々御事候様候にても、中々心中に存候ほどは、確候に不違事にて候、何分御事さつ之事願ひ存候、右御事と、とかく御々は仰いたさ候事、はげみに成、實々々々々々御事有がたき／＼存り／＼、御又已候之所願々入存候、實々昨夕之御書申、御心そのノ御實意ども、心中にてのし候事にて候、御々御禮げんよく、御長久御事有がたき御事と、めで度／＼存上り／＼、誠に中大事、いよ／＼めで度候事、御々々々々々々御事有願候候、大悦ノ事にて候、此に付候事、何事も御禮げんよくならひに候へば、只々大悦ばかりにては相ます、か様におめで度事有之候も、ひとへに御々々御知願候候、御又萬事とつ、しん候事、十分文れば、必かくのごときこと方之下申事と、心中に不忘、御事正直仁惠と第一にいたし候へば、何事も安穩ノ道程に候へば、右之心第一ののみ存り／＼事にて候、御事申、御之御自分自身を候に、天下眞民を先とし、仁惠誠仁ノ心、朝夕御事に不忘候は、御も御も、御御事と御事、誠に候に御事とみるがごとく候、御も御も大慈悲ノ御事候へば、色々のわびの御事は、皆々比方ノ心中にこそしき有之、此方々々御事も御事候候、

くれども正徳仁惠の徳、第一之事にて候、御文之通り、御厚意御念比之御書付、實に實に有がたく存候事候、ひざし長き書様ながら、心中に存じ上候あらまし、心にかみ候に願ひ、是等本がら御付候事候、めでたかしく、

又事候、御書付をねがひ候事、今朝も御書付の時、又内侍御用にて候、誠心にお祈り申事候にて候、何分、衆民ノ義、編に、一箇ノ御書付のみ書候、人々ノ事候、

必々御返事ニ不及昨夜ノ書様の御返事にて候、

御内々書上

徳仁

御本文に「中宮事いよ、めでたき事」とあるのは、寛政十二年正月二十二日、中宮御子内親王御産あらせられ、徳仁親王御誕生遊ばされたのであるが、この御消息はその御年七歳に書かせられたので、即ち御懐妊御懐月には書らせられたので、この時中宮は二十二歳にましました。光格天皇はこの前に皇子皇女の御誕生はましますけれども、何れも中宮の御子ではなかつた。茲に始めて中宮に御子がましましたので、殊に御喜ばあらせられたのである。

御消息の大意は、人君たるものは仁徳と第一とし、慈悲に恵と説きまじはなければならぬ事を仰せられてあり、この一節は殆んど「論語」か何かの註釋でも讀むやうな心持がする。御返し書の文中、雨と新らせ給ひ、朝夕の御拜に衆民の爲め一雨を願はせらるることがあるが、本文と異担して、御恩澤の深きを押し来るのである。

光格天皇は、よく下情に通じ給ひ、御天雲園満であらざられた。天明七年の頃、數年以來諸國飢饉で米の相場が高くなり、京都の市中に於ても餓死する者が多い。そこで老若數百人が、禁裏の外へ来て、何を祈つてか御垣の外へ出るゝる廻つて居る。光格天皇は、その事を聞召されて、御製を遊ばされた。

みのかみはなにいのるべき朝な夕な

比やすかれとあもふばかりを

たみ草に露のなすけをかけよかし

世をもまもりの國のつかさは

人民が眞實に進退して、例となしに御所の周囲をめぐつてお祈りをして居る、これは國民の事情である。國民と皇宮の親しさが現はれて居るのである。それを聞召されて、朝夕に神に

祈るのは、御自分のことではなく、ただ人民の安堵するやうにと願ふばかりである、と仰せられた。然るに、當時は徳川幕府の世であるによつて、朝廷に於かれては、何事も御自由にならず、教壇をなごらうにも放し方がない。そこで第二の御製に、國を治める司のものは、人民に露の情をかけよ、との奉けない御せである。

この御製を、下總寺取の神職大中原豊房といふ人が御へ承つて感泣して作つた歌がある。

さりととも思ふもあそれさうたびになくたふともなみだこぼる、

誠にも思召を承つて、それほどまでに民衆の上を思召し下さるか、ただ尊きに候とばるると申すのである。この感涙はただに當時の人ばかりではない。

結 語

蓋し則ち世にハシテ、徳仁親王ノ如ク、以テ眞正無比ノ國體ヲ成セリ

とは、大正天皇が、御即位式に下し給ひし、御詔の一節である。

皇室が國體を愛撫したまふことは、恰も父母の如く、國民が皇室を敬慕し奉ること、また皇子の如く、この神代は、昔も今も變りなく、二千六百年を通じて、一貫せる國體の神代であり、神代である。若し皇子の大體は、古往今來、汝が國體を其く一體の大體で、この國體の體はしは、使を重ぬ時を辨て、いよいよ深遠せられ、光を加へた。而して、則ち徳と磨きたまふことの厚く、御神代を其くたまたまこの厚きによつて、衆と衆との國體觀念の發達に資することの大なるものあつたことは、右に述べたところによつて知られるであらう。

而して以上は、ただ眞實にかかるとの中皇子と神代に止まるのであつて、この外、神代御日記には、大小の事について、聖徳の教仰すべきものは、教諭に違ない筈であつ

て、それ等の中には比較的佳に知られてゐないものが多い。皇室が國法を慕ひ給ふ御念業は、いつの代にも變りなく、政治上に於ける讃歌の専業にあらはれ、また直接間接に各種の社会事業に力を盡したまひし御事蹟は、文書記録の上に歴然たるものがある。

これ等の御事蹟は、いづれも皆、明治天皇の賜はし給育勅語に、

徳ヲ増ツルニ深厚ナリ

と御せられた、その御一句の註釋とも見奉るべきもので、固も御史料の出づるに隨つて、愈々この御事蹟の如何にも通知なることを、つくづくと感ずる次第である。

(昭和十年再録、十八年再録又再録)



皇太后御事蹟

皇太后御事蹟(大正生御事蹟)

光格天皇の御生母に就いて

私は大正七年の夏、山陰倉吉地方に旅行し、同縣に於て光格天皇御生母の御遺事蹟を採訪することを得たので、今はそれについて御話いたさうと思ふ。

天皇の御生母御名を御代と申す。本姓大江なるを以て大江御代と申す。明治十一年正四位を贈られた。同十四年贈正四位大江御代君御神孫成り、同二十一年遷葬八郎氏「御養神孫小孫」と書はし、次いで同十五年倉吉町役場より「大江御代君」を發行し、大正二年にはまた遷葬八郎氏の「大江御代五郎」が出た。今ここで述べておきたい事は多くそれらの書に據り、傍ら御代君の御祖母に御代君の御生父の御祖母を御祖母としたのである。

御代君は倉吉町平渡町に生れさせられた。御父を御室常右衛門といひ、御母を御女といひ、御祖母の本姓は大氏氏だと傳へられてゐる。御祖母は大江伊賀守重利といひ、讃州最良の城主

光格天皇の御生母に就いて

1101

光格天皇の御生母に就いて

1102

であつたから、それを氏としたといふ。織田信長に仕へて織八千石を領した。その子を長門守家孫といふ。永徳三年九段城に戦死したので、その弟十段重義が家を継いだのである。重義は同氏長治に仕へ、天正八年正月勝州三木城に戦死した。その子重兵衛重徳といふ者が伯祖に成り、徳川氏の家老重氏に仕へ、同を倉吉に移した。重徳の子を重徳右衛門といふ。實に御代君の祖父である。父常右衛門は故あつて倉吉を去り、京都に上つた。その時御代君は生誕してゐたが、同を倉吉に御まつて、常右衛門には世はなかつた。延享元年御代君は女を生んだ。お鶴といふ。このお鶴こそは實に後の御代君であるのである。御代君が分産の時、奇蹟のあつた事は、この御代君にもある通り、いろいろの事が傳へられてゐる。お鶴は幼より伶俐にして明敏、母の側にある時すでに百人一首を暗記してゐたと傳へられてゐる。寶曆二年御代君が九歳の時、父常右衛門は倉吉に歸り、これを伴うて、また京に上つた。お鶴はこの頃から名をとめと改めた。常右衛門は馬術に就いて御講を學び、於是御代君も小跡に占めて、その業を習いた。この時名を御實と改めた。御實が馬術に御講を學んだことは、倉吉町役場所蔵文書に、

永泉寺御代君倉吉に付御先給、久々にて悉教御代君有承り悦申候、永泉寺御代君が御事

多中、前定親基町江度ヲ封たし、被下候へ共、併ふし、此等先生馬御賢殿大前ニ付、かいは
御侍り、こみい申候に付、たうり申候御侍も得事不奉、までノ、先曉致候、(御侍)

一、同院馬御賢基、病氣然、伏せ奉、同院守備へ被召出、三百石外に八人ノ、道中全百兩被
下置、一昨年七月十八日に關東、二被下向儀に付、(御侍)

とあるのでわかる。時に親基御賢基に生駒守意といふ者があつて、もと出雲の出身で賢賢と
親しくしてゐたといふことである。關西には過ぎないけれども或はこの馬御賢といふのは、
生駒守意と同一ではあるまいか。馬は生駒を略したのでないかと考へられる。

生駒の暴挙は、才學に秀でてゐた。かゝるを愛して文學女工を教へた。かゝる水鏡論し
て巻物をも厭はず、かゝるに才氣凡に過ぐる處があつたため、志ははいよいよ之を愛した。

吉吉町役場文書によると、かゝるは上京後小南左京といふ者の養子となり、三年目に不
慮となつて歸つた事が知られる。時に禁中にも長孫局使大納言典侍といひ、寛延三年關町天皇
御幼の故、後醍となつて御心院と申した人がある。かゝるの文書賢は、賢を以てこの局に出
入してゐたが、いつとなくかゝるの事が局の耳に入り、これを告げして非常に変せられ、そ
の幾する時は、退言して歸入料として金子五兩返具等金も領られたのである。その事は宗

親天皇の御侍に就いて

三〇三

賢の書状に見る。

御心院様と申候者天子江御三代長孫局御時、櫻町院執國之節、下之御戻へ御下り、御は
うきよの後、御生體御心院様と申上候、私御出入世供内、とめ事御預及六七年以前上申、
且是御殿江上り候へ共御賢之上上げ候様御に付上申儀、殊外御よひんがけ並ばし、御ひめ
親御事御意被下候時、六年以前に御賢去遊ばし、かね／＼御ゆいんげんにて、御金なども
かた付料被下置候、衣よく成具までもけつこうなるを、(御侍)

中御門天皇の皇女御宮御ち成子内親王は、是と御心院の評に御成りの事があつて、自然と
とも御目見ます事があつたが、殊の外御意に入つた。後御心院の幾するに當つて、御宮
の御懸置によつて、その侍女となり、後、御宮が閑院宮に御降臨遊ばざるに當つて、御とし
て閑院宮に入ることとなつたのである。元承容親は庭後の能といひがたけれども、御賢で
和氣直に臨れ、一見御賢高きが如く見えたといふ。貞仁親王も之を愛して女房とせられた。

この時から名を賢代と改めたのである。明和八年五月御宮は薨せられた。時に賢代君は狂亂し
て好られたが、同八月十五日に王子を誕生せられた。時に年二十八。これを御賢代親王と
上げた。皇室御系譜では、御宮は成子内親王所生で三月十五日御誕生となつてゐる。是は

成子内親王が明和八年五月薨せられた爲めに、その所生としては五月以前の種上げなけれ
ばならぬからのことである。然るに、御宮は賢代親王の所生で八月十五日の御誕生であら
せられた。その事は左記宗賢の書状によつて明かである。御ち宗賢が明和九年(天保元年)六
月二日御父の某へ送つた書翰の一端に左のやうにして居る。

御宮様より段々御懸望に付指上候處、萬事御意に入、主事御表閑院宮様へ被召出、去和八
月十五日若宮様誕生なし奉り、御名御宮様と申上候、我等式いふ輩者の娘多きも、天子
の御末と申候誕生事、誠天會叶願有仕合奉存候、又々賢年も懐人致し四月復御被候、
右の御宮の御身賢は賢代君なること、其に御誕生日の違つて居る事については、明和初年に
宮内省から修史館に預言せられた事がある。

閑院宮貞仁親王ノ女房御代儀者、允格天皇之御賢母、有之候。付テハ、關史上ニモ御賢母
之尊、御記載相成候儀ト一存候得共、念書及御問合被候、否御回御相成度、此段及御問合
候也、

十年八月十七日

宮内 太 少 兼

御 史 館 御 中

親天皇の御侍に就いて

三〇四

皇親天皇の御侍に就いて

三〇五

この事が、公然右の手紙に及ぶまでには隠んだのは、主として閑院宮御幼西其其忠氏の毒力に
よるものであつた。之に對して修史館長重野安禪より返書が出た。

閑院宮貞仁親王ノ女房御代儀ハ、允格天皇之御賢母、有之候。付、關史上記載ノ御賢母
之尊、致水知候、御代儀ハ閑院宮御代儀ニ付、關院宮へ問合候テ、御
系圖本行ニモ御成子内親王ト稱テ、分註ニ實女房御代所生ト記載候間、左様御承知有之
度、此段及御問合候也、

明治十年九月十二日

修史館長一等御侍官 重野 安 禪

宮内省 御 中

と回答せられて、史上にも明確に記載せらるる事となつたのである。

右宗賢の書状にもあつた通り、賢代君は閑院宮誕生の後まもなく薨逝し、ついで明和九年十
月又皇子御誕生、寛宮貞仁親王と申し、御賢代に人し給ふ。閑院宮御系譜によると、御宮は
貞仁親王の第六宮にましまし、寛宮は第七宮にまします。尚ほその次に第八宮は曼珠院に、
第九宮は仁和寺に、第十宮は若宮宮形院に各一人守せられた。その中第六、第七、第十の三宮
は賢代君の所生で、第八と第九の宮は生母所生となつてゐる。然し宗賢がみそはといふ者に

替代君のつかにかない、宮様方御五方女んしやう奉成、一宮様は徳蓮院様、二宮様は開宮様、三宮一様さんじゆ院宮様、四宮様御室宮御用弟、五宮様御食官相院宮御母とぞとく御治定被仰出替長藤御養子とならせられ候、御養子のことく、御入寺之御は御所より御車出申候、

とあつて、正に御五方となつてゐるのである。そして御系圖によると、新宮は初めは徳蓮院の御弟となられ、寛宮は初めは親井宮を御継せられ後徳蓮院の御用弟となられたのであるから、この點は手紙によく符合する。宗賢が自分の娘替代君所生の宮様を忘知したり書き誤つたりするとは受取れないから、第八宮・第九宮も恐らく替代君の所生にまじりますであらう。故にこの手紙によつて、開院宮御系圖を正すことができようかと思ふ。

さて新宮はこの後安永八年秋開天皇御不豫に當り、御養子とならせられ、ついで天皇崩御、新宮は大統を繼がせられ、十一月二十五日を以て御誕辰あらせられた。宗賢の書状に、
替代儀、へんはより出候ても、はんにんにては稱之、我等も天子をま子にもも候事、めちかにかかないもつないなき御事と願ふ御事拜候、

徳蓮院の御系圖に就いて
宗賢天皇の御系圖に就いて

三〇九
三〇八

とある。宗賢は肥後氏の臣で池田氏の傍臣である。幕府の一大名なる池田氏は頼廷の傍臣にも當るのであるから、宗賢は頼廷の傍臣のまた傍臣である。かかる低き身分なる一町御者の女が一天萬歳の天子を生み奉つたことは、如何にも不思議な位で、宗賢は嬉しい事ばしい有難いよりは、寧ろ恐れ多く、まことに御佛の冥加だと考へたのはさもあるべきことであらう。宗賢はこの後徳蓮院に召されて二人扶持を受け、天明七年法橋に準み、寛政四年に親した。替代君は寛政六年典仁親王の薨去と共に尊稱して、讓上院と申した。豊仁親王は特に厚く右を譲られて、その讓上院宮の邸内に別宅を營せられて、替代君をここに遷され、歌會ある趣にこれを召させられて、公卿大臣と誅歌を共にせられたといふ。文化九年六十九歳にして卒し、鳳山寺に葬られた。

明治十一年三月正四位を贈られ、明治十三年には會宮に替食御社が建設せられた。之には開院宮よりも神祕を尊附せられた。西尾爲忠氏の御書がある。

今般伯善國會吉へ於て、有志ノ輩、故正四位替室宗賢代神靈奉祀之段、當宮御傳聞有之、御靈覺御同御相法被候、同祀へ御是故有之度、此段及御依願候也、

開院宮御書 四 尾 貞 忠
尾 立 正 殿
二十一年御と立て、御三十五年夏に讓一位を贈られたのである。

替代君は、性貞淑にして溫和、幼少の頃父母に仕へて頗る孝悌を盡したのである。又宗賢は讓上その家を養へたのであるが、實はその御母に對して、いつでも其の母に仕ふるが如く孝順であつたといふ。繼母が居るる時宗賢と別るるは意としないが、嫡女と別れるつらさど許つては相互に其の味を辨つたといふことである。替代君が如何に孝順であつたかは、この一書でも十分知られる事と思ふ。

君が會宮のおよまといふものに與へられた書状がある。その中に君が宮仕と書けなかつた理由をのべ、宮の御事を仕はれたるを謝り、次におよまが實子のないのを悲しむを慰めて、子多くとも運命するものもあり、子なくとも亦願するもあり、何事も十分を償ひべからずとて厚々として知足を説き、運命を樂しむべきことを説いておられる事があるが、その片言隻句の内にも御中かな御情が窺はれると思ふ。書状に、
ずい分、御そくさいに御くらし被成候べく候、めてたくりし

宗賢天皇の御系圖に就いて
宗賢天皇の御系圖に就いて

三〇九
三〇八

五月十五日附にて、はるのめてたき御よみのやう、二月十七日にとり、事なきかめ入らり、まづ、そなたにも御儀被成、御そくさいにて、めて度はるを御むかえ、めて度と入し、實元にてもし候、私もしにて亦重候らり、いまだ取まされ候て、はるの文も得した、めちかやうち、御よみ被成、御事事に成らり、よく、御成候御被下、めてたく候入らり、宗賢はともじ候より、御よみ被成よし、此御儀御めてたき御よみ御よみかひ被成、あつかなき御事におほしめ候由、まことに、いか成ねえ人にて、かやうのむそれ事御事、御ちか、うか、お同御事やと、我ながらよしきにそんじ、御よみ、御上の御事を下、の取さたに申はかそれ事御事申へ、申、わたくし其のこと宗賢にものせ申ましく候、御身のつ、しみゆへいつかみ私よはいつかたへも申つうし被さす候、ともじ候にもさ候に被成候事と存候が、これは老人の事ゆへ、有かたさのあまよに、そなへたへもよと仰しんしられ候御事と存候、御又御事のもの御事、御申こし候へとも、これはかたく成不申候、私共ふたん御そはちかく候候ても、はい思はいたし候へとも、はいやうは成事す候、せつかく御事候候へども、右の道ゆへ、御事申、はるの中に、つらへ御事候成候との御事、御うら山しくそんじ、定めて此御事と、かぬら

幕末六朝にアノリからベリが来て、遂に今まで勤王が居た國を閉ざし、ついで明治になつて西洋文化が大いに導入されて来て、従来の文化が盛んに吸収せられたのである。

初めて支那の文化が輸入された時には、ゴッシャから東の方に開けて置つた文化と接つたのであるが、今度歐米と交際するやうになつてからは、更に西の方に開けておた文化が盛んに入つて来た。かやうにして世界のあらゆる文化が、西から東から日本に導入されて来て、日本にそれ等の文化が蓄つて、日本は世界文化の貯蔵場となり、色々な方面に於て、日本は實に世界の博物館と言つても良いといふやうな有様になつて居るのである。この博物館に貯へた文化が、更に新しい西洋文化を吸収して、そこに相融和せられて、新しい光輝を放つやうになつたのが、即ち明治時代である。かくて、明治時代には、實に歐米諸國から海峽大使を経て日本に來ておたところの文化が、數千年の長い間日本に蓄へられて蓄積して居たのが、又新に入つて來た西洋文化と相合して、更に新文化を生み出すといふ時代になつておたのである。

明治時代はまさに西洋文化を輸入するべき時期に向つて居た。この西洋文化と明治時代に輸入されるといふことは、早く、明治天皇の五箇條の御誓文に於てその根柢が示されて居るのである。即ち御誓文の第五條に於て、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇國ヲ振興スヘシト申されて居る。是からその御誓文に従つて西洋文化がどしどし輸入せられたのである。

明治六年の事であるが、普魯大使の一行が優待改正の儀例の爲めに、歐米諸國と遊視せられた。その時に、西洋人が非常に驚いたといふことである。それは、日本の文明開化は全く

二二四

明治六年の事であるが、普魯大使の一行が優待改正の儀例の爲めに、歐米諸國と遊視せられた。その時に、西洋人が非常に驚いたといふことである。それは、日本の文明開化は全く

二二四

かくの如く日本の文化が遠く國力が發達したのであるが、是は彼の方に供つておたものであるか。文化といふものは實に評いて居るものではない。人の造る所の文化である。人の力によつてできるのである。して見ると、明治時代の文化は彼に供つておたかといふといふも無い日本國民の力に供つておたものである。日本國民が力を合せたが爲めに、その努力によつておた所の文化である。處で國民といふものは、どうしても之を尊重するのれその人が要する。指導者が無ければ、文化を築めるのに力を盡して行くことができない。そこでかやうな目覺しい愛護と尊敬の爲めに、國民の大徳業者とされたのは實であるかと申せば、それは外ではない。明治天皇であらせられたのである。

明治天皇は國民の大徳業者として、その起すべき處の大方針を定られたのである。まうして幸にも、明治の初年は本、誠心誠意と以て國に造した所の輔佐が得られたので、この大徳業者を尊厳し申し、それに依つて明治の文化ができたのである。

明治文化の進歩が著しく目覺しくできたのは、初めにその大方針を定られたその側面が良かったが爲めであると思ふ。その大方針が固つて無かつたならば、日本はどうなつておたか明らないと思ふ。遂に一つの例と爲けて言へば、即ち任侠論である。明治六年任侠論の事

明治六年の事であるが、普魯大使の一行が優待改正の儀例の爲めに、歐米諸國と遊視せられた。その時に、西洋人が非常に驚いたといふことである。それは、日本の文明開化は全く

二二四

件が起つた。明治初年以來、朝鮮の我が國に對する態度が無禮であるといふので、どうしても朝鮮を討たなければならぬ、といふ議論がその時の政治家の頭にあつた。明治六年頃には、その意が漸くに達した。之を聞きつけようといふのが西郷隆盛等一派の意見であつた。

その當時、普魯大使の一行が、優待改正の儀例で歐米に行つて居た。それは日本は歐米各國と未だ對等の條約を結んで居らぬ。普魯時代には締結した條約の條で極めて不公平のもので、日本が歐米に比べて下目になつて居るので、對等條約を結ぶ爲めに往つて居るのである。しかし英國に行つて見ると、彼も日本はそんな面を起すやうな事情になつて居ない。日本文化はまだまだ歐米に劣る。對等條約などといつてもまだまだ目下といふことだ

と見ると、まだまだ日本は劣る。對等條約などといつてもまだまだ目下といふことだといふのがつた。そこで優待改正の儀例は中止して、普魯の文物と遊視するといふことだといふので、普魯の文物と遊視するといふことだといふのがつた。そこで普魯大使の一行の考で

と見ると、實に度歩に於くことであるから、外から見ると亦嘗て驚きであつたことだらうとて國力を充實しなければならぬといふので、大久保副官を始めこの一行の方々が、任侠論に

反対した。大久保副官の意見としては、日本が今朝鮮と争ふのは所謂朝鮮の事である。是は

かはせぬ、蜂ははまぐり、鵜と鴨と相争うて、二つながら懸鐘にともれる。日本と朝鮮と争ふは朝鮮の事である。必ずそこに漁火が居つて網を占めるに相違ない。その漁火とは何物であるか。曰くヤチャである。そのヤチャが悉しいのみならず、今日本は英華條約と結ぶ事でもできないといふ高麗本有種では無いが、日本の文化は文法まだ幼稚である。尚爾西・英吉利の如きは、日本の土地に自國の護衛兵を置いて、自ら居つてゐるといふやうな有種である。といふのは、明治初年には外國人が能く強人者に要はれたので、英吉利・佛蘭西が横濱に護衛兵を置いて自ら居つて居たのである。日本の領内に外國の兵が居て自ら居る。これは日本にとつて大きな恥である。かくの如き大きな恥を耐えずして、唯朝鮮が無感で構へないといつて物もある。大に思ふで小に思はず。境きに争して互に譲らず、目的敢て大きな恥があるではないか。今日本は朝鮮領土などといつて居る事合では無い、といふ事を懸念に論じた。大英領土等の領土として、日本は版圖と領土の地位に違ふなければならぬ、それが日本の押すべき大方針である。それが眞の日本文化をもつと定めなければならぬ。日本の國力を充實せしめなければならぬ。そのためには産業と殖産しなければならぬ。教育も進めなければならぬ。かやうな譯で、倭人に強國に反對したのである。

かやうにして、大久保と海軍とは互に相争つて決する所がない。結局雙方の議論とそのまゝ明治天皇に申上げた。その時に、明治天皇は實年二十二歳であらせられたのであるが、これに決断を下された。如何にも大久保等のいふ通りで、今は朝鮮を征伐して居る時でない。國力の充實を圖らなければならぬ。朝鮮征伐は後進に任せよ、と御決断を遊ばされ、國家の大方針を定められたのである。若しこの大久保・西郷の兩雄相争つて居る時に當つて、かかる御決断が無かつたとしたならば、日本はどうなつて居たか判らない。ここに、明治天皇の御意の偉大さを拜し奉るのである。

これ以後、日本の大方針が定まつて、西洋文化とどういふ程度入れて、國を富まし、國の力を強くしなければならぬ、といふことをなつた。

これについては、古代にも丁度同じやうな例がある。即ち千三百餘年前、聖德太子及び天智天皇が建てられた御方針とよく似て居るのである。聖德太子・天智天皇の御時には、朝鮮半島で支那と争つて居たが、ついに失敗に了つた。そこで支那と争ふよりは、それを止めて日本の文化を進めなければならぬといふので、支那大陸の文化を採用せられたのである。

聖德太子の御時は、その以前から日本が朝鮮に持つて居た版圖も朝鮮の土地と、新羅と

争うて、遂に之を失つてしまつた。その新羅と争つて任地を失つたのは、敏達天皇の二十三年の事であるが、それが爲めに神功皇后以來、日本が領有して居た朝鮮半島に於ける土地が狭くなつてしまつた。敏達天皇は非常に之を残念に思召され、神功の時、皇太子の御子を取つて忠節相成りなり御成育となされたのである。その後、二三代續いて朝鮮に兵を遣つて國を固つたが成りしなかつた。聖德太子の御時には兵を遣はし國を固られたのであるが、遂に成りしなかつた。

そこで聖德太子は鎮然として物られた。今は兵を用ふべき時でない。日本は文化が深れて居るから、先づ國力を充實しなければならぬ。さうして支那の文化を採用することに全力を注ぎなければならぬと考へられた。それが爲めに、佛敎を奨励せられた。佛敎といふものは、支那の文化の華である。聖德太子が佛敎を奨励せられたのは、佛敎をそのもの爲めではないのであつて、日本文化を進める爲めの子段として、佛敎を奨励せられたのである。此は聖德十七御條と制定せられた。これは國內統一、民心統一の爲めに、その進めべき道とさうといふ御條で定められたのである。或は又日本の歴史を作られた。その以前には日本の歴史といふものは指定されてゐなかつた。日本歴史には非常に古いものがあり、歴史は日本國民の精神を培養する所の糧食となるものである。之に依つて國民の自覺を促がされた。この佛敎を奨励する行はれたのであるが、總べて佛との御方針から出て居るのである。即ち支那と佛敎の地位に立たうといふ目的に向つて聖德太子の御事業が立て居るのである。

ついで、聖德天皇の時代に中大兄皇子即ち後の天智天皇が皇太子であらせられた時に、大化改新ができたが、大體同じ方針に依つて進んだ。ついで文武天皇の時代に天智天皇の御意もできて、遂に立憲憲法制度ができたのである。立憲の改革といふものは、丁度明治の初年の有様と似て居るのである。

明治六年に、主として國力を充實しなければならぬといふ大方針が定まつたが、それは聖德太子・天智天皇の建てられた御方針と同じである。聖德太子の御時には、天智天皇の御時には、朝鮮へ兵を遣はされ、遂に失敗に終つて居るが、明治にはその事が無かつた。

初めから方針が定まつて居つて、兵を用ひなかつた。できるだけ忍耐に方針を重ねて、遂に明治二十七年に於て大いに伸びたのである。ついで十年を経て、明治三十一年に於て更に大いに伸びた。若し明治六年に兵を用ひて居つたならば、天智天皇の御時の如く失敗して居つたかも知れない。この間に於て國力充實の方針で、兵を用ひられなかつたといふ所に、即

是より國方はいよいよ充實して、文化が大いに進んだ。然るに、西洋文化を倣ふに倣入れた結果、その弊が起つた。その弊とは何であるか、即ち歐米のかぶれができた事である。外國の長を倣つて、我が國の短を倣ふ。倣は倣はれといふことは、結構ではあるが、それが行き過ぎて、一も西洋、二も西洋といふ風になつた。何でも西洋の長短を倣すやうになつた。明治二十年以後、何事も西洋の事柄を倣すといふやうな譯で、靡べてが西洋風で無ければならぬといふことになつた。それが爲めに歴史的事柄も、倣してられた。古い物と云へば皆悪く之を破壊し去るといふやうな有様であつた。すべてが資料資料の一應棄きとつた。東海道の波本を伏つてしまふとか、上野公園の樹木を全六百萬圓に代へようとしたとか、或は興福寺の塔を二十五圓で壊すといふとか、その二十五圓の御代は塔を壊せば、幾錢かの金物と云ふ、その金物の値段によつて二十五圓といふ御代が出たのである。然るに其はその近傍の民家に細燭の御代があるといふので、故障が出て止むに及ばず、幸に今にその立派な建築が保存せられて居るのである。或はまた明治の自衛隊が官國で壊すられた。落札したものはその取くづしにてもあまして、御代を御代といふ例もある。要するに、歐米文化の弊が甚だしく起つた。

明治文化の大體と其の特色

さて一方に於ては、舊約の改正問題が、大まか當時の政治界の類を覆まして居つたのである。對食大佐一行の洋行の目的もそこにあつたのである。そこで當時の人々の考では、之を解決する爲めには、歐米社會生活の有様と其の體日本に倣さなければならぬ。この舊約改正の解決の困難なのは、日本の風習が歐米と違ふからである。故に舊約改正の爲めには、總べてを犠牲に損しなければならぬといふので、或る方面に於ては急進主義を以て、政府の方に於て社會を根本から改造しようとした。さうして強硬なる歐米化政策と云ふ、皮相的な改造なる主義が大に行はれた。歐米の者が、東洋人を観察するのは趣味が違ふからである。古くは物を改めなければならぬ。言葉も日本語を廢して英語にしなければならぬ。一個人親が良くない。人種を改良して、由緒正しく日本人を歐米化しなければならぬ。その爲めに修治を始めるといふやうな事もある。男女無縁のダンスが盛んに行はれて、歐米化といふのがあつて、(ついで先年まで日比谷公園の前にあつた)洋館がそれであるが、そこで内外人が集つてダンスをやる。それが爲めにいろいろ大規模が外にもれた。中には其も御代の話は、明治二十年四月二十日に、水田町伊藤伯官邸で催されたマ・シー・ピームであつた。この催

は社會に於ては、内外野の自國土國首領者が集つて、最も氣配のやうになつて復興して現代化といふやうなものをやつたことがある。これはその時分の實際に倣して倣せられてあり、有名な話である。思想界に於ても、西洋思想がどんと入替せて、國民思想は甚だしい進歩に起つた。思想界の混亂から外國思想に傾いて、無批判に之を倣入れて居た。明治十七八年前後に於ては、この西洋心算が甚だしくあつた。歐米思想は極端に起つて大いなる影響を醸して居つたのである。

そこで明治二十二年春地方官會議が開かれた時に、その議事の中に民心統一といふ議論が起つた。その事が文部大臣から内閣に報告せられ、當に明治天皇の御意を仰ぐ事ることになつた。ここに於て明治天皇は文部大臣に國民教育の根本基礎を申すべき御意の御意を仰ぐ事。その事ができて最も慎重審議せしめられ、何れも御意に任じなす。そのため特別元服令や弁士令などいふ人たちが十數人も御改めたさうである。その結果、明治二十三年十月二十日に教育勅語が頒布せられた。之に依つて國民は思想の上に於て統一する所を待て、その大方針とすべきものを御くることができたのである。

明治文化の大體と其の特色

遺通進した、一つの事柄を單ひ出すのである。それは明治三十七年の七月十一日のことである。その日、明治天皇は東京帝國大學の本堂式に御臨幸あらせられた。その時には、今はこくなつた山田健次郎先生が、勸長であつたが、御氣であつて、皇村大學長の松井直吉先生が總長代理として居られた。本堂式が済んで、御奉幸の後、少し用事があるから退散せずと居つて居られ、といふことであつた。御奉幸になつて居る御奉幸大學、之は大規模の時短けたが、正門を築入つて右の所にあつた御奉幸である。その支間にあつた御奉幸が、やがて、總長代理は甚しく申渡された。それは先皇御代に於て御奉幸が下つたといふことと、その御奉幸を奉還せられたのである。

その御奉幸は、軍國多事ノ際ト雖モ、教育ノコトハ急セニスルニカキテ、ソノ時ニ在ル者克ク勵精セヨと申すのである。これは明治三十七年日露戦争の時であるから、軍國多事の際と仰せられたのである。この御奉幸を下されたのは如何にも突然のことであつたのである。奉養式に御奉幸になつて、突然御せられた。本堂に直き直きに御せられたことと御奉幸申したのである。御く世間で、威風といふ詞を使ふが、この時こそ本堂に御奉幸申す威風いた

したのである。如何にも身にぞつと踏み込んだやうな気がして、今日に至つても、尚ほその
威政の新たなるを愛するものである。

また尾崎行雄氏であつたか、文部大臣に任ぜられ、参内した時に、陛下から、文部大臣と
して如何なる方針を以て教育するか、と御下問あもせられた。恐らく新文部大臣もこの有難
き御下問に感服したことであつたらう。その時に文部大臣は、教育精神を以て方針と致しま
す、と御答へ申上げ、喜納せられたといふ事を承つて居る。また乃木大将が學務院長に任ぜ
られたのも、御政き直きの御神慮と承つて居る。

天皇御覽に、いさがある人を彼のおやにしておぼしたてをむやまとまでしこしと申すのが
ある。これは明治四十年、教育といふ御題でよませられた御覽であるが、その年に乃木大將
は學務院長に任ぜられた。恐らくはその事をよませられたものであらうと推察する。

かういふやうな御で、教育のことについては、深く意を用ひさせられて、國民の大指導者
として絶えず御心を留めさせられたのである。

明治天皇が殊に偉大なる御天資にましましたといふことは、國民を指導なさす爲めに、必
要なる御神慮を申上げる政治家その他の他の人物をよく御覽があらせられた。そして能く之を統
御といふのは、

國民を統御する御神慮

二二五

明治天皇が今年で既に十一年になつたが、自分の考では、建邦の事業といふものは、二十箇
年を以て完成すると思つて居る。今迄十一箇年の間に、色々内外の事件が起つて、自分
は殊に内務のことには携はつて、一向成業も挙げ得ないで無量の事々に感へないが、西國諸
國も興んで、國內が平和になつた。之から建邦の大目的たる兩方の發展を圖らねばならぬ。
三十年計畫としての第一期が終つたのであるが、之から第二期に進入するのである。明治
二十年迄が第二期である。この間に國力を充実し、内政を整頓せねばならぬが、この十年
間は、吾れ不肖なりと雖も、萬難を排してこの志を遂げようと思ふ。さうして二十一年が以
て第三期に進入する。この時には、自分は退任降参して、後進の資を譲つてその大成す
るのを待たうと思ふ。

といふ意味を、譯々として流したさうである。その時の大久保の御面には、誠心誠意が溢れ
張つて居つた。山崎縣令は大いに感服して、皆つて自分も國の爲めに盡さうといふ心を起し、
さうして歸に歸つたといふことである。

この大久保利通の三十年計畫といふものは、如何にもその熱意の大なる、建邦の熱心なる

明治天皇の御神慮

二二六

こと、實に恐れ入つたものである。大久保利通が、日本の大方針に就いて、かくの如き大經
緯を持つて居つたといふことは、如何にも國家の柱石たるに堪らない人であると思ふのであ
る。吾も亦當に異國目であつて、本當に國の爲めに盡さうといふ心から出て居つたのであつ
て、その間に一筋の私心といふものが無かつた。その亡くなった時に財産整理をして見たら
ば、八千圓の借金が残り居つたさうである。大久保といへば幾ぶ爲に終つたものであつたが、
亡くなった後に借金が八千圓残つた。明治十年代の八千圓である、相當の金額である。それ
だけの借金を残してあつた。以て如何に清直であつたかがわかる。

明治天皇の御覧には誠心誠意の人が多かつた。對の一例であるが、明治十年御覧は、天皇
の御神慮を申上げる爲めに、侍補といふ役を置かれた。それは山岡鐵舟、高橋正風、元岡永
宗等の人々の十八であつた。彼しく天皇の御覧に奉仕致して居て、天皇が御學問度から入御
になつてからも、代りあつて御覧に出で、何かのことに就いてお話を申上げる中に、自然君
徳勝を申上げようといふので、毎度二人づつ交代で英の十一時頃にお話を申上げたといふこ
とであるが、ここにその十八の侍補が本當に真心から天皇を補助申さうといふ誠意に溢れ
た一つの話がある。

上記の如く、十一年五月十四日朝、山崎縣令が大久保利通と話をして歸つた。その後、大
久保利通は參内の席に於て殺された。時に元岡永宗等の思ふやうに、新政府の大事業
に於て、天皇を御輔け申したのは、三輔・勇會の二人である。それについては、大久保・西
郷・木戸の三人である。然るに、西郷は前年の明治十年に坂山の事と聞きた。木戸も教習の
最中に京都で死んだ。残るところは唯大久保一人のみであつた。天下の大任を擔當する者は
唯この一人と頼んでゐたのに、今俄かにこの體に置つた。將軍の事は直に輔人に頼る事はで
きぬ。唯上の官階に由り来るより外は無い。頼るところは、この體を機會に一層御意を
あらせられて、萬難を排ら御政き直し給ふやうに罷ばされたい。使つてこの御神慮を申上げよう、と
いふことと兼て一併して、一御拜謁を賜はり、さうして御前に於て上座の者から、各一人
毎に眞意を吐露して、代る代る意見を言上した。その要旨は、萬難を排せば陛下に御依
頼なきやうにと懇請申上げた。

天皇には、御容をあらためさせられて、各一奇特の忠告深く進する。將軍といふ心を
讀して助けよ、といふ御神慮であつたので、一同感服して御前を退いた。そこで十八のものは、
陛下に於ての如く御神慮が表はれた以上は、天下の事は委ねるにせられ、もう安心である。

國民を統御する御神慮

二二七

といつて、互に容れたいよふことである。

右の如く、天皇は陛下と深く信任遊ばされて、一掃で申すと、人を御使ひになることが御上手であらせられたのである。何事にもよく陛下の言葉を察せられた。すべての事に御聞き上手であらせられ、陛下の申上げようと思ふところを、深く言ひ通させられ、之と可成り御聞き取り下された。これ等の事はよく人のいふ事であるが、私にも、些細の事ながら一つの有難い御賜があるのである。

天皇は、東京帝國大学の卒業式に僅し御臨幸になつた。その時に、大學に於て歴史の材料を御覧して居る所の史料編纂局に臨み、珍らしい國史の材料を陳列して、御説明申上げたのである。私も言て之と夢仕致したことがある。何時もその前に御國となく御古を致すのである。各料からそれれ色々な物と御覧するが、その陳列品の天皇の御國が定つて居つて、御國が過ぎると、警視廳の御警衛等に非常な手筈が在る爲めにその時刻が長く、時間が過ぎないやうにといふので御の儀度も御古する。自分でも時計を待つて、時間を計つて御覧をするのである。又た日を定めて、御長が陳列物の説明を聞きながら、時間を計つて御覧を行ふ。御の一分過ぎたとか二分過ぎたとかいふので、非常にしつつかしいのである。然るに御長は御覽つて居いて居られるばかりであるので、甚だ話が仕舞い。時間が過ぎはしないかとびくびくしながら、心配しなければならぬ。御覧の時にさへかういふ風であるから、當日になつてはどうであらうかと心配してゐると、實際その日になると、案ずるより進びが易いのである。

當日になつて私共は、供れ多くも天皇の御前まで、陳列のナトリムを隔つること僅かばかりの距離の御前で御説明申上げる。實際天皇は咫尺すといふその言葉の通りである。中には御覽を手に取上げて、御覽に入れ来るやうな時は全くそれ以上である。その爲めに亦當に恐れ入つて慄くもさうなものであるが、實はさうでなく御覧御覧よりも變なものである。それは御使であるかと申すと、陛下は私共の説明を、御熱心にお聞き取り遊ばされて、説明の言葉の一句毎に、「成程」「ハア」或は「ウーン」などと、一々御せ下されるので、私共の言葉の細き具合が實に宜しいのである。是は何人もさう申してゐる。さういふ譯で、つい變かと申上げるので、陛下もさういふ御覽で五六分乃至十分御覧する事が有り勝ちであつたのである。かういふわけで、お聞き上手であらせられる爲めに、話が進むのである。この一例は些細な事であるが、もつと重大な事に就いても、恐らくかくの如くであらせられたことであらうと思

はれる。故に天皇等すべて奉仕のものが、この君の爲めには如何なることでも、といふ感じを懐いて居つたことであらうと思はれるのである。

さて、任轉論の事件の時、西郷と大久保の争が激しくなつて、三條本政大臣が退いてしまひ、二人の争に、衆きをつけることができないうで、病氣になり、辭職を願ひ、君會を控へしむ。君會も病と稱して出ない。三條が退き、君會も出ないといふことでは、御國もになるのは唯天皇ばかりであらせられる。

そこで、明治天皇は、明治六年十二月二十日、親しく三條邸に御臨幸になつて、病氣を養生して努めて出るやうに、御覽は許さないと御せられた。

その前日たる十二月十九日には、次のやうな御覽を賜はつた。

後宮女史ノ疾ノ瘳ハ、朕共之ヲ憂フ。方今國家多事ノ際、醫局ノ任職ヲ可カラズ。故實美病少ヲ瘳ハ、其ノ能ヲ疾ヲ瘳フ職ヲ授シ、朕ヲ輔弼セヨ。

癸、同日二十五日に至り、再び御覽を賜はつた。

後宮女史三條邸之時、全ク職掌ノ對シ、軍謀ノ真摯ヲ出テ、朕志ヲ啓納セリ。朕ト雖モ方今國家多事ノ際、朕共之ヲ憂フ。其ノ能ヲ疾ヲ瘳フ職ヲ授シ、朕ヲ輔弼セヨ。

二回までも續いて御覽を賜はつた。どうしても御覽を御許しにならない。國家多事の豫言と御けるものが一日も缺けてはならないから、十分養生して出るやうに、上御せ出されたのである。かくの如く大臣の邸へ御臨幸になつて、御覽は許さぬ、十分養生して元の速きに努めよと御せになることは、實に恐れ多いことである。

そこで三條美も逆石に御覽を返すことができなくなり、遂に恐れ入つて、できるだけ遠し奉らうといふことになつた。それから外倉具親が起つて、遂に御前の大會議となり、西郷の任轉論の失敗となり、それから西園寺といふことになるのであるが、この時に當つて、天皇の御心配は如何ばかりであらせられしかと懸し奉る次第である。この任轉論の始末して居つた時に、明治天皇の御年は二十二歳であらせられたのである。

又本井孝光が、明治十年に天皇に御從して京都に参つて居た。その五月朔前に病にかかり危篤になつた時にも、天皇はその旅館へ御幸遊ばされて、病氣と御見舞になつて居る。まほ明治十六年岩倉具親が危篤になつた時に、天皇は馬場で御病のお救ひの御古の御であった。侍従から、今君會が危篤でありますと申上げた所が、天皇は早御病氣を懸せて君會邸に御臨幸になつた。そして侍従が懸いて候から病氣で行つたといふことと承つて居る。更に明治二十五年三

といふことである。

それから御厨間の御寶案であつたといふ御座は、承り承つて居たことであるが、之について私はそれを實際に見たことがある。京都御所の中に、東山御文庫と申す御庫があつて、御座代の板輪が多数蔵されてある。大正十三年から十四年程の間、その板輪の整理の事があつて、私も板輪の一枚を命ぜられて、毎月東京から通つてその事を奉仕した。

その御座の中に明治天皇の御物を納めてある一箱があつて、私御になつた時の御物で、その優美である。成る時その内の、御座用所と申した御厨間の御御座品と、京都御座の一案に御座生の時のまじり、御座を許された事がある。實際それは襪に承つて居つた通りであつて、成程と感した事である。その御厨間にはライオンが敷いてある。それが用を破れて、赤犬の皮で繕つてある。承ると、長年の御座用で御敷皮が破れたので、侍従からも新しい御取替へ致さうと申上げた所が、御取替が無い。繕へば良い、と御せられた。そこで度々を呼んで繕はさうとした所が、ライオンの皮で繕ふといふことではできないといふので赤犬の皮で繕つた、といふことである。

御札の上には、度々鳥居の大きな竹で造られた礎石がある。中は無い礎石になつてゐる。その中にある黒の漆も折れ壊されて、赤手に墨がつくやうになつて居る。お筆もそのまじりた先のすもり切れた物もかまはず御使は置ばされ、お札は種々のタヤが敷いてあるが、お筆の次で置けた物がついてゐる。それから殊に私の印象の深いのは、各書から色々な上等書と上げてゐる。その上等の貴類を入れる爲めに、大冊から、御キヤ々などを入れた白い紙の間の空欄を持つて置かされて、書類を入れる爲めに御使になつて居る。そのガールがその優美を存せられてある。かくの如く、如何にもすべてが御寶案であつたのであつて、實に思ひ平に御座るのである。

お筆のやうな御座で、御座品を重んじられたこと、御座品にあらせられたこと、御寶案にまじりましたこと、是等は悉く私の親しい民間の御座で承知致して居ることであつて、明治天皇の御座の極く極く一編に過ぎないのであるが、まじりだけを拜しても、御天宮御座にまじりました上に、御座と承つて置かれまされて、御座品の功を重んじられた、といふことが承せられる次第である。

かくの如く天皇陛下と有し給ふことゝの明治天皇を中心として、その御座品の下に、誠心誠意を以て仕へた所の政治家は、此度の輔弼に依つて、國民が十分にその力を發揮することが

でき、そこに發展たる明治の文化の光を放つことができたのである。

つらつら我が國史を讀み、我が國家は古往今來、國民の文化發展の中核として文化せられたのである。國民はその中心の御座品に依つて文化發展に努力し奉つたのである。かくの如くにして、千載百年来、邦友・文殊の文化と日本に貯蔵して居つた所へ、更に西洋文化を加へて其から固から固から文化と融合して、更に、吾等世界に肉つて光を放ち、人類の精神を増進し、全世界の人をしてその光を射がしめよう、これぞ、明治天皇の御理想として置かされた所のものであり、我等國民は承り給ひし御座品であつたのである。その理想が今後實現せられるや否やは、實に、お互國民の努力に依ることであらうと思ふのである。

(大正十三年十月三日東京、昭和六年秋、同十八日同、同十八日同)

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

論 議

我國の軍隊は、昔々 天皇の統率し給ふ所にあり、昔々 神武天皇御つから大伴物部等の諸ともを率ひ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、其御座に御かせられて、天下しめし給ひしより、二千五百有餘年と経れ、此御座の縁の縁も傳るに類ひて、兵隊の御座も亦要なりき、古は 天皇御つから軍隊を率ひ給ふ御座にて、時ありては皇孫皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵隊を率ひ給ふことはなかりき、中世に際して文武の御座皆南國風に御せ給ひ、大御座を置き、左右御座と建て、防人など設けられしかば、兵制は變ひたれども、打撃ける兵卒に御座れて、朝廷の御座も漸次御座に御せ給ひ、兵隊の御座の御座はいつとなく兵卒の御座に御せり、遂に武士となり、兵隊

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

論 議

我國の軍隊は、昔々 天皇の統率し給ふ所代そある、昔々 神武天皇射つから大伴物部の高

ともを率ひ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高麗に賜はせられて、天下し
ろしめ給ひ給ひしより、二十五百有餘年を經ぬ、此勅諭の賜は給はるに隨ひて、兵部の新
軍も亦置なき、古は 天皇親つから軍隊を率ひ給ふ御儀にて、時ありては皇孫皇太子の
代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を陛下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて
文武の別度皆兩國風に就はせ給ひ、六部府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられし
かは、兵部は亦ひたれとも、打倒ける兵部は併れて、朝廷の政務も漸次國に流れば、
兵部のみつから二分に分れ、古の兵部はいつとなく壯兵の要に變り、遂に武士となり、兵部
軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

二五二

の儀は一向に其武士どもの權威たる者比類し、仗の重と共に、政治の文様も亦其手に寄り、
凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ、世の權の移り移りて、動なれるは、人方もて授け
すへきにあらずとはいひながら、且は我國體に於て、且は我々 國家の御國に背き奉り、淺
識しき次第なき、降して弘化永年の頃より、徳川の幕府其政令へ、劇外國の事とも如し
て、其物をも受けぬへう物に流すければ、故か 皇祖仁孝天皇 義孝孝明天皇、いたく眞
情を懐し給ひしこと、恐くも又推けれ、然るに 皇幼くして天降御冠を受けし料、輕重水
は軍政政權を遂し、大名亦其政權を奉り、年を經すして、海内一統の儀となり、古
の制度に就しぬ、是文武の忠臣良將ありて、衆を統制せる功績なき、無仕 祖宗の、專善
生を傳ひ給ひし御遺澤なりといへとも、併我々臣民の、其心に順定の理を傳へ、大義の重き
を知れるか故にこそあれ、されは此時に於て自國を定め、我國の光を耀さんと思ひ、此十
五年か既に、陸海軍の領とは、今の様に確定めぬ、大兵馬の大權は、敢か就ふる所なれば、
其國々をこそ陛下に仕任すなれ、其大義は、陸海軍を興へ、實て陛下に委ねへきものにあ
らず、子々孫々に至るまで、勤く御旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、
再申此勅諭の賜は然らざらんことを信じたり、 故は改部軍人の大元帥なるも、されは

故は世等と陸軍と續み、彼等は 朕を御旨と仰きて、其義は時に保かるべき、敢か國家
を保護して、上天の恩に隨ひ、 祖宗の恩に報いせらるる事を得るも得ざるも、故等軍
人か其職を盡すと謂はるるに由るをかし、我國の政令は是る事あらば、彼等能く
朕と其愛を共にせよ、我々進んで其愛を盡すは、朕等と其愛を併にすへし、彼等皆其
職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さば、我國の蒼生は、永く太平の福を
受け、我國の威風は大に世界の光榮ともなりぬへし、朕等も深く故等軍人の望むなれば、
勅諭すへき事ことあれ、いで今之を左に傳へむ、

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし、凡生を我國に寄くるもの、誰か我國に頼ゆるの心を
かるべき、況して軍人たらん者は、此心の固からずば、物の用は立ち得へしとも思はれ
ず、軍人にして、國家の心懸固なる者は、如何程仕奉に勤し學問に長ずるも、猶も人
にひとしかるへし、其隊伍も使ひ、御罰も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に應み
て急命の衆に属かるへし、御國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の
固長は、是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず、政治に拘らず、只一意に己か
本分の忠節を守り、善は由縁とも悪く、死は由縁よりも輕しと覺悟せよ、其隊を破り

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

二五三

て、不覺を取り、何名を受くるなかれ、

一軍人は禮儀を正くすへし、凡軍人は上と下より、下一本に盡るまで、其間に官職の階
級ありて、統制するのみならず、同列同職とも、停年に別部あれば、新任の者に舊任
のものに取替すへりものぞ、下級のものは、上官の命を承ること、實は直に 朕か命を
承る義なりと心得よ、己か持統する所にあらずとも、上級の者は勿論、停年の己より舊
きものに対しては、離れて敬禮を盡すへし、又上級の者は、下級のものに向ひ、舊も輕
舊も敬の深きあるへからず、公務の爲に威儀を重とする時は、恭對なれとも、其外は舊
めて懇に取替ひ、高愛を專一と心得、上下一致して、王者に勤勞せよ、吾軍人たるも
のにして禮儀を盡し、上を敬はずと應ずして、一致の和法を失ひならんには、吾に
軍隊の取替るのみかは、國家の爲にもゆるし難き事なるへし、
一軍人は武勇を尊ぶへし、文武勇は、我國にては古よりいと貴へる儀なれば、我國の臣
民たらんもの、武勇なくては叶はず、況して軍人は戦に臨み敢て奮るの職なれば、片
時も武勇を忘れてよかるべきか、さはあれ、武勇には大勇あり小勇ありて、固からず、
血氣にはや相繼の儀難とせんは、武勇とは諸ひ難し、軍人ならむものは、常に能く

徳たりとも覆れず、己が武職を重んじること、談の大義にはあれ、されは武勇を尚ふものは、貧乏人に接するには、謙和を第一とし、諸人の受教を待むと心掛けよ。由なき事を好みて、狂風を振ひたれば、基は世人も感嘆ひて、君臣などの如く慕ひなむ、心すへきこととこそ。

軍人は信義を重んずへし、凡信義を守ること、當の道にはあれと、わきて、軍人は信義なくしては、一旦も隊伍の中に突いてあらんこと難かるへし、信とは己が言を踐行ひ、道とは己が身を踐するといふなり、されは信義を講ずむと思はし、始より其事の成し終へきか、得へからざるかを、審に思考すへし、體氣なる事を根柢に講ひて、よしなき關係を結ば、後に至りて怨を立てんとすれば、逆惡を容りて、身の捨り前に背むことあり、侮ゆとも其終なし、始に難し事の難免を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからずと知れ、其言はとも守るへからずと信らば、道に止ることよけれ、古より或は小徳の信義を立てんとて、大綱の難免を講じ、或は公道の理非に難堪ひて、私情の創傷を守り、あつたは軍人たるべきか、禍に遺ひ身を滅し、國の上の汚名を後世まで遺せること、其例

軍人に接するは謙和を第一とし、諸人の受教を待むと心掛けよ。

二五七

勝からぬものを、深く警めてやはあるへき。

一軍人は道徳を旨とすへし、凡賢者と旨とせざれば、支綱に沈れ、輕微に墮り、雖身事理の風を好み、途には直内に出りて、志も無下に墮くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に厭はしきせらるゝ途に至らぬへし、其身生涯の不幸なりといふも、申し過なり、此風一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士氣も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり、輕微く之を懼れて、幾に危難條例を履行し、時此事を認め置きつれと、雖も其志習の固んことを受けて、心安からねば、故に又之を講ふるをかし、汝等軍人、歩め此道徳を等閑にと思ひよ。

その五ヶ條は、軍人たるんもの、暫も忽にすへからず、さて之を行はんには、一の誠心こそ大切なれ、抑此五ヶ條は、我軍人の精神的にして、一の誠心は又五ヶ條の精神なり、心誠ならざれば、如何なる善言も善行も皆うはへの契約にて、何の用にかは立つへき、心だにあれば、何事も成るものをかし、況してや、此五ヶ條は、天地の公衆人倫の管理なり、ひ易く守り易し、汝等軍人難く、朕が詞に堪ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの事をさば、日本國の蒼生もて之を悦ばん、彼一人の徳のみならずや。

御成金の通り、明治十五年一月四日軍人に勅諭御下詔あらせられてから、昭和七年一月を以て五十年に相當するものである。この機会に於て軍人勅諭の歴史的背景、即ち勅諭を中心として國史に於ける兵制の變遷にその意味について申上げてみたいと思ふ。

先づ、勅諭の初めの一段は、古來の兵制と、兵制が移つて行つた兵種の轉移について述べて来たのである。即ち上古の兵制では、天皇が親しく軍人を統率せられて居たが、中世になつて種々の制度が支那の風になつてから、兵制は整つたけれども、士平が打撃して文弱に成れ、後其の制度が廣れて兵種が武士の手に移り、武家政治が起つて、政治の大權も武家の手に落ちた。徳川幕府の末に及んで、武家政治が衰へて、遂に大政を朝廷へ奉還して明治維新となつたが、ここに兵制を改革して陸軍の軍制を定め、天皇が兵馬の大權を統へ給ひ、國民皆兵といふ國史を定めて来たといふ事を併せられてある。

これに次いで軍人の守るべき五種徳を示された。忠節、禮儀、武勇、信義、實業の五種徳を軍人の精神として願ひし、國に保ちべき事を併せられたのである。

軍人に接するは謙和を第一とし、諸人の受教を待むと心掛けよ。

二五八

この勅諭を拜するも、名は軍人への勅諭と申すけれども、軍に軍職に在る方々のみならず一般國民の權利すべきものであつて、かの教育勅諭と共に全國民の勸めべき方針を示されたものと稱するのである。殊にこの軍人勅諭は御言葉が極くなだらからず、平易で分りやすく國文の體を以て書かれてあつて、聲やかた情理堂々たることも申すべし、特に有難く賜する次第である。私はおこがましや本意であるが、ここにこの勅諭について多少諷刺的の復讐をいたしてみたいと思ふ。

一、我國の軍隊は昔々、天皇の統率し給ふところにあると申せられてあるが、上古は軍隊は總べて天皇の直屬であつて、極く古い時は所謂氏族制度といふ時代で、大伴氏とか、物部氏とか、或は蘇我・中臣その姓多くの例々式といふのがあり、その氏に屬する部族といふものがあつて、それ等の氏が部族を率ひて、各種の職業に従事してゐる。さうして皇室を中心として之に従事して居たのである。その中に物部と大伴、この兩氏が主として軍事に關係して居つたのである。

然しながらそれが特に軍事ばかりを専門にして居るといふのではない。文の方の事にも與つて居つたのである。文官・武官といふものが特に分れて居つた譯ではないのである。天下

侍兵——國民衛兵であつて、その部族はこれに從つて居た。さうして平生は各々その部族の

仕事をしてゐるが、有事の時はいかに軍事に従事したのである。天皇はそれ等の軍家を
統率せられて、時には皇后とかは皇太子がその代理となつて出かけたこともあるが、後の
世の如く、兵權を皇位下に委ねられるといふことはなかつたのである。即ち天皇と軍權と
の關係は極く密接であつて、天皇直屬であつたのである。

例を擧げて申すと、神武天皇が日向國から被して、東征せられて大和國まで來られ、その
地方に降つて居る多くの諸民族を平け給うた。或は崇神天皇の時に建國征伐をせられた。
これ等は例へば天皇直しく御自ら軍隊を率ひられた實例である。又日本武尊が東夷、或は八
州の熊襲征伐に赴かせられたのも、是は皇子が天皇に代りになつて出られたといふ實例で
あり、神功皇后の三韓征伐は皇后が軍隊を率ひられた實例である。さういふやうに皇軍と軍
隊とは極く密接であつた。そこで武烈國風の時代といふものは凡そ千三百年前頃のことが、そ
の間に氏の放牧が行はれて、大きな氏が小さな氏と結合せ、土著人民を併合した。これが
爲めに大きな氏が隆起するやうになつて、その隆起が激々著しくなり、貴族の階級が甚だし
く、大うな氏の勢といふものが著しくなつて皇室を凌ぐといふことになつて、武烈國風の朝

軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二五九
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六〇

本主義として立ててあるところの、皇室中心主義といふものは、これが爲めに破られるかとい
ふ事柄が案つたのである。
そこでその弊害を矯めなければならぬ。その弊害を打倒し、皇室中心主義を立て直し、土
地人民を皇室に直屬して、皇室と人民の關係を固めるの或はその弊害を除く爲めに、社會組
織と變つて通り直す必要が起つて來た。この改造を命ぜられたのが皇太子である。皇太子
の御事蹟は一々申す邊はないが、十七箇條の憲法を發布せられ、その條條々計畫と記され、
従来の社會組織を改め、皇室中心主義を以て、新日本を作らうといふ御志で持られたのであ
る。然るにこの皇太子の御事蹟といふものは、太子の御在位中に、その理想が實現せられ
なかつた。

太子が亡びなつたから、約二十年ばかり後に、中大兄皇子即ち後の天智天皇が
出られて、皇太子の理想を實行せられたのである。それが所謂大化の改新である。大化の改
新の時に舊の制度に倣つて、種々を制度を定められ、それから後に、續いてその方針を以て
種々の制度が立て直されたのである。その結果兵制に關する規定も改められたのである。即
ち、持統天皇の時に藤原の子弟の四分の一を徵發して、これを兵士とする、これが日本の歷

史に見える徴兵の始めである。

その後文武天皇の時大賀分が制定せられた。これによれば三分の一の子弟を徵發する、即
ち二十歳から六十歳までの男子の中から三分の一だけを徵發したのである。その徵發せられ
た兵士は、その遺傳の軍國に配屬することになつて居る。軍國といふものは三國郡の一つの
割合で、郡々々に置いてあつたやうである。兵士は一定の期限軍國に入つて武藝を習ひ、
或は軍役に使はれる。これを國內と稱すといふ。その他、一年間は京師へ上つて、京都の警衛
をする。これを衛士といふ。百人一言の中に或もある。御守衛士のたく火の夜はもま書はる
まつものごとこそまへへのあの衛士である。さうしてなほ三年間は地師の習客の土城に定
られて、そこで國防に任ずる。これを防人と云つて居る。その防人が二年、衛士が一年の役
である。

さて大賀分の制度に於ては、兵士の用ひる糧食及び刀矢或は刀部等の武器は總べて兵士の
自給になつて居る。これは今日から考へると、非常に負擔が重いやうに思はれるが、糧食と
いふものは毎年乾飯を六斗、鹽が二升、これを軍國に納めるのである。兵役で召集せられた
上、自分で食料を納める。それから武器といふものが種々ある。弓・鎧の袋・矢・矢の袋
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六一
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六二

もやない。太刀・鐵石、それから飯の袋・水筒・御物・草鞋といふ類であつて、みな自給、
その他に十人が一組になつて、六頃の馬を得ふといふ義務がある。それから藤・笠・鎌・斧、
鑿などの種々を道具を十人一組で持つのである。かういふやうな義務があつた。そこ
で相當資産のあるものでなければ、兵役を完全に果すことができない。従つて實業が盛
られた時は、非常に盛んなものであつた。その頃のの様子を書いたものによると、一戸から一
人兵に出ればその家は減んでしまふ。一人禁ぜらるれば、二戸閉つて亡ぶ。といふのである
が、中流以上になれば他人に代役を許される。自分が出るのがいやだといふと、その家の下
代等をして代りに兵役に出したのである。そこで兵士の實質は段々と重くなり、兵役が下つ
て來た。

それからなほ當時の制度では、もつと重い負擔があつた。兵役に徵された上になほ主なる
租税——租・庸・調の三者、租は地租、庸は勞役に使はれること、その代りに物品を以て納め
る。調はその地方の産物を貢として納める。この三者がみな賦課せられる。これは非常なる
負擔である。兵役に出た上に納める。これは實しき者に取つては餘程重い負擔であつた。こ
れと反對に、金のある者はその義務を免ぜられる。といふのは、兵士になつても、金が富ん

だか、持統天皇の時に藤原の子弟の四分の一を徵發して、これを兵士とする、これが日本の歷

てゐて、軍閥の爲を善ふことのできる者は、自分が兵位に出る代りに、軍閥の爲を固めて居れば、國內上層を危せられる。故に出たくなければ、軍閥の爲を固めて供給して居れば宜しいといふことになる。

またもう一つは、當時の制度では、一般に八位以上の位のある者は議院を免ぜられ、納め物と納めないでも宜しく、或は勞役に使ふことを免ぜられる。これは靜しく云ふと、五位以上の者の子及び孫、それから六位以下八位以上の者はその嫡子、これを隠子・隠孫といふ、これ等の者に限つて兵位を免ぜられるといふ特権があつたのである。そこで兵位の差等を免ぜる者は、ただ位のない者若しくは八位より下の低級なもの、及び一般平民であつた。

然るに當時は金や品物を納めて位を買ふことができたのである。即ち朝廷で寺を建てられるといふ時、その寺の造営の爲めに金が要る。それで金を獻納し、或は材木を獻上する。その代りか必要があつた時、金品を獻上すると、それによつて位を授けられるといふ。従つて軍の富んぶ者は位を買ふことができて、自然兵位を免ぜられる。さういふからして、貴族の階級に伴ふ著しい不平等といふことが現はれたのである。

かういふやうな譯で、その弊害が益々しくなつて、大寶令の兵制といふものは、根本から崩

軍人に關するたる諸種の歴史的事實

二六三

軍人に關するたる諸種の歴史的事實

二六四

壊つて居たといふことが段々分つて来たのである。これは何うしてさういふ事になつたかといふと、支那の制度を模倣したからであつて、その原因については詳しい説明は略しておくが、最も角事實はさういふことであつた。かくの如き制度は永絶すべき弊はない。かやうにして遂に大寶令の兵制の制度といふものは崩壊されることになつて、歴代天皇の時代天平十一年には、特に警備の必要ある地方以外の兵制を一時廢したことがある。即ち伊勢鈴鹿の關、越前・美濃の不破の關、この三關は京都に近い要害であり、それから陸奥・出羽、北の方では越後、西の方では長門、九州地方太宰府の管内は朝鮮・支那に近いといふので、特に警備の必要があるので、兵士を置いたが、それ等の地方以外は、兵士といふものは全くやめてしまつた。しかしこの後天平十八年にはまた舊に復した。

次に徳仁天皇の寶龜十一年になつて、多少變つて、國の大小によつて兵士の數を一定して、家が金持で馬に堪へる丈夫な者ばかりを兵士に取ることにしたのである。さうして若い者は職業化從事せしむるやうにした。所が、これも實行は甚だ困難であつて、事實餘り行はれなかつた。

そこで桓武天皇の延暦十一年になつて、重要な土地即ち陸奥・出羽・佐渡、及び九州以外

の國々の兵士を全廢してしまつた。その理由は、従前兵士に取立てても、それは國司又は將校が自分等の私用に使ふことばかり考へて居つて、自分の持つて居る土地を田墾せしむるといふやうな事では、兵士としての實を備へないといふわけだ、全く廢止してしまつたのである。その頃の兵士は定年で叙位の如くであつた。その時の様子を言いた書にも、名はこれ兵士にして實は役夫に同じ、といふことを書いて居る。亦嘗に兵士の素質が下つて、平生糧々本家に使はれて居るから、疲勞して歸り、非常な事があつても役に立たない。そこで桓武天皇の時、舊制を以て廢めてしまはれたのである。

是に於て大寶令の舊兵制度といふものは全く廢止せられてしまつた。けれども警備の必要といふものは全くないことはない。それをどうしたかといふと、その爲めには健兒といふものを置いたのである。その時分には國司に兵器の庫があつた。兵庫といふが、その兵庫のある所、或は國司・政廳のあつた所、そこには健兒といふものを置いて守らせたのである。それに當るものは、主として郡司の子弟から選び、さうして番を作つて守らしめた。即ち健兒といふものが兵士に代ることになつたのである。

軍人に關するたる諸種の歴史的事實

二六五

軍人に關するたる諸種の歴史的事實

二六六

警備に任じて居つたのである。健兒といふものは、さういふ譯で、地主が多く、即ち相當の土地財産があつて、兩宗家になつたものの中から多く出たのであるが、それ等の子弟がその地方の警備に任じて居るといふことになつたのである。即ちその地方の警備を擔つると共に、健兒自身が非常に多くの財産を持つて居る者であつたので、遂に土地兵馬の權がそれ等の健兒、即ち地方の豪族に移るといふ状態を形成したのである。

然るにこの健兒といふものは少いものであるから、それで以て一國の治安を維持することは難かしい。例が一寸亂でも起ると、それを鎮めることができない。そこで警備制度が變ひ、健兒は別る所に居る。それを傳へるのは、京師の朝廷でせらるべきであるが、その朝廷に仕へて居る公家衆といふものは、軍人論議にも、口を閉ぢる事になれて朝廷の政務も漸く文弱に成れば、と仰せられてある通り、健兒の、或は警備に就き、兵と稱し、健六を亦云、職制を遊ぶとかいふ事ばかりやつて居つて、始終たゞ學問を讀んで惟獨の氣風に染みて居るといふ風で、地方に警備が屬つても、これを鎮めることができない。そこでこれを傳へるにはどうしたかといふと、その地方の國司がその臣僚の豪族の實力ある者に頼んで、これに警備を委ねたのである。

そこで種々の名義の者が出て来た。神皇後・皇清後といふ者が即ちそれである。平安時代の末頃から、さういふ名前の者が、あちこちに因て来て、没々大々となつて遂に武家といふものになつたのである。源頼朝の如き日本御用捕使といはれて居るやうな譯で、これの者が即ち武家の起るもになつたのである。そこで武家が起つてから、全國の治安維持が武家の手に保られることになつて、遂に天下の政綱まで握ることになり、朝廷は名義だけになつたのである。

かくの如くして、鎌倉時代五十年を過ぎ、吉野時代を経て、室町時代に移り、亂世相續のこと二百五十年、群雄割據の形勢を作つて、武士がそれぞれ地方に據拠を作り、事ある時は一族団圓を率ひ、或は百姓と密着して兵役に就かした。その結果、所謂野武士或は尾領といふものが出て来た。即ち上兵であるが、この土民兵が段々發達して、立派な兵になつた。つまり平民百姓が武士に化したのである。百姓平民が成上つて武士になつて、常に管轄したる武士と同様になつて、その間に區別が認められぬ。これ等の武士は、暇な時は農業に従事して居るが、何か事ある時は旗を捲いて、兵隊を取つて武士になつた。

二七〇
二六九

軍人に對しては、その階級は如何なるか
軍人に對しては、その階級は如何なるか

として、兵隊といふものは分離して、武士は一つの階級を作るやうになつた。それ等の武士は城下に集り、城を造つて城に集する事になつた。又そこに商人が集つて、町を形成し、所謂城下町といふものが、各國にできたのはこの時代である。

秀吉は平和の機運を定める爲めに、武器を沒收して、百姓及びその時分産出した僧兵から武器を悉く取上げたのである。これを有名な刀狩りといつて居る。さうして武器を持つて居る者は鎌倉的の武士に限るといふことになつてしまつたのである。これから段々平和の機運が運み、江戸時代になり、社會組織が整理されて、二百六十年の幕府と幕府。この間に

社會分離の形勢は著しくなつて、百姓町人といふものは武士とまるつきり離れ、兵隊は武士といふ特殊階級の名前になり、さうしてその武士が當時の政權を握つて居る。即ち職業的武士となつた。今までは、武士といふものは自ら耕し、自ら食つて居つた。さうして事あれば武器を取つて立つたのであるが、江戸時代には特別に武士といふものができ、從つて士農工商といふものができたのである。昔は種々あれば、武家・百姓・町人といふのである。武家は其の衣食の費用といふものを百姓町人から取立て、百姓町人は武家を養ふといふことになつたのである。武士は一種の特權階級で、町人百姓は武士に對しては階が上りない。老弱待遇

を許したのである。

さういふ風にして二百六十年過ぎて来たが、明治の時代になつてから、その制度階級の制が改まつて、各國世兵の制を布かれて昔に戻つた。即ち神武天皇以後の昔に歸されたのである。ここに於て、平民の權利といふものは特權をられ、國民といふものは、國民の義務であると同時に、またその權利であり、一面からいふと、明治時代に於ける民權發達の基を示して居る。明治三年十二月に、初めて徴兵規則といふものが定められ、その時度く國民から兵士を取るといふことになつて、平民の義務が向上した。従来平民は兵士になれず、士族といふものが兵士になつたが、ここに初めて士族と同をならべて、國民一般が國家防衛の義務を有するやうになつた。これは民權發達の基を示すものである。

明治五年十一月に徴兵令と發布せられ、その時に太政官から告示が出た。その文の中に、日本の會は海内舉げて兵ならざるはなし、總べて兵であつた。事ある時は天皇が元帥となられ、さうして親せざる者を任じ、兵役を解いて家に歸れば百姓・職工・商人になる。同じく後所謂武家といふものはあり得ない。従つて職業的の兵士であつたものとは凡て違ふのである。明治御一新國民人民漸く自由の權を得しめられ、上下の差別を撤した。これは兵隊と介

軍人に對しては、その階級は如何なるか
軍人に對しては、その階級は如何なるか

二七〇
二六九

一する本である。故に士といふも従来の士ではなく、法といふも舊來の法ではない。實しく全國一般の國民であつて、國に歸するの道も同じであるべきではない。故にここに古來の制度と格へ、又は西洋の兵制を參照して、國民世兵の制に従ふといふことになつたとある。この趣意によつても、兵役の義務といふものは平等の權利であり、義務である。昔の如く階級觀念に従はれるのではない。國家防衛の責に任ずるのであつて、我々の國は我々國民がこれを守る、この權利は國民の何人にも無異あることはない、これは國民としての自覺が起された譯なのである。

かやうにして、今の徴兵制度といふものは、皇室と國民の接近を圖ることによつて、上古の制度よりも、もつと立脚つて優れて居るやうに思ふのである。封建の中には、彼等は軍人の大元帥なるぞ、されば彼は彼等を統率と頼み、彼等は彼を頭首と仰ぎてぞ、其望しむは特に輝かざるべき」と併せられてあるが、この君民一體の統しめは實に偉大の國では見られぬものであつて、我が特有の國體の然らしむるところである。皇室と國民の親しみといふものは、實に我が國體の精華である。昔の大元帥にあつては、貴族及び豪族は皇室と國民との間を隔てて居つたのである。その隔りは今の兵制によつて除き去られたのである。

神と我が皇室の國民に對する御愛といふものは、昔ハ則チ君臣ノ情ハ猶父子ノ如しと仰せられたのであつて、國民も亦皇室を慕ふことは、今も昔も同じく、二千六百年一貫して居る國體の體しである。故に一二の例を挙げると、室町時代に豊前が非常に亂れ戰爭が續いて、皇室の御氣遣は所々にあつても濟さる物も納まらぬ。此中這が甚がる。そこで皇室の御氣遣は甚だしい期迄に届つた。ひどい時は、その日その日の御氣遣へ御遊文になつた。即ち御所の御地が攘れて無くなつたからである。また右程の極左近の櫻を執ちてあるおれたものらしいが、とにかく、御氣遣の苦しかつた事は事實であつた。さういふ式微の極に達せられた時、兵力に對しても、經濟に對しても何等頼みとするものとお持ちになつて居なかつた。かやうな時に會つて、而も亂れの其の真中に在つて、尙ほ御氣遣は絕對安全であつた。これは國民全體が皇室のお守りとなつて居る。皇室は國民警察の中心であつたからである。故に人民は僅かの食子を上つて、世れ多いことではあつたが、眞實を慮はりたいたいで、それを慮いて喜んだのである。

軍人に對する御氣遣の御愛の御氣遣

二七二

かやうな譯で、我が國にあつては、皇室を奉ぜずしては、何事も成就する事ができない。戰國時代に於て各地方に諸藩が割據して居つて、お互に攻めつことをして居るのであるが、それは何の爲めかといふと、それぞれその地方に於て權權を握る事にある。大は小を併せ、強は弱を吞むといふ風に段々まらくなつて、最後はどうなるかといふと、京都へ上り、旗を立てて、上、天子を奉じて天下に號令するといふのが終局の目的である。

けれどもなかなかさう思ふやうにいかぬ。出て行くと、左から押へ、右からつづき、前か後か、後から引張るといふ風であつて、却ち容易に京都へやつてくれない。そこでお互に攻めつことをする。彼後立幕府へ上つたものが織田信長、それが天子を戴いて天下に號令したのである。さういふ譯で、如何なる時でも皇室を奉じなければ事が成就しなかつた。それは何故かといふと、國民が承知しなかつたのである。皇室と國民は古往今來、常に親密なる關係を保つて來て居るのである。

更にもう少し近頃の實例を擧げて云ふと、今より凡そ百四五十年ほど前、光緒天皇の御代であるが、天保三年といふ年に、諸國に亂情があり、米の相場が高くなつて、京都の町の中にも餓死する者があるといふ譯である。そこで老若男女が都天御所の外へ集つて、何を成さ

か、數百人の者が四五日の間、都天御所の外を繞つて居る。そこで光緒天皇はこれを聞かされて御氣遣を遣はされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な民やすかれともんばかりと
なみ草に露のなまけをかけよかし社をもまもりの國のつかさば

御氣遣で米が安いので、御所の外に集つてお祈りをする。これは國民の悲憤である。皇室と國民の親しさが思ひやられる。みのかひはなに祈るべき——御自分の事は祈ることは何も無い、朝に夕に祈るのは、ただ民安かれと祈るばかりだと仰せられた。然るに、當時は徳川幕府の世の中であるから、政權は幕府にある、幕府では御自由にならない。幕府からはただ年に三萬石の米を納めるだけである。お祈りなさるといふにも何とも致し方がない。そこで第二の御氣遣、國を治める司の者は人民に露のなまけをかけてやれと仰せられた。その頃に、下總會取神宮の神職が、この御氣遣を仰して威靈のあまりに詠じた歌がある。

さうともと思ふもあそれさくたばにたぐたふとくもなみだこぼる、
その御氣遣を仰して、天子様がそれ程に民と慕はれるかと思ふと、有難さに涙こぼるるばかりであるといふのである。皇室と國民の親しさは斯やうなものである。

軍人に對する御氣遣の御愛の御氣遣

二七三

明治元年御氣遣の時、明治天皇は、五箇條の御誓文を御發表になつた。さうして同時に德意志帝國憲法公布の寫本を下されたことがある。

德意志帝國憲法公布の寫本

朕ハ神ノ降ルヘ大統ヲ領シ、爾來何ヲ以テ、萬國ニ對立シ、列國ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕地懷ヘ慕ヘサルナリ、嘗テ考ルニ、申業朝政衰ナリテ、武家雄ヲ奉テニシ、表ニハ朝廷ニ惟尊シテ、實ニ敬シテ是ヲ遠テ、德化ノ父母トシテ、地ヲ奉リテ傳テ知ルニ敬ハサルニ似テナレ、唯ニ德化ノ君タルニ、唯ニ是ノニ成リ奉テ、其ヲ尊ム、今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシヤ知ラズ、朝政ノ治衰ニ、上下相離ル、コト警懼ノ如シ、キキルヲ奉テ、何ヲ以テ天下ニ君臨セシヤ、今彼朝政ニ衰ノ時ニ濟シ、天下位一人ニ其國ヲ得テ時ニ、皆朕ノ罪ナレハ、今日ノ事、朕自身會テ勞シ、心志ヲ若ク、徳化ノ先ニ立、古ノ列國ノ德ヲモ給ヒシ疑ヲ成シ、直爾ヲ勤メテコソ、始テ天職ヲ奉ルニ、德化ノ君タル所ニ背カザルヘシ、臣等、唯爾高徳ヲ慕フシ、不肖ノ者アレハ自ラ其ノ罪ヲシテ之ヲ任シ給ヒ、朝廷ノ政、爾ニ尊ムコシテ、比ノ如ク尊重ナラザル故、君臣相離ル、上下相愛シ、德澤天下ニ洽テ、

國境海外へ舞々ナリ、然レテ河東子内大ニ開ケ、各國因方ニ相建スルノ時ニ當リ、國
表國ノミ、世界ノ形勢ニサトテ、舊習ヲ固守シ、一領ノ勤ヲバカラス、脱任ラニル京中ニ
安居シ、一日ノ安キヲ像シ、百年ノ憂ヲ忘ルルコトヲ、能ク各國ノ波瀾ヲ受テ、上ハ一
朝ヲ辱ケイ奉テ、下ハ俗俗ヲ苦シメシメテ、敢テ歌ニ、ニ百官諸侯ト異ニ相習ヒ、
列祖ノ御偉業ヲ繼グ、一身ノ體操ヲ若クシテ、敢テ四方ヲ經營シ、汝徳武ヲ定撫シ、
是ニ高果ノ技藝ヲ使開シ、國威ヲ因方ニ宣布シ、天下ヲ富強ノ安キニ置シコトヲ欲ス、汝
徳武、萬事ノ願望ニ傾キ、萬事ノミヲ創造ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラス、統一カビ足リ
事レハ、非常ニ驚キ、種々ノ疑念ヲ生シ、萬口紛糾トシテ、汝志ヲナサテシムル時ハ、
是れサレバ、汝志ヲ先ハシムルモノナラズ、彼ヲ 列祖ノ天下ヲ失ハシムル也、世世其
能業ヲ志ヲ圖シ、相率テ社稷ヲ去リ、公義ヲ違フ、汝志ヲ去リ、神州ヲ保全シ、
列祖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシムルハ、生前ノ志ヲ其ナラン、

軍人に對する勸告の歌の第四首

軍人に對する勸告の歌の第四首

二七六

誠に、この哀情にも抑せられてある如く、皇室と人民との綱を隔つる者があつた。然るに朝
治の大河代になつて、この隔てがなくなつた。軍人相識に、一統は汝等軍人の大元帥を尊ぶと
と抑せられたのも、その衰しさを現はしになつたものであつて、昔から一貫して居る團體
觀念の表現せられたものと稱するのである。

さて次に忠節・禮儀・武功・信義・貞潔の五箇條を稱されたのであるが、この精神といふものは、
即ち武士道の精神である。武士道といふ言葉は、武士といふ一つの階級の固い意識した
ところの名であるが、その由来するところは甚だ古い。既に上古に於てその階級を認めるこ
とができるのである。即ち奈良時代に大伴家持といふ有名な歌人がある。その大伴家持が詠
んだ歌に、

うみゆかばみづく屍山行かば草むす屍大君のへはこそ死なめかへも是はせじ

また、

則太刀いよ、とくべし古ゆまやけく負ひて來にしその名ぞ

これは大伴氏の軍功を述べた歌であつて、即ち古く境々伴軍の時から神武天皇に來るまで大
伴氏の祖先は軍功を率ひて、軍事に従ひ忠誠を盡した事といつて居るのである。うみゆか
ばみづく屍山行かば草むす屍」といふこの歌は、大伴氏の祖先から代々宮傳へて來たところ
の褒詞ともいふべきもので、陣に在つても海に在つても、天皇の爲めに仕へて來た、神武天皇

から千四百年を経て奈良時代、唐詩まで宮傳へて來たとその家訓を、歌に現はしたもので
ある。さうして二首目の歌は、その一族のものに與へた長歌の終りにつけた歌で、その長歌の
意味は、大伴の家は、神代より以來、事ある毎に武事を以て勤功を立てた家で、代々の天皇
に赤心と捧げて仕へ來た家である。さやけく清く明かなる名をもつて來た軍功のある家で
ある。後の勳業ともなるべきものであるから、その清き名を汚すことなきやうに、先祖の名
を辱めないやうに心がけるべきであるといふことをのべて、その終りに右の短歌をそへて、そ
の先祖より天下に名高く、さやけく清き名を汚さず、ますます清き名を以て忠勤をは
げむやうにと述べたものである。

この武勇正節の精神は、武隆朝臣時代にもかやうに醸造して居つたのであるが、それが長
い間氏族のみに傳はり、武家が起るに至つて、平安時代の末から鎌倉時代に發達して堅實な
る國民的精神となつた。それが所謂武士道である。この武士道といふ精神が、次の時代を道
じて、國民の間に更に根柢を植付けられ、江戸時代には形式化して型にはまつたといふ様は
あるけれども、尚ほ上下の階級は甚だしく廣まつて、平民・町人の間にもその影響を及ぼし、
江戸兒氣質を産んだ。江戸兒氣質といふものは、一種の武士道その體のものである。

軍人に對する勸告の歌の第四首

軍人に對する勸告の歌の第四首

二七八

武士道といふものは然らばどういふものであるかといふこと、これを多少解明して見ると得
得の要案を含んで居るやうに思はれる。先づ武士といふものは金持の行跡、その働きに於て
實際的であることを尊び、平安時代の公家典は、實際的でなく、理想を主として居つたが、
武士は之に反して理想より、實際に行ふ、不言實行である。又總べてが實である。實業で
ある爲めに、何事も無厭でも容易である。謙虚であるが故に物事が直截である。ぐづぐづ
いはず直ぐさま決する。故にまた正直であり、徳徳といふやうなことはなく、有りの儘であ
る。即ちまた虚説ともいふべきである。またそれが打算的でないともいへる。強引きはしな
いのである。故に勘定づくではない。かういふやうにして置けばあの人はいかうしてくれる、
といふ事は、武士はいはない。虚説であり、打算的でないからして、信義を尊むのである。
信義を尊むが故に、然諾を重んずる。實しいと引受けたなれば如何なる事があつても其は
逃かない。又主従の義を重んずる。人の部下になつて主と仰ぎ下とならうと約束したなら、
その義は變へない。然諾を重んずるのである。故にまた犠牲的精神に富む。そこでまた名を
重んずるのである。武士といふものは名こそ取られ、死しても名を重んずる。故に勇氣を尊
ぶ。即ち死を輕んずる。武士道の要案はまた種々あるであらうが、大體を擧げてみると、そ

んなものである。實際的であり、質素であり、直截であり、正直であり、廉潔であり、打算的でない。信義を重んじ、然諾を重んじ、主従の義を堅くし、忠氣を重んじ、死を輕んずる。これは幾つにも分けたが、或はこれを纏めれば、二二三にも纏めてしまふ事ができると思ふ。それ等の項目に就いては、鎌倉時代の記録を見れば、いくつともそれを見出すことができる。殊に「東鑑」が「東鑑」を見るとき、別る所にその事例を見ることが出来る。

そこでそれ等の項目の中の一に就いて、若干の例を擧げてお話をしてみたいと思ふ。御これは又同時に軍人對庶民の五箇條の實例に當ると思ふのである。武士道に於て尊むところは信義である。その例を述べて見よう。治承四年に頼朝が平家に對して致し奉りた時、平家の大将大庭景親が石橋山で頼朝を打倒した。その時鎌倉東郷といふ一人の武將があつて、大庭景親の殿前で、平家に從つて大庭の下で働いた。時に鎌倉東郷の家へ歸つて替たものには佐木定綱の兄弟四人があつて、これは大庭に往はなして頼朝についた。彼がすんで定綱兄弟四人は逃げてしまつた。ところが大庭は鎌倉に向つて、佐木兄弟四人の家族を引出して人質にするやうにも命じた。時に鎌倉の客へて申すことは、彼等は年々の約束によつてこれを保護して来たのであります。今社等が頼朝に屬したのは祖先以来の誓約と重んじたので、之

軍人に對しては、その誓約の重んじられたる

二七九

二八〇

は誠已にむを得ぬこと、佐木兄弟の救し方は尤もなことである。私は私として年々の約束によつてあなたに從つた。さうして石橋山で働いた。然るに私の手柄を考へないで、僅か佐木兄弟の家族を連れて来いといはれるのは迷惑です。私は彼等に對する情誼の上から命に従ふことはできませんといつた。大庭も憐れもいはず、引取つたといふ話がある。一度佐木兄弟を保護すると約束した重國は、敵と味方に分れても信義を重んずるといふところから、それを大庭景親のところへ遣出すといふことはしなかつた。重國の一言には佐木の大家景親も驚かざるを得なかつたのである。

もう一つかういふ例がある。平家が滅亡してから新しく興つて、その平家の火野に、平貞隆といふものがあつて、これが逃げて頼朝の部將の宇都宮朝綱といふものの所に歸つて行つた。即ち敵の陣所のところに行つて助けを求めた。そこで宇都宮朝綱は頼朝の所へ行つて、どうか平貞隆を許してほしいと頼つた。頼朝は項として有かない。朝綱は申すには、自分は前に平家について京都に居た時、頼朝が兵を擧げるといふことを聞いて、頼朝に従ひたいと思つて逃げて出ようとしたが、逃げて出られない。その時に貞隆が種々奔走してくれたので、難を免ずることができた。いま貞隆が氣に負けて来たのだから、義理として助けなければ

ならぬ。後井隆が義理を盡せるやうなことがあつたら、彼は固より、私の子孫も断絶せしめられても構はぬから、その度のところはどうぞ許してほしいといつたので、頼朝もその義に感じてこれを許したといふことである。武士道は義理の爲めには命をも助けるといふことにならるのである。

主従の義といふものは、武士道の中でも殊に最も重んずるところのものであつて、武士道は政の一面から云へば、主従の義から發せられたものである。武家時代の社會組織に於ては主従の義といふものを基礎に置いたのである。これについては種々を實例がある。

治承四年、頼朝が兵を起した時、常陸地方に佐竹隆義といふ者が居つて、これは源氏の一族であつたけれども、故あつて平家について身懸に居た。その隆義の子に秀義といふものがあつて、これが常陸に居つて、伯父の義政といふものと一編に、頼朝に従ふことを言ひない。そこで頼朝はその義政といふものを其縁を以て請ひ出して殺して、なほ秀義を攻めて敗走せしめた。さうして佐竹家の有つて居つた所領を沒收して、その家来十數人を捕へて連れて来たのである。その時、その中に義政の部下の一人に源太尉といふ者があつて、頼朝に属して居つてゐる。何を致さぬかと尋ねたところが、主人の事を思出して悲しいから致さぬのである。

軍人に對しては、その誓約の重んじられたる

二八一

二八二

といふ。それ程に悲しいなら、何故主人義政が殺された時一編に死ななかつたか。源太尉等へて曰く、その時は主人義政一人だけ呼び出されて首を斬られた。私はその時には、後日の考もあつたので暫く逃げたのである。然るに今あめめ捕へられて、ここに參つたのは武士の本意ではないけれども、一言申上げたいことがあるから參つたのだといふ。何をいひたいのかいつてみよといはれて、源太尉申すには、今や大庭平家は滅亡した。その平家討つたことを後悔して、同じ源氏でありながら、佐竹を滅ぼされるのは甚だ心痛まい。かくの如く、別に大した事のない佐竹一門を滅ぼされるやうなことは、御身の體験は殊に尋せて置かせらるべきや、悔また、あなたの前子孫たちを誰が守護致しますか、この事はよくよく考へておられたい。今のあなたのやうな縁子では人が殺されてばかりで、眞實心から敬重する者はあつたすまい、と言ひ致つた。頼朝は取つて聞いて、一言も發せず、その處にへ入つてしまつた。源太尉の申すところ甚だ無禮だから誅してしまはせうと申した者があつた。問は頼朝は、いやいや待て、彼がいふところ無禮であるけれども、理窟がある。主人義政の事を思つて、あれだけの事を自分の面影に於ていふのは、主従の義を重んずるからである。誠に賢すべきものであると、彼を許して自分の手下に加へて御家人にした。その後

たけれども、頼朝は主従の義を重んずるところから評したといふのである。

それとは反対に、頼朝は忠義を立てしようとして、自分の主人を殺したものがあつた。頼朝はこれを許して怒らぬたといふ例がある。建永元年に、足利俊朝の子が平家に離して頼朝に敵討した。そこで頼朝は足利俊朝を征伐の爲めに兵を遣はした所、相生太郎といふものが主人の首を斬つて鎌倉に持つて参つて、頼朝に参出し、その功によつて、頼朝の御家人の列に加へてほしいと願つた。頼朝は、これは怪しからぬ奴だ、翌代の主人を殺すことなども許さべしと、怒も之を減した。

又これと同じやうな例であるが、それは文治五年、頼朝が奥州の藤原泰衡を征伐に行つた時に、頼朝の兵が返づくに従つて、藤原泰衡は逃れて自分の家來河内次郎になつた。河内次郎は志を絶して、主人の善美を殺して、その首を斬つて頼朝のもとに持つて来た。頼朝は河内次郎に向つて、汝の善美は一面には功あるに似たけれども、善美の恩を忘れて主人の首を斬るは許さべきことである。頼朝の是せしめは此の世の訓を遺すべしと、怒も新野に寓した。これ等の例によつても推せられる如く、武士道は忠に向つても、主従の義と

軍人に對するべき精神の歴史的文章

の時の事に比べて見れば、武士の間に於ける主従の義といふものが、如何に固かつたかといふ事が思はやられるのである。先年私は、日本語を研究して居る西洋人の仲間があるが、その仲間から武士道の話が求められ、この質問の派をみたところ、その時に、赤穂の義士といふものは四十餘人であるに拘らず誰も知らぬ者が無いが、例故に鎌倉武士のこの忠壯なる派は世間に傳はらぬかといふ質問があつた。それは北條高時が朝敵になつて居たからであるといふ事を説明したことがあつたのであるが、その朝敵の在時の責むべきことは責むべきであるが、鎌倉武士の信義の固かつたといふことは之を認めねばならぬ。

武士道の要素ともなるべき各種の項目については澤山の語が傳へられて居るが、今は唯二つの項目について述べたのである。この武士道は江戸時代に至り、年を經る間に、實質が衰へ、頼朝が没落してしまつたけれども、その精神といふものは一般國民の間に染められた。武士道といふ言葉は武士の間に限られたものであるけれども、その精神は武士の間に限らるゝ運命ではなく、漸く一般の國民的精神となつた。まづして明治になつて、その精神を發揚して、國民の精神とされたものが即ち五權憲法の勳功であつて、これが軍人の精神であると同時に、やがて國民的精神であらねばならぬと思ふ。

軍人に對するべき精神の歴史的文章

二八六

二八六

以上は軍人勳章について歴史的に多少詳述を加へたのであるが、讀つて考へると、世の世兵も今の世兵も名は同じであるが、大實令によつて發せられたものは五十年続かない中に軍目になつて居る。即ち歴代天皇の時替せられた。さうして一度改められ、又歴代天皇の時替せられた。それは制度そのものは變換があり、貴族貴族の區別が衰微しかつた事と、願ひて形式的に支那の制度を模倣したといふことが原因であつたと思ふ。

今の兵制は、徵兵令の發布後凡そ六十年を経て居るけれども、益々光を浴へて居る。それは例故であるかといふに、皇室と國民の親近なること、國民に平等であるといふこと、にあると思ふのである。昔は支那制度に倣して大實令ができ、今日は西洋の制度を參照してできたもので、同じく外國文化の影響を受けたものであるが、精神の成込み方が違つて居るから、精神が生きて居るとして發揚して來て居るのである。その精神といふものは例であるから、それは即ち明治十五年一月四日に始つた軍人勳章そのものに外ならぬのである。

今や我が國は内外男女老若に到つて國に國家多事と申すべき時である。内には思想界の混亂があり、外には列國との交渉益々多岐であつて、國際問題は非常に複雑を極めて居る時である。今日の世界は、之を我が國の歴史に比べると、丁度戰國時代の諸國割據に比すべきものである。

二八六

であるかと思ふ。いつ如何なる事柄が起るか分らぬのみならず、國の文運には日進月進がある。支那は今こそ新勢力を起して吾等國であるが、昔は日本に取つては非常な大敵であつて、我が國は殊にその激進を受けて居た。日本人はいつの代でも支那崇拜で、之を恐れて居たことは異常なものであつた。天智天皇から近江明治二十七八を戦役に至るまで、千二百年餘りといふものは支那に勝つて居た。大府・大軍・大元・大明・大徳、いつでも大の字をつけて呼び、心の中では多少負荷しむの志を有つて居たものもあつたであらう。けれども、外面にはいつも屈服して居たのであるが、日清戦役後の状態に至つて、今日では御承知の通りであるが、若しあれが統一されて日進月進した時は、どんなことになるか、昔の大府・大元・大明にならねとはいへない。のみならず、もう一つ日本は太平洋を隔てて、大いに隣國を控へて居る。これにも又取組は段々強まらるゝやうな形勢になつて居る。この時に當つて、我々國民は非常な覚悟を以て奮起をせねばならぬと思ふ。この際にして、我々は軍人勲章の精神を心に銘じて、我々の祖先が我々に残した光輝ある歴史の精神を汚さないやうに心掛けたらと思ふ。

軍人勲章はまことに吾等の歴史の光輝

歴史に現はれたる日本精神

二八七

二八八

國史に現はれたる日本精神

日本精神といふ語は、近頃盛んに用ひらるるやうになつたが、その解釋は之を用ふる人によつて區々である。予の考によれば、日本精神は即ち國民の自主的精神であり國民自覺の發端である。之を論じつめれば即ち國體觀念内外ならず、又皇室中心主義がそれである。この皇室中心主義は、即ち日本國民精神の中核であり國民活動の源泉である。二千餘年來皇室を中心として、その御指針により、國民が第一體となつて活動した。之に依つて我が國民はあらゆる外來の文化を攝取し、之を咀嚼し、之を消化したのみならず、又多く外來民族の歸化を受入れて、よく之を同化し、その文化を融合して、獨特の光を輝かし、各時代に互つて特異なる文化の盛開を發展したのである。

神と我が帝國の國體は、天照大神の神威によつて、その基を定め、古くより我が國民の理

想として積り集つたもので、奈良時代に「日本書紀」の編せられた時に、これをその文字に書き現はしたものである。

然しながらその理想の實現には、長い年所を要し、その間自ら成長のあるを免れなかつた。即ち之を觀れば、この精神の伸びる所、その理想の發展せらるる時、内にあまきは國體觀念の發達すると共に、外に對しては自主的外交を以て國威を増かして居る。

以下國史の各時代に互つて、この精神が如何に發展せられたかを、事實によつて述べようと思ふ。

一 聖德太子の時代

聖德太子が世に出でました時代は、氏族制度の弊がその極點に達した時であつた。氏族制度は、當時の社會組織の根幹を成し、また政治組織の綱領となつたものであつた。同一祖先を有する家と家とが血縁關係によつて結合し、以て氏を形成する。幾百の氏族は、皇室を中心にして、國家を以て一つの大きな家族として團結したのである。然るに社會の發達するに隨つて、氏族相互の關係も複雑になり、單純なる組織の弊弊が困難になつた。かくて太子

一 聖德太子の時代

聖德太子は小なる日本精神

二八七

二八八

の時代には、その弊害漸く積つて、皇室そのまゝに打倒して置く事ができなくなつて居た。弊害の一斑、氏族の差別である。大氏は小氏を合せて、その結果、貧富の懸隔甚だしく、豪族が跋扈増長して、その勢は皇室を凌ぐとするに至り、氏族制度の根本精神たる皇室中心主義も、其めに動搖せんとするに至つた。そこでこの弊を打破して、皇室中心主義を確立し、土地人民を皇室に直屬せしめ、皇室人民の國を統攝する障物を除く爲めに、社會組織を改造するの必要が起つた。

弊害の二は、氏族の競争である。氏と氏とはその勢力を争ひ、礼儀を生じた。皇室は外交問題に於て現はれた。繼體天皇より欽明天皇の御代にかけて、大伴氏と物部氏とが韓半島の問題に於いて争ひ、ついで之と關聯して、佛教の問題についても争つた。その結果はつひに外交上、我が國の大先敵となり、神功皇后以て奮闘して於た韓半島の地を失ひ、我が國は日本上劣等の地位に墜落されてしまつた。競争はまた皇位繼承問題に於て現はれた。その爲めに幾多の争ひ及び事件が起り、皇室はその禍中にまき込まれ、甚だしき氣を受けさせられた。

弊害の三は、文化の停滯である。氏族の職業が世襲である爲めに、その才徳の適不適を問

はず、祖先傳説の職業を踏襲する。之が爲めに、文化の形式に罹して、實政の氣に満ちた。

終に政治の上に於て、この弊害は甚だしいものがあつた。

かくの如くにして、民族制政の弊害は、政治的にも社会的にも其を極め、國家はまさに危地に直瀕した。然れども太子は實にかかる時勢の中に使はれて、やがて時勢の改革に着手せられた。太子の御事志は之を約言すれば、即ち新日本の建設である。日本思想の獨立である。之が爲めに憲法を制定し、佛法を興隆し、國史を編纂し、外交の刷新を計られた。

任事問題における失敗の審判を計り、習俗及び文藝より受くる刺激に對抗して、國際間に於ける考敵者たるの地位より、進んで支那と對等の地位に向上する爲めには、根本より國を改造しなければならぬ。習文藝を脱却しなければならぬ。我が國は、支那と比べては、進歩文明の發達である故に、之と伍し得べき志に文明の水準を高めねばならぬ。支那と對抗する爲めには、先づ國家の統一を圖り、國民の自主觀念を養はねばならぬ。その爲めには先づ農村政治の形式を脱し、皇室を中心として、國民全體を以て一の大團結とし、中央に權力を集中して、國家の統一を圖らねばならぬ。この大精神は、太子のすべての御事志を貫く所の主義であつた。この精神は、殊に十七箇條憲法の中に於て強調せられてある。又太子が

一 新皇太子の御事

新皇太子の御事

二六二

作られた『後事新記』にも現はれて居る。『義経』の對する所に、佛國使の地御ち印度を指す場合に、特に「外國」とある。古來一般に、印度は天竺或は西天などといふを尊とするに、太子が特に「外國」といはれたのは、意味あることで、太子の國家的自主觀念より出たことであらうといはれる。

太子の佛教御事志は、この自覺より出たことで、即ち大陸の優秀なる文化と接触して、國民の精神生活の向上を圖り、支那・三韓より受くる材料を夫らんが爲めであつた。かの隋へ圖書を送つて、「日出處天子敬書日賀處天子」といひ、また「東天皇敬白西皇帝」と記して、堂々たる態度を以て、對等の交際を行はせられた。ここに太子の劃然なる日本精神を仰ぐに足るものがある。

さて太子は、不幸にもその理想を實現しその事業を大成せらるるに至らずして、薨せられた。然しながら、太子によつて揚げられた國是の大本は、燦として輝いて居る。太子の薨後二十餘年にして、第二の聖德太子とも申すべき中大兄皇子によつて、太子の理想は實現せられ、新日本の建設は成就せられ、大化の政績は刷新せられたのである。

二 大化改新より奈良時代に至る

聖德太子の御理想は、新日本を建設して、支那と對等の地位に上せようといふのであつた。それが爲めには文明と接触しなければならぬ。そこで、大化改新が刷新せられ、爾來百餘の文物世界を吸収して、一意その文化の採取につとめた。これより奈良時代を通じて、唐の文化は國々として流入した。奈良時代は、實に唐文化の輸入時代であつた。宗教に、文學に、藝術に、制度に、政治に、すべて唐の模倣であつた。

然しながら、その模倣たるや、單なる模倣ではない。即ち唐の文物と、そのまま盲目的に模倣したのではなくして、その間自ら選擇せられたものがあつた。それは、一種の理想を以て、之を形植したのである。その理想とは何ぞ、曰く、日本文化の獨立であり、國民精神の獨立である。その傾向は各種の事項に現はれて居る。

その一は奈良思想である。奈良の都は大體に於て唐の長安を模したものであるが、之を模倣しながらも、獨創の考をも加味し、自ら創に對抗して、我が邦にもかくの如き都城の存するをといふことを示さうといふ意向が根柢にある。ここにこの時代の理想が窺はれる。

二 奈良時代の御事

奈良時代の御事

二六三

その二は『古事記』の編纂である。『古事記』は神代河津として創編せしめられた太古深奥の傳説を、太安万侶に對して文章化編せしめたものである。その神代河津として清浄せしめたのは、その傳説を統一し、之を組織立てたものであらう。『古事記』は古來の傳説を、うぶのままに録したものでなく、ある一種の主要理想の下に編纂したものである。建國の精神は、ここに現はされて居る。ここにもこの時代の理想を窺ふことができる。

その三は『風土記』の編纂である。即ちそれを地方の國々の由来する所久しいものがあることを示したものである。

その四は『日本書紀』の編纂である。これは『古事記』と同じ編纂の下に作られたものであるが、特に漢文を以て記された所に、當代理想の顯著に現はれたことを認める。

その五は東大寺の建立である。東大寺は、三國一の大伽藍と稱せられる。今日存する所の大伽藍は、元祿時代の再建にかかり、天平時代佛地堂時のものに比すれば、遙かに小さいものである。この再建は、聖德太子の御事志を継承して居る。それでも勿論、世界に於ける本尊建築の最大なるものである。その本尊大佛が、世界の智勇であることは申すまでもない。これは實に聖德太子が三國第一のものとして、佛を平す爲めに造

られたもので、之によつて我が文化の進歩を示さんとする意氣の壯なるものあるを見るに足るものである。

その六は國分寺である。國分寺は、唐の唐太宗の時に造つた大雲寺に倣つたものであるが、我にも亦は巧みぬやうに造られたものである。國分寺は「金光明最勝王經」の所説を根據として、創設せられたものである。即ちこの經を譯讀し之を法譯せば、四天王宮に奉りて國を護るといふのであつて、佛國國家の意氣に出たのである。この時代には、また「金光明最勝王經」と曰んで、「仁王經」が多く傳へられた。之に因つて仁王會が起つた。これ亦唐國の法であつた。國王にして般若菩薩を尊神し、之を宣傳し、正法を流通する所には、諸天神は奉りて國家を守護すと説く。かくの如く、譯國の經が多く傳へられたのを基ても、この時代に於て、教界にも、國家意識の盛んであつたことが知られる。

その七は「萬葉集」である。「萬葉集」は、上は古く神代天皇以下神代より、下廣民に及ぶまでの詠歌約四千五百首を集めた。この年代に於て、この大歌壇の興つたことは、實に世界化種なる事といふべく、正に國の誇である。かくの如き國文學萌芽の起つたことは、當時國民の自主觀念の勃興した象徴と認めなければならぬ。

二 文化復興より宗教的復興
國分寺は如何なるに非ざる

その八は神代代の改定である。神代代の唐風の改定定められたのも亦この時代の事である。これ亦唐風に倣つたことであるが、同時に支那對統の觀念が深たはつて居るのである。

その九は日本の國號である。日本といふ國號の定められたのも亦この時代である。而も國が日本の本である。且出づる處であるといふ意味を有する點より見て、當時國民自覺の念の盛んであつたことが知られる。

その十は「萬葉集」の編纂である。これもこの時代に、聖仁天皇の時并妻と記され、未だ是れ未だにして、次の時代桓武天皇と記して、嵯峨天皇の時に及んで、「新撰萬葉集」が編纂された。これも唐の太宗の作つた「萬葉集」の影響を受けたことではあるが、又我が邦の民族の自覺を遠く古きものあるを示して、其の由を主張するといふ意味もあつたのである。

以上の例を見て見るに、奈良時代の文化は、固より支那模倣に富んで居るが、然しなほ其の國、自ら國民自覺の精神の湧き出るものあるを認められるので、唐の文化の百目的模倣ではなく、一種の理想を以て、之を取捨選擇したのである。この理想は得たる國家意識となつて、あらゆる方面に現はれたのである。

この時に當つて、朝廷の權力は正に隆盛の頂點にあつた。文化復興以後凡そ一百年、この

間、中央集權の實大いに擧ぎ、國家統一の事業は著々進捗した。東大寺が中央に建立せられ、國分寺が各地方に設けられた。是は國家統治の組織と相應し、政治上中央集權に對して地方國民の居るが如く、教界にも東大寺が總國分寺として、以て地方國分寺の上に立てるが如き意味を以て建立せられ、以て政教相輔の妙用を發揮し、世界諸國に統治の聯絡を圖つたのであつて、正に國家統一事業の盛んだ一つの象徴である。かくの如くにして、國勢大いに發展し、東北振興の策もまた著しく進み、國力は十分に充實し、皇威は宣揚せられた。

桓武天皇が、奈良の大佛建立の前に近江甲賀に大佛鑿造を命ぜられた時の詔に「天下の富を有つ者は朕を奉り、天下の勢を有つ者は朕を奉り」と仰せられた。その御意氣の盛大なることは、當に天皇の豪華を好み始はし御意氣より仰せられたとのみ見るべきでなくして、實に當代の雄大な精神の發露であつたので、正に國民的自覺の盛んなる、國家意識の湧きを示す所である。この隆盛たる元氣は、やがて時代の文化に反映し、進歩社團なる天平時代の藝術を生み出し、時の人をして、

青丹よし奈良の郡はさく花のには上が如く今まかりなり
と歌はしむるに至つたのである。

二 文化復興より宗教的復興
國分寺は如何なるに非ざる

三 不安時代より鎌倉時代に至る

奈良時代に於て新したこの國民の自主觀念は、平安時代に入つていよいよ著しくなつてきた。一例を挙げれば、宗教に於ても、奈良時代の教を承けて唐國の法が盛んであつた。佛敎大興、佛法大盛、何れも佛國國家を以て、その法を立てたのである。佛敎大興は、唐風の中に「大日本」といふ語と絶つて居る。これ恐らくはこの語を用いたものの最初であらう。ここに大興の國家觀念の旺盛なるものあつたことが認められる。この以前に、「日本書紀」の「神代卷」の註にもあるけれども、これは日本の本土のことといふので意味が違ふ。また「難陀經」の註にもあるけれども、これは漢字であらうといはれる。

かやうにして、奈良時代以來著した日本文化獨立の氣運は、益々進み、それと共に、國民的自主的精神も漸く盛んになつた。管原道真の唐使使停止の議の如きも、種々の理由あることであるが、その一例には、やはり國民的自覺が、その大なる原因を成して居るのである。即ち當時勃興する私塾並に論議なる組織を以て、非常な國情と進歩的進歩を以て、文物を支那に求めずともいふといふ自覺に出たことであつた。

かやちにして、文化獨立の特殊は漸次濃厚になり、開港時代に至つて、日本文化獨特の發見を示すやうになつた。諸朝の制度に於ても、文學に於ても、宗教に於ても、藝術に於ても、すべて日本風の特徴を示した。

然しながら所との交通を遮断してから、國民は一般に排外的になり、引込思案になり、強氣の氣象を失ひ、對外觀念は甚だ衰へたやうなつた。ここに日本精神の衰へたのが見られる。一方には藤原氏が政權を執り、獨り勢力を振出して、門閥の弊を生じ、皇室中心主義は漸く崩壊に傾き、國體觀念は弱くなり、日本精神はその光を蔽はれた。

ここに於て、その互動が現はれた。後三條天皇は、藤原氏を抑へて權力の恢復を計りたまひ、ついで白河上皇は院中政治を行はれて、實權を皇室に收められた。これと相照して、對外觀念に於ても、自主的傾向が明かになり、國民自覺の發露が顯著になつた。

後三條天皇の頃に、宋へ渡つた成尋といふ僧がある。この人が作つた紀行「參天台五臺山記」には、「大日本國」といふ語を屢々に用ひて居る。これをたゞ釋教大僧と對し、注意すべき文字である。成尋が入宋後彼國の風になつて、日本の事を尋ねられた時に、常に母國の名譽を重んじて、天皇の尊きこと、國の廣きこと、歴史の長きことなどを述べて居る。その外傳

二九六

二九七

には誇張していつて居ることもあつて、稍と滑稽にも見ゆることもあるが、その心根には同情すべきものがある。京師の人家の数を問はれて、二十萬戸、人口雄俊高なるを知らず、なごといふの類であるが、かかるおどけない回答の中にも、國の誇りを示さんとするその意氣は實はぬばならぬ。又成尋の母について、一つの語がある。成尋が入宋せんとして、母に對して會つた時に、成尋の齡は六十餘であつた。その母の高齡を以て知るべし。

その時に、母が其の悲しみを訴へてよんだ一首の歌がある。

もろこしも天の下にせあるとまきてる世の本を忘ればらまひ

水戸の御園東湖はこの歌を以て、その情深くその言直だくみなるのみならず、上下内外の差別を無くしはなむたること、女ながらもましますとてには存ざるべし」と稱讃した。大國主義の國體論者、その文物に感服して、我が國體を忘るるものさへあつた時に、成尋の母のこの訓戒は、女ことに情誼を以て、日本人として自覺を失はず、實にすぐれた風説を留ふるものといはぬばならぬ。

白河天皇の御代に、高麗王が海氣の貴め、使者を朝鮮に來た。その國書が甚だ精粹な書寫で不遜な態度であつた。朝鮮にては、平康の上之を過け、當時國體の譽ある大江區房に命

じて、國書を書かした。この返書も、「國體村得、入、朝鮮之國」といふ名詞を以て、國體の名として不折ならしめた有名な文章であつた。これは相手が高麗であるからでもあらうが、とにかく國體を重んずるまいふ思想の、稍と強くなつたことが見られる。

また同じく白河天皇の御代に、宋の神宗皇帝より、朝鮮方面を懸つて來たが、その文句が國體に對する如き書方であつたので、之と相み直すべしといふ論もあつたけれども、結局返書を送ることとなつた。然る所の返書は、彼國に於て受け付けられなかつた理を見れば、恐らく對等の態度を以て記したものであらう。

又皇朝天皇の御代に、宋の徽宗皇帝より國書を送つて來たが、我が國を辱んで東夷といひ、事大の誠を致すべしなどといふ文句があつたので、終に返書を送らなかつたらしい。

この後、真宗天皇の御代に、宋州州刺史より品物を獻じた。その日録に「國日本國王の物色」とあつた。この時有名なる大儒曾子固が、彼對等なるべき事を論じ、歷史先例を引いて、宋の號立の奇怪なるを痛斥し、遂かに品物を返して遣はすべしとの意見を上つた。これ等を見ても、當時國民の國體、自主自尊の心が強固として湧き出て居たことが知られるので、指摘ながら日本精神の發露せられたのを見るのである。

二九八

二九九

さて白河上皇の創められた院政は、一時權威を振上げたのであるが、例れにしてもこれは表に立つて働くものでないので、裏面に於て彼の對當等の諸輩が、益明正大でないものがあり、頗るに陰謀が行はれ、陰謀を弄するものがあり、その陰謀謀つて勢に保元・平治の亂を醸した。復古運動は是に於て一たび失敗に歸し、これより公家政治は衰へて武家政治が起つた。この間にあける時勢によつて受け入れた國民の精神上の打撃は、蓋し思半ばに達するものがあるであらう。之と共に、愚夫を誦み、無史を考へ、建國の體面に甚く憂ふもの、自然の勢である。ここに復古思想の動向は勢を得て、終に承久の變と尊皇思想した。承久の變は、天皇が統治者としての御自覺の發露である。これは不幸にして失敗に了つた。然しながらこの間に於て、日本精神は世に開かれ時に過つてその光を放つて居る。

承久の變に於て、その言動たる北條義時が如きさへ、尙ほその頃の中に、國體觀念の發み込んで居たことを知るべき話がある。これは有名な話であるが、承久の變に、義時が軍を率ひて出發した。途中から義時はたゞ一騎引退して居て、義時の所に來た。列の爲めに歸つたかと尋ねた處、一つ承つて置くべきことがあつて歸つた、といふのは、若しも途中に於て、彼の御氣を隨して臥室御座りました時には、如何致すべきや、といふことを問うたの

であつた。義時うち茶じて、

其事なり、まさには前の御としむかひてゆみをひくことはいかゞあらん。さばかりの時、かぶとをぬぎ、弓のつるをさきりて、ひとへにかしてまゝを申て、身をまかせたてまつるべし、さはあるで、君は宮ににおはしませしなから、軍兵をたまはせば、命をすて、千人が一に成るまでもたしかまべし。

と申したといふことが、『増補』に出て居る。義時の知らせさへ、君はこれだけ分判はあつた。

次に相違上人と奉時との回答の如きも、この永久の絶といふ非常の事件によつて、回答の形が別れた一例と見るべきものである。これも有名な話であるが、順序として一過りを記して見る。ある時、相違上人が、奉時に向つて、「早くも我國は神代より今に在るまで、凡そ九千代、我を受けついで皇孫を継ぐべし。一頃の萬物は悉く國王の物に非ざらむことなし。然るを、私に武威を張て、官軍を亡ぼし、王城を破り、朝へ上りて取奉つて、此に護し奉り、王子居宮を固々に放したる體は、まことに其理に背けり。御孫子を見るに、これ程の理に背く事をしたまふ方とも見ざるに、如何なる故かえ、御孫の改行に不思議にも

二 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇六

三〇七

痛はしく存する」と、奉時を痛責した。奉時は涙を流して、後鳥羽上皇が輔東を亡ぼさんと御金の改れ聞えたる時、女御時が呼んで、如何計ふべきかと問うたのに、奉時は答へて、「國東邊なきに御を置らんことは、偏に朝廷の御儀なり、然れども、一天悉く王土に非ざらむことなし。されば我申さんは理に背けり。しかし、一たびは降参して、國東の邊なきを許さ申すべし」と申したるに義時が、「是れ私に非ず、天下人民の爲なり。君を護し奉るに非ず、君に申進むる臣の惑行を聞する故なり、急ぎ上るべしと申したるにより、之に聞ひたす、因て八幡大菩薩三島大明神に願を立て、此度の土浴禮に背かば、皇に奉時の命を召されて、後生を助けたまへ。若し天下の助けとなり、人は安すべしならば、備を置れたまへ」と、皇と天に任せたり。その後、ひたすら政道私なく、萬民保育のみをこれ行ふ。今御孫

の御を承つて、威儀整ひ難し」といふ話である。この回答の如きは、當時藤原并ひなき奉時に對して、果してかくの如き子さびしき問を置し難か否や疑はしいといふやうな處もあつたのであるが、奉時は、奉時が相違上人に對する歸依の厚かつたこと、その種類や關係より考案して、かくの如き事はありさうな事であるといふことと確かめたのである。その事は其に之を記したものがあつた。

奉時等の遺言傳記が、北條時相に政權奉還を勧めたといふ話が傳はつて居る。これは鎌倉開創の『源朝日工集』に出て居ることである。『日工集』といふのは、『日用工次集』の簡稱で、義堂周信の日記である。空室は義堂の號である。義堂周信は足利義満の厚い歸依を受けた人で、當時最も高橋の如きあり、その名前に接をなすし有様は、この『日工集』の中、別る所之を置し得るものがあるのである。日用工夫といふは、商者たるもの日々の事務急進は、即ち日々の急進に同じく、毎日工夫を凝らして居る譯であるといふので、自分の日記のことを『日用工夫集』と稱したのである。

その『日工集』の永徳元年九月二十五日の條に、足利義満の所へ義堂と周信守の太清宗清とが参つた。さうして義満と密話して、天子の政事の事に及んだ。時に義満が参つて曰く、「真一變あらば、天下を覆てんと欲すること、當に奉平長老の平氏に勤むるが如くなるべし」と申した。即ち義満が、若し真一變があつたならば、天下を覆てんと欲することは奉平の長老即ち蓮元禪師が、平氏即ち北條時相に勧めたやうにしようと思ふ、といふことを申した。そこで、義堂と周信とが之に賛成をして、懇めて曰く、「世を見ること難履の如くす、足即ち安樂此入の基なり」と言つた記事がある。これで見ると、その頃、將軍義満なり、義堂なり、

三 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇八

の住蓮秋が今に石河本八幡宮古文書の中に保存せられて居る。それには、初めに所領の田畠を記し、次に僧徒に關し出仕し得べき人員と、その武勇勇猛等を記してある。その趣意は「向自分は年八十五で、行步すること能はず、殘念ながら出仕できなむ。嫡子越前守、名は永秀、年は六十五、之には弓矢長任あり、命に應じて萬國征伐に出かけます。同じく子忠輝五郎、名は經秀、年は三十八、之にも弓矢長任あり、一足あり、義經又二郎、名は秀南、年は十九、之にも弓矢長任者二人あり、彌二郎秀秀は、年四十四、之には弓矢長任者一員、名は一足者一人あり、此等四人の者、御下知に任せて、臣軍世します」といふのである。西向が身願船に及んで行步に難むにより、六十五歳になる嫡子忠下が、御つて召集に應じようといふ、その意氣の壯なることは、六百餘年の下、討は備兵をして起たしむるの數ありといふべきである。

同じ頃に、また北山家といふ所の御園であつた足利氏といふもの、これは後家で、その土屋の御園の権利を有して居たものであるが、これがまた異國征伐の供養に關し、自分は女の身の出任することかなはぬに、子息三郎光東と子の久保二郎會保といふ二人を遣し、夜を以て日に續ぎ働かせしめする」といふ注進狀を出して居る。婦人ですら、この意氣込で

四 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇九

るものである。

虎圖の年譜「政教和出紀年譜」には、尙ほその日本主義を見るべき記事がある。建武二年、僧徒の服色を改めて黄色とせんとするの議のあつた時に、虎圖は之に反対の議を呈した。その文中にも、「我國百王同法、四海一律といふ語がある。即ちまた東朝の寺道と時して、五目の列より斥けんとするを論争した文の中にも、「日本一様未だ改換ならず、此れ我國の異乎を榮む所非なり。夫れ佛法王法一軌。我に繼承相傳國の才を以て、宣きの令を著し、兩して門業異々相承くる者は、蓋し清と王臣に數る者」とある。

同じく「海東和出紀年譜」に、正安元年二十二歳の時、虎圖自ら信へらく、近時此方の風俗驟然として、例して元土に入る。是れ我國の恥を遺す也。我其れ痛惜して、彼として華化人有るを知らしめん其と。此とは、西風もまた東朝を移して、よきよきといふ事を以て、國を異にするものなり。既に行を治めたが、母氏の哀訴に依り止めたといふ。是れまた虎圖の精神を見るに足るべき一語である。

同じく鎌倉時代の末に當り、夢窓の弟子に寂庵圓論といふ人があつた。壮年の時に元に出かんとするの志があつて、勝は開門の古明妙快學と共に往かうとした。夢窓圓師が之を留めていふには、雖へ彼國に往くとも、我に過ぎたる師を殺べからずと。爲めに遂に行くことを堪さなかつたといふ。夢窓圓師のこの意氣の壯なることは、さすがに當時精神仲間における異類であつた。然しながら彼は決して偏苦主義ではなかつたので、右の弟子たちの入元を留めて後、雪村友梅が元から歸朝した。雪村友梅の所に行いて侍せしめた。そしていふには、さきに入元せしめなかつたが、然し外國の事情を知らんと欲せば、さきに雪村に就いて學ぶべしと申したといふ。雪村友梅は同門の弟子にして、即ち學ぶべきは學ぶが、内に自ら持する所は隔く之を恃したのであつた。夢窓圓師自らも亦同より入元はしなかつた。その頃、大體圓師の如きも亦入元しなかつた。

同じく鎌倉時代末に、肥後に居た大智の如き、殊に國民精神の鮮かなものがある。大智と夢窓の關係の深かつたことは世に著聞して居るが、藤原は至和三年元に歿し、遺留すること十一年、その間當時有義なる古林清茂・中時宗本等の尊賢に誤し、偏ぬく遺方を遺した。大智として曰く、支那漢しと雖も、更に一國の格外に出るものなし、皆非凡なるものばかりである、これといふ語られたものは居ない。如かず日本に歸らんにはとも、正安元年(二二八)

遂に歸朝した。かやうなわけで、その元に存在することの長かりしに拘らず、大體圓師の氣を存しなかつた。圓師は殊に時勢を以て有名なる人であるが、その世の中に、「僧之、大元」といふのがあつた。曰く、

冷寂分明、其自知、身見可、攝入、放、
夏、海、日本其食、博、大度、子、孫、

謂の意味は、水の冷い暖いは之を味はふもの自ら能く之を辨ふことを得、自證自覺、見性悟道は他の教法によつて得べからず。身見覺人に歸かるべけんや。日本の真金、純粋無垢の金をもつていつて、支那の真金とちかへて歸るなといふのである。元祿より享保の頃にかけて、有名なる天竺(西遊)傳記の「大智圓師傳」を參照して見るに、この佛の意味は猶本來の面目は自ら備へて分明なる事である。かくの如く知見を有する男兒が、わびわび彼國に渡つて、人に嘲看せらるるを、真金の書き、劍の面目をもつて、目鼻を執りかへて歸るなといふ意味である。斯々支那に渡つて、僧徒とちかへてかへるなといふ所に、國民自尊の念の躍動するものがあることが窺はれる。

大智圓師には今一つ、同じく僧の元化之くを破る佛がある。曰く、

夢窓元是直、自日風、風浪、天、
不、對、上人の心、佛、還、大船、中、原、

天柱圓師の佛解によれば、この佛の意味は、夢窓元是れ東海にあり、心外全く無佛法、不老不死の蓬莱の仙境は陸處にはない。其大久遠の昔より、夢窓元來の後に至るまで、獨自心の蓬萊宮は、東海の邊にある。然るに他方世界に法を求むるは、平陸の上の道場なり。白日風無うして道天を指つ。方角違ひの夢懸である。上人の心即佛に背はず、佛上人、自心即佛を御守にして、佛も莊嚴な夢懸である。遠く大船を呼べて中原を望む。自心の外に法を求むるは、佛法の外道なりとある。二首とも、何れも自心即佛、本來の面目は自己自ら之を備ふ、遠く外に求むるに及ばずといふのにあるが、特に元化に實るに及ばずといふ所が注意すべきであつて、日本人としての氣魄の存する所が知られる。

四 建武中興より室町時代に至る

前述の如く、承久の變によつて復古思想は一次び失敗に歸したけれども、それは何れも在る意識となつて傳はる。文永・弘安の承平時を経て、北條氏の末裔に及び、尤た當國した。か

てて、神代中其を忍びし。之によつて、楠木正成、北畠親房以下多くの誠志の士を出して、ことに日本精神はまたその光を輝かし、後世に至るまで大なる影響を遺した。この前後に現はれた多くの忠臣は、日本精神の體現として、後世に向つて身自らその徳と取れたのであるが、中には北畠親房の著した「神皇正統記」は、文字を以て日本精神の粹を示した。

天照大神の神勅の如きも、「日本書紀」に見え、又「古事記」「古語拾遺」にもあるけれども、書方が冥々になつて居る。之を「神皇正統記」はよくまとめて、更にその意を擴充し、之を明確にした。後世神勅のことをいふもの、多く「神皇正統記」を以て本とし、之を敷衍するものが多い。この點より見て、この書は、殊に功績の著しいものがある。然るに中興の意は、政治上經濟上、各種の復讐した原因が相附屬して不幸にも失敗に終つた。

既にして室町幕府の使となつて、皇威も衰へ、日本精神は益だしき不振に陥つた。それの反映として、足利義滿以下後代將軍の中ただ一人の義持を除くの外、その外國に對する態度は、實に暗黒すべきものがあり、益だしき種族外交に終始した。

この譯にあつて、五山僧侶の中には、少しく氣概を有するものがあつた。漢語の國辱外交について、當時有名な學者蓮如、その著「西國圖記」の中に批評していへることによつて、蓮如朝へ遣す國書に、彼國の年號を附くのは宜しくない。彼國に年號のあることは、支那の文物にも多く出て居る事であるから、彼國の儒學のものは、この事を知つて居るであらう。然らば則ち當に彼國の年號を附すべきである。若し然らずば、余も年號を附かないで、華字支のみを附くが宜しからう」と言つて居る。更に彼國が王を稱し、明に對して臣と稱した事について、「彼國から我國の朝貢を以て王とするは、蓋し華字の義であつて、必ずしも之を附すべきでもあるまいが、往へ返る國典の中に、自ら臣と稱するは、彼國の君を用ふることに成るのであるから宜しくない。又臣の字を用ふるのも宜しくない。臣は臣と稱すべきは「日本國」の下に臣位を置き、その下に、武と諱との間に、朝臣の二字を附いたならば宜しかろう。之は必ず我が天皇に屬するのであるから、以て外國に附たるの禮と違ひるのである」と論じて居るのは、善く名分を辨へて居るといふべきである。

その後足利義滿が明へ國書を送るに當り、その書式について議論があり、結局支那の書式を用ひた。その時、國書と稱した再傳信書は、その文中に、「秋永天皇、惟日臨、上天下事、和氣同仁、普同、東西」と記した。これは海上對馬の境を述べたものであるけれども、意外に於て兩國の上下定むべからざるの意を寓したものである」と、則ち「西國圖記

記」に於て説明して居る。

ついで將軍義隆の時代、使を明に遣はした。この時の國書は、則ち之を作つた。その文に、「貴國北使、一情以生、上聖、白身兩國、其中以養、皇國」と書いた。再申といふのは、この時、明の使者附じて、英宗が再び帝を讓んだので、この語を用ひたのであるが、則ち自らこの文を解して、「これには少しく寓意がある。それは貴國が西に出で北に歸するは、我國に朝貢するの心あるが如くである。日が東に出で、後世に傳は、我國の光が後世に傳はるものである。彼方より此方を目指して東海といふ、而して我國は日本と號し、又日域といひ、日東ともいふ。即ち日を以て、我國に屬するは、決して誤るものにあらず」と、のべて居る。日本の光が後の國を照らすといふのである。かやうな文の中に氣概を寓して、ひそかに自ら慰めたので、則ち精神度やうな疑もあつたが、しかしここにも日本精神の、微かながら心中に湧き出づるを認めなければならぬ。

則ち「西國圖記」の序に於て、當時我が國の學徒が、支那天皇の事には違ひて居るが、日本の事には長だ續いとを歌じて、「吾國、六國史の書有と雖も、而も誠じ虚辭し、故に本國の事を知る者幾ど希なり、究ちを檢てて虚を去る、事と考ふる無からんや」といつて居る。實際その頃の學徒といはれる者が、日本歴史に疎かつたことは、疑くべきものがある。學問といへば、則ち漢學であつた。隨つて支那の事は知つて居るが、日本の事は知らぬといふ風であつて、皆も新學まで學問といへば、西洋の事は知つて居るが、日本の事は知らぬものが多かつたと同じやうな譯である。この風は、江戸時代に入つてもやはり同じであつて、新井白石の事を、八代將軍吉宗が、室鳩巢氏、白石は如何の學者かと尋ねた。鳩巢は之に答へて、白石は漢學のものである、普通世間の學者は、支那の事にのみ詳しく、日本の事には暇いが、白石は本朝の歴史制度にも通じて居て、博識のものであると答へたといふことがある。日本の事に通じて居るのが珍らしかつたのである。江戸時代に於てさへこの通りであるから、室町時代の五山僧が、日本歴史に暇かつたのは、事乃當然であらう。則ち之を慨然して、自ら國史を究め、「神皇正統記」によつて、上古以來の事を録して、之をその著「西國圖記」の初めに載せたのである。

さて室町時代に流行した余若詩の中に、「大日本記」といふのがある。その題名が既に國は神代を現はすものであるが、その詩の詞に於ては、國の起りを説き、天皇は崩しと雖も、日を傳るに依て其國といひ、唐土も崩しと申せども、星をたかどるに依て室且國といふ、

日本建國は小國なるとは申せども、日本がたどるに依て其域と名く」といふ意味をのべて、國民としての誇りを示して居るのは、頗る注意に値するものである。この書は固に新時代の正氣の精神を、是れを以てして、其の注意を引くべき書と云ふ。實に其の精神が、たゞこれと云ふ程度に留まらず、その精神が、是れを以てして、其の注意を引くべき書と云ふ。實に其の精神が、たゞこれと云ふ程度に留まらず、その精神が、

またこの時代の小説の中にも、「百合若大世」は蒙古退治の爲めに、義勇に出陣し、「洞窟子鳥渡」にも蒙古征伐の軍を起すことが見える。「洞窟草子」には是れを以て言ふことがあり、其の「遊人相撲」には、唐の帝と相撲して、之を投げつけける話がある。漢代にも日本精神の顯強と見るべき若干の作がある。その一例として「白龍天」の如きは、其も傑出したもの一つであらう。漢代「白龍天」は、日本の智慧を許さんとして、唐土より來朝した文學家白龍天と、一漁翁と邂逅せる佳吉明神との詞話に擬し、「唐には神を作つて遊ぶよ」と言ふからに云ふに依りて、「日本には神をよみて人の心を感め候」と感し、更に「そも敬とは何ぞ」と問ふに答へて、「それ天竺の靈文と志士の神賦とし、唐土の詩賦を以て我國の歌とす。されば三國を和げ奉るを以て、大に和む」と言ひて、大和歌と云ふ」といふ、白龍天が日本の景色を歌に作つて、「吾衣衣とあびて唐の國にかゝり、白龍君に依て山の國を別る」といふと、漢書が歌に詠んで、「吾衣衣たる遊はさもなくして去遊山の響をさるかな」と感す。名もなき一漁翁するこの遊りと感し、「佳吉の神の方のありんば、よも日本を以て往へさせ給はじ、はははの波立ち踏み給へん天」といふ、世傳より一歩も益せず、改さずとし、漢土へ歸してしまふといふ話である。

これ等何れも當代の國民が、漸く國民精神に目ざめかかつた種子を見るに足るものである。かの聖賢の跡より支那に立ち、北は遼東半島より、南は安南近くまで遊し又はつた後、其の如きも、亦國民自覺の現はれた一掃と見るべきものであらう。徳意は是なる海國ではなく、天竺は經濟的の利國より知つたものであり、貿易の利國を無いて、自由貿易を要求するものであるが、その海外に建設して冒險的に活動したその一面には、國民精神の閃くものあるを認めなければならぬ。

五 安土桃山時代

安土桃山時代は、一般に國民精神の旺盛なる時代であつた。百有餘年に亘る戦亂が、信長、秀吉の力によつて漸く治され、國內統一の業が成ると共に、國家的觀念は著しく發達した。

信長が安土の遺志を継いで、皇室の復興に努め、徳義を結集し御料を復した事などは申すまでも無い。その反則義勇と騎人定約定の中には「天下歸徳の爲には、朝廷の事を萬事組織に置き置ること」といふ一徳條を、特に敬して居る。秀吉に就つては、帝王主義の條に顯著なるものがあつた。秀吉は徳政より知つて、遂に役人位を擧め、天正十三年に關白になり、

十四年に太政大臣となつた。その時にその榮華を深く心に感じて、皇室の爲めに何とぞ致して、幸あれかしと考へた。先づ徳義の増進を初め、四季狩々の御恩みを考へたが、天正十四年榮華の第の進費にかかち、十六年にでき上つた。そこで行幸を仰ぎ、徳義の増進を謀つた。その準備については、女官等に委ねるまで十分費にその料を従ふ、又儀式などについても、特に宜調をさせて、亦も周到なる用意をした。前例によれば、秀吉は安土の門前にて奉養すれば宜しいのであるが、尚ほ徳義にする爲めに、春日参内して萬壽に感服して、其の列に知はつて、榮華に入つた。その時のことが、「茶室物語」に記されてあるが、それは五十代以前は知らず、それより此かたは、君臣の禮儀かゝる日出立調代はよもわからぬとある。五十代以後といふのは、普通は理想の太平の時代と稱せられた徳義・天祥の時といふのである。その行幸に、御経三日月といふ御推定であつたが、尚ほ御名義り惜しいといふので、五日間御留め申した。天皇の御満足も感し奉る事ができる。又諸大名を集めて、忠誠を誓はしめ、之に依つて天下をして天皇の尊りを知らしめた。

又天正十五年三月一日、秀吉が九州征伐の爲め特に大坂を問敷せんとするに際み、親王公卿門閥が見送の爲めに來られ、天皇からは勅使を遣はされて之を慰らしめられた。この時、秀吉は和衷の姿と見るや、怒り馬より下り、地に拜して勅使と承つた。その秀吉の態度が如何にも敬虔の情が溢れて見えたといふ事と、特に所定吉田兼元日記に記してある。又朝鮮征伐の時、朝鮮の王城を圍れ、間もなく八道を取つてしまひ、やがて支那四百餘州とも併せんとするといふ意氣地であつた。その時に、四百餘州を取つた上の配分方を考へ、その條を讀んで、肥前藩屋の本營から京大坂の方へ知らせた。その第一條に於て、支那の都へ風象を傳へて都を遷すこと、ついではその準備せらるるやうに致したい。朝儀奉行亦ありせらるるやうに致したい。之について都府に於て、十餘國を御料國として上るといふことがあつた。この時朝廷に於ては調査委員を命ぜられて、其の日に準備にかかられた。これは少々早過ぎたことであつたが、とにかく、秀吉が先づ風象を北京に傳へようとした。その考には、非常な君主の意のものあつたことが知られる。

又支那と通和談判に於て、その通和條件の第一條には、支那皇帝の慶宮と日本天皇の妃に
 上ることとある。これは實行的に見れば、あまり重要な條件ではない。條件の最も重要な
 るものは第二條にある。即ち聯合を盟約である、即ち貿易の復興である。この聯合ことは、秀
 吉の國教の根本理由となつたものであることは、予の筆くより述べて置ること、是れ半世
 以來申懸して於た聯合を盟約するといふことは、國民の經濟生活にとつて、最も必要なこと
 であつた。それにも拘らず、先づ其先代朝廷の事を第一に置いて、慶宮と天皇の妃に上るし
 めるといふことを條件にしたのは、ここに秀吉の帝王心の著しいことが見られる。

尙ほ秀吉の帝王心については、一つの興味深い話が傳はつて居る。天正十四年二月二十日、
 へんが野に集まれば百三十三日、またた等の真意も、この日、秀吉體內して、その歸路に鹿かに
 鹿の標花を執りて、その驚しさにしばし恍惚たる有様であつた。正親町天皇之を聞召され、
 後に時使を遣はされて、花一枝に御製と部へて國はつた。

たちよりし色々ものころ花づかちちらで流井の事や聞ねべき

との御製と評して秀吉は、時使を御待たせ申し、たちどころに御返歌を申上げた。

忍びつゝ難とくもにながめしもあらはれけり花の木のもと

秀吉が歌の端が相當にあつたといふことは、種々の材料によつて證明せられることである
 が、この歌の如きもまたその一例である。この事が内外に傳はつて、時の親王門閥以下公卿
 等が之に唱和して、當時秀吉の祈禱であつた根本長壽正法、その親吉が後に慶長公の御平家
 引され、所謂五松林の祖がそれを寫して一巻に依つたものが傳はつて居る。その巻物は、
 日本橋三井銀行の隣、久松木家に藏せられる。またその事柄は、武中女官の日記(御海藏上
 日記)にも記されてある。この話の如きは、如何にも傳説な事實で、その花を執めた動物、
 和歌を詠じた心持が、秀吉その人を畫中の人物に化せしめるやうに思はれると共に、首原和
 樂の筆はしり御孫子が思ひやられ、ゆかしい趣味のある話である。

今一つ、秀吉が帝王心の草かつたことを見るべき、即ち風流な話がある。秀吉が武官の少
 し前、慶長三年三月十五日、(北條氏に對する)北條氏に於て聞いた花見の宴は、隆興
 の山上山下數十町に亘つて催された園遊會の如きもので、實に秀吉以後の遊樂を遊したるもの
 であつた。この山には、舊て花山天皇、後白河天皇、龜山天皇、後宇多天皇の行幸ありせら
 れた事があるによつて、御山と名づけられてあつた。然るに今、秀吉が若くは陛下に當つ
 て、御山では遊れ多いと云ふので、特に改めて深雪山と稱した。そこで秀吉は一首の歌を

詠じた。

あらためて名どかへて見え深雪山うづもる花もあらはれにけり
 うづもる花といふのは、その行幸の故事が長く傳もれて、知られずに居たが、今現はれて明
 かになつたといふので、それを深雪に花の理もるといふのにかけたのである。この話の如き
 も、亦秀吉が如何に皇室に對して尊崇の念の深かつたかを知るべき一例である。この歌をし
 るした秀吉自筆の原書が、今鹿嶋三寶院にあり、國寶に指定せられてある。

右の如く、この時代には、國體論の發達顯著なるものがあつた。之に伴うて、國民の自
 主的精神も著しくなつた。秀吉が朝鮮及び支那征伐七兩年の戰爭は、その氣運の盛れたもの
 である。精神しむくは、この戰爭は國力と共に、内外の情を結せず、國に表を用ひたとい
 ふ調がある。爲めに文藝の役にも、初めの内は求官を辭で、朝鮮入寇を疑懼し、今にも支
 那に攻め入らばかりになつたが、後にはさほどに数はなくなり、その勢も水くつづかず、
 慶長再渡の役には、數々の日にあひ、水軍は敗れ、陸軍は勝たれ、兵敗れ皆怖み、實に國體
 たるものであつた。始めは陸軍の如く、終りは水軍の如くであつた。

之を文永・弘安の時に比するに、かの時には蒙古の軍勢に會ひ、已むを得ずして立つた。
 ここに國民は必死となり、其の舉國一致の姿が現はれた。故に老幼男女を問はず、憤然とし
 て起つた。「實石公三略」に、「夫れ我は不祥の器なり、天誅之を蒙り、已むを得ずして之を
 用ふる、是れ天運なり」とあり。文永・弘安の役には、天運我にあり、天誅の存する所、何物
 か之に敵せん。然るに文永・慶長の朝鮮陣に於ては、實に全く異なり、文永・弘安の時に於ける
 が如く舉國一致の姿は見られない。何故であるか。これは秀吉以下武將等の強であり、國民
 の戦ではなかつた。已むを得ざるに出たといふのではなく、國民の死生に關するといふので
 もなかつた。故に一般國民の固に於ける敬懼心は、さほどではなかつた。抑も此に於ては
 兵を好むといふもの、「司馬法」に所謂「國大なりと雖も、兵を好むときは、必ず亡ぶ」といふ
 ものであつた。史料の論よりいへば、文永・弘安は古いだけに、その戦に關する一般材料の
 存するものが少い故ならず、尚ほ且つ老幼婦女に及ぶまで國民奮起の状を示す材料の多く存
 することは前に述べた通りである。文永・慶長の戦には、その戦に關する一般材料の存する
 ものは多いのであるが、國民の道徳心に關する材料は、殆んど稀である。これ朝鮮陣が式と
 謂すといふやうな社説をさへ受けた所以である。

然れども、從軍足利氏の用に對する積極的態度によつて朝鮮も如も表を現つて居つた。朝

